

-

アイヌ民族の権利回復と持続可能な地域づくり

オホーツク・紋別におけるESDの取組み 2009 - 2011









NPO法人 さつぽろ自由学校「遊」

もくじ

1. 取り組みの背景 2 p

漁師として、経験から感じてきたこと(畠山敏) オホーツク沿岸のアイヌ民族から日本国政府と北海道(知事)への緊急要請書 西紋別地区のアイヌ民族から高橋はるみ北海道知事への緊急要請書 国連先住民族宣言 4.6 ヵ条が紋別アイヌに夢と誇りを与えた(鷲頭 幹夫)

- 2. 紋別の自然と人々、その活動に出会う ~オホーツク・紋別ESDツアー~ 15 p 紋別ESDツアー「オホーツクの森と海、そしてアイヌの歴史と現在」報告(有坂 美紀) オホーツク・紋別におけるESDの取組み(小泉 雅弘)
- 3. 平場の話し合いからネットワークの形成へ ~地域ワークショップ「持続可能な紋別に向けて」~ 27 p 「ESD×生物多様性」地域ワークショップ in 紋別 記録 「ESD×生物多様性」地域ワークショップ in 紋別 報告(小泉雅弘)
- 4. 産業廃棄物最終処分場建設への異議申し立て 48 p

国連・人権理事会への市民外交センターの文書声明(英語・日本語訳)

緊急:北海道知事への連名の要請文(日本語・英語訳)

「モベツ川を汚さないで!」〜紋別における産廃処分場建設計画をめぐって〜 (小泉 雅弘)

名古屋で紋別産廃問題をアピール(小泉 雅弘)

「サンパイ」でアイヌが問うのは、自然界の私物化を当然視する近代日本人(ぼくたち)の生活感覚では? (鷲頭幹夫)

- 5. 地域で広がるアイヌ民族学習
 - ~ E S D 地域セミナー「地域で学ぶ、未来を学ぶ」~ 60 p

アイヌの人権と歴史〜紋別市立潮見中学校の授業実践から〜 (藤田 洋平)

ESD地域セミナー in 紋別に参加して(山田恵)

ESD in local community development context (Fumiko Noguchi)

6. 公害審査会での調停~公害防止協定の締結~ 71 p

調停申請書

公害審査申立ての理由説明(畠山 敏)

管理型産業廃棄物処分場に係る公害防止協定書

ごあいさつ(畠山敏)

7. 自分たちで調べる~モベツ川水系河川環境調査~ 80 p

藻別川支流、豊岡川にて(池田 和正)

豊岡川底生動物調査結果報告書

8. 3.11 震災後の海と漁業 ~ E S D セミナー「海と大地の声を聞く」 ~ 91 p セミナー報告 (野口 扶美子)

1. 取り組みの背景

さっぽろ自由学校「遊」におけるオホーツク・紋別でのESD(持続可能な開発のための教育)の取り組みのきっかけは、紋別在住のアイヌ民族で、漁師である畠山敏さんとの出会いでした。「遊」では、北海道の地域性に根ざしたESDの取り組みとしてアイヌ民族との共生というテーマを重要な柱とし、フィールドツアーやワークショップを重ねていました。そうした中で、2009年1月に開催した第2回ESD担い手ミーティングin 北海道「北海道的ESDを構想する~森と海から考えるESDのプログラムづくり~」において、畠山敏さんを報告者の一人として迎え、お話を聞く機会を得ました。このワークショップのグループワークの中から、実際に紋別の地を訪れるツアーをやろうというアイデアが出され、紋別を舞台にしたESDの取り組みにつながりました。

一方、この頃、2008年6月の「アイヌ民族を先住民族とすることを求める」国会決議を受けて、政府はアイヌ政策のあり方に関する有識者懇談会を設置、新しいアイヌ政策に向けての動きが始まりつつありました。北海道アイヌ協会紋別支部長である畠山さんは、「先住民族の権利に関する国連宣言」に謳われた権利の実現に向けて、政府や北海道に対して積極的に提言・要請をしてきます。ここで主張されているオホーツク・紋別の地域性に根ざしたアイヌ民族の権利保障の内容は、その後の取り組みの基盤となっているものです。



2009 年 1 月 第 2 回 E S D 担い手ミーティングの様子

第二回 ESD (持続可能な開発のための教育) 担い手ミーティング in 北海道 北海道的ESDを構想する~森と海から考えるESDのプログラムづくり~

「国連・持続可能な開発のための教育の 10 年」(2005 ~ 2014) がスタートしてはや4年。 北海道においても、少しずつESDを意識した取り組みが広がってきているように思います。 ESDの学びを地域づくりへと結びつけていくためには、北海道の地域性に根ざした学びの プログラムが必要です。今回の担い手ミーティングでは、北海道の自然環境と密接に関わる 林業(森)と漁業(海) に焦点を当て、その現状と課題を検討しながら、それらをテーマと したESDのプログラムを皆で考えたいと思います。皆様のご参加をお待ちしています。

■日 時 2009年1月17日(土) 13:00~18:00、18日(日) 9:30~15:30

■ 会 場 北海道環境サポートセンター

■ 参加対象 ESDを意識した活動に関わっている、関心を持っている北海道内の団体関係者・ 個人

■ 参加費 無料

■主催 第一部:環境省北海道環境パートナーシップオフィス(EPO北海道) 第二部:NPO法人さっぽろ自由学校「遊」

■協力 北海道環境サポートセンター

■プログラム

第一部 「第一次産業からESDへのヒントを!!」

17日(土)

13:00~ 参加者相互の自己紹介・相互活動報告 14:00~ 漁業や林業の視点からESDを考える

【ゲスト】畠山 敏さん 紋別在住漁業者、北海道ウタリ協会紋別支部長 佐藤 孝弘さん 北海道立林業試験場・保健機能課 山﨑 栄子さん 生活クラブ生活協同組合 理事

第二部 「ESDのプログラム・デザイン」

ファシリテーター:長岡 素彦さん

17日(土)

15:45~18:00 グループ・ディスカッション〜活動の課題と可能性〜

18日(日)

9:30~ ESDのプログラムのアウトラインづくり

12:00~ 昼食

13:00~15:30 ESDのプログラムのデザイン

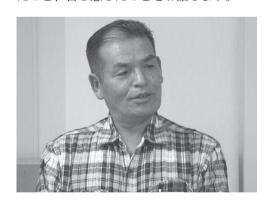
漁師として、経験から感じてきたこと

紋別在住 漁師、北海道アイヌ協会紋別支部長 畠山 敏

1 自己紹介

こういう場で話すのは初めてです。

私はアイヌとしてコタンに生まれ、わん ぱくな子どもとして育ちました。コタンの アイヌが通う小学校を卒業したあとは、一 学年の生徒数約 400 人の紋別中学校に進み ました。そこで、ひどいいじめにあい、中 2の途中から出席できなくなりました。卒 業証書をもらったかどうかも覚えていない ほどです。こうして中学以降、劣等感を抱 えたまま大人になりました。自分のことを 話せるようになったのは、アイヌの集会に 出るようになった50歳半ば過ぎからです。 漁師ひとすじで何十年も暮らし、去年船か ら下りました。季節によって、地元の海だ けでなく、えりも沖、八戸、三陸エリアま で行きました。今日は、漁師として体験し たこと、自ら感じたことをお話します。



2 山は海にとって大切

まず、漁師から見て、山はとても大切な ものです。漁師は山を「おか」と呼び、山 と海は切り離せないものと考えます。「山は 海を再生する」のです。

流氷が溶けるころ、氷の下にオキアミが発生し、真っ赤になります。動物性プランクトンが氷から解けた植物性プランクトンを食べているのだと思います。

オホーツク海は、かつて世界の3大漁場と言われていました。それほど漁獲高があったのです。なぜ世界から見ると小さな海がそれほど豊かな海だったか?

それは、深い天然林に囲まれたロシアの アムール川からくる真水が凍ってできた流 氷がオホーツク海を閉ざしたからです。そ の真水は、植物性プランクトンを大量に含 み、海に恵みをもたらしていました。つまり、 山、森が海にとって大切だということにな ります。

さて、海岸沿いや河口付近を車や船で通る時、木が根をつけたまま川に流されているのを見ることがあります。この原因は、おそらく、針葉樹一辺倒の表土をめくっての皆伐造林方式による植林と、行き過ぎた河川の直線化の護岸工事が原因だと思うのです。表土をめくらず、もっと多様な広葉樹を植えたほうが、水が吸収されてよいのではないかと思います。また、北海道のあちこちで、雨が降ると川に泥水が流れているのも、そのせいではないかと思います。

漁に出ると、北海道の周りを年に数回回っていました。海から見ると、山のあるところには、家畜は少ない。しかし、平らなところには家畜がいて、そういうところの海は汚れています。牛を飼うなとはいわないが、糞尿が牧草地から川へ、海へ流れていることを、もっと真剣に考えてもらいたいと思います。

実は、こういうことがありました。網走に、止別川という、サケ・マスをアイヌに割り当てがあってとることができるようになった川があります。その川に出かけると、水が糞尿臭いのです。そこまで川の水は汚されています。その川の河口で、帆立貝養殖をしましたが、貝は窒息死してしまいました。死んだ貝はすべて臭かったです。

漁をするとき、200海里の沖ぎりぎりまで行くことがあります。潮目・潮境といって、ロシアの方からの寒流と、対馬暖流がぶつかるところがあります。潮目は格好の漁場ですが、根がついたままの木、ナイロンの袋などがごみだまりのようにたまっていて、刺し網などの操業が出来ないこともあります。近年特にひどくなりました。海を皆で大切にしなければならないと思います。

3 海を壊す漁業

この潮目のごみだまりのことと、並んでもう一つお話したいのは、海の深さは「おかを見ろ」ということです。つまり、海の深さは山の高さと関係があるということです。海の地形は山の地形と連動しています。海の起伏のあるところには、さまざまな魚がいます。魚には深さに応じてテリトリー、縄張りがあり、魚の種類によって居場所が違い、限られた生態系の中で住み分けています。

そこで非常に問題なのが、大型着底トロール船(=底引き船 150 トン級の船)です。この船は、水産庁(国)の許可で何をとっても許されています。まったく規制がありません。我々のような沿岸漁師は、都道府県知事が許可する漁業権を通し、様々な細かい規制(魚種・漁具・漁期・サイズ・漁獲高・人数など)のなかで、苦労して規制を守り、自分たちの前浜(生活圏内の海域)の資源保護につとめています。

しかし、大型底引き船は、緩い規制で混獲や魚場の破壊を含む再生不可能な一回限りの破壊的な操業を、まさに我々沿岸漁師と同じ海域で行っています。都道府県と国の縦割り行政のおかげで、同じ海域にダブルスタンダードが存在し、その矛盾のしわ寄せは弱いもの(沿岸の小漁師)に押し付けられたままです。

トロール船での漁業は魚の住むさまざま な場所(休む場所、産卵場所など)を一網 打尽に破壊する持続不可能な漁業のやり方 です。昔は規制があったのに、平成3年からトロール船は何をとってもよいように法律が変えられました。それまでは、甲殻類をとってはいけなかったのに、ある大臣が農林省令に一行付け加えさせたのです。これは海を壊す漁業だと思います。

ソ連崩壊前に、ロシアでは底引き船は、海を壊す漁業だからということで禁止にしました。もう二十数年前になります。世界中の漁業が、着底トロール漁業禁止の方向へ向かっている中で、日本ではいまだに行っているのです。

いっぽう、私の持っているような小さな 19トンの船では、許可がないので、カニ1 匹とっても逮捕されます。

4 捕鯨問題とアイヌ

私がアイヌ民族として目覚めたのは、死んだ兄のお陰です。それはこんなことがあったからでした。

私は20年来イルカ漁師で、イルカを獲りながら、オホーツク海から太平洋に出て三陸沿岸へいくとき、7~8月に海がたらいのように輝くときがあります。このようなとき、鯨が見えない日はないです。ある日手分けして数えると、視界360度に約40頭見えました。

こんなにたくさんいる鯨を獲ることはできないかと思い、兄に相談しました。すると、アイヌが捕鯨するためには「民族捕鯨」という手段しかないことを教えてくれました。これをきっかけに、当時アイヌが大嫌いだっ



たわたしは、兄の後ろに隠れるようにして アイヌとクジラのつながりを少しずつ調べ 始めました。ところが、間もなく頼りにし ていた兄が他界しました。

もう一人では続けられないとあきらめていた矢先、死んだ兄に枕元に立たれました。私は「たとえ一人で歩むことになっても、イチャルパ(祖先供養)をすることから自分のアイヌの人生を始めよう」と、このとき一大決心をしました。その後は一人で博物館や文献を調べ、あちこちのアイヌの集会やイベント等に出かけ、イチャルパを中心としながら、自分なりにアイヌとクジラのつながりを探ってきました。

調べるうちに分かってきたことがいくつかあります。

日本には、日本小型捕鯨協会があります。 この団体は国内外で名前を使い分け、世界 に向けては「大和民族生存捕鯨」と名乗っ ているそうです。その方が世界的には受け がよいからとのことです。

いっぽう、南極では、「調査捕鯨」と称して、大型船(1000トン)で捕鯨が行われています。建造費と調査費には税金が使われていて、一隻38億円だとか。ミンククジラ、マッコウクジラ、ナガスクジラなど、年に約1200頭獲ったそうです。そしてこの水産庁が進める捕鯨運動は、天下り団体など合計して200人以上のぶら下がりを、国民の税金を使って養っているらしいです。

私はアイヌの「民族捕鯨」をぜひ実現したいと思いました。そこで、アイヌと捕鯨のかかわりの歴史を学者にたのんで調べてもらい、水産庁へ行きましたが、結局話が進みませんでした。ある研究所の学者にも相談しましたが、協力してくれませんでした。

けれども私は、アイヌとクジラの間には、深いつながりがあると思っています。捕獲・解体だけにとどまらず、送りの儀式や祭り、調理・歌や踊り・地名や神話、工芸品に至るまで、クジラにまつわる様々な伝承が伝

わってきたのです。特に会員数や文化伝承 活動が比較的少ないこのオホーツク沿岸の アイヌ民族にとって、クジラは、総合的な 文化伝継承のシンボルになりうると、私は 信じています。

アイヌは虐げられてきた歴史を持ちます。 江戸時代の場所請負制以来、オホーツク海 にも和人がやってきて、サケ・マス・ニシ ン場で強制労働をさせられました。それま での自然と調和した生活様式が認められず、 禁止されました。虐待や虐殺もありました。 苦難の歴史です。そんな中で、捕鯨の慣習 も文化も壊されました。

昔から、クジラー頭揚がれば、3つの浜が潤った、という言い伝えが残っています。捕鯨にはじまるクジラにまつわるアイヌの活動は民族の文化です。解体するのも、食べるのも文化。大切なカムイとしてコタンに迎え入れ、感謝と出来るかぎりの供えをして送り返すアイヌの精神、私はアイヌが自然と共生していた文化を再現したいと切に願っています。

そしてそのアイヌの精神こそが、科学的 調査を無視し、政治的駆け引きの道具とし て矛盾のさなかにある国際的な捕鯨論争を 解決し、人間とクジラ(海の生き物全て) の持続可能な関係作りのため、欠かせない ものだと思います。つまり、現代の偏りす ぎた人間の海産資源利用(増えすぎた野生 動植物問題も含んで)から、将来の世代へ 豊かな海を残していくための、方向転換と して、全ての人に貢献しうる精神と文化な



のだと、私は強く思っています。

私の鯨の運動は、今年で14年を迎えます。何千万円も費用をかけてきました。私の父はある志を持っていましたが、立ちはだかる困難のために結局果たせませんでした。そのようなことに自分はなりたくない。一回志したらとことん運動を行いたい。それがやがて木になり、実になっていくと思

います。

私の願いは、捕鯨と平行して、若いアイヌの資格習得学習(船の操作のしかた)の場をつくってほしい、そしてアイヌを優先的に乗船させてほしいということです。いままでずっと自分ひとりで活動してきました。ぜひ共感くださる方、サポートお願いします。

5				
{/	デループA ESDのネットワークづくり チーム畠山			
	何を目的として?	森、川、海とのつながりを取り戻す、縦割りを壊し異分野でつながる		
誰が誰と学ぶか? 農林水産業従事者のリーダ		農林水産業従事者のリーダー、頭の柔らかい研究者、行政・市民		
	適切な手段・方法は?	データを調べる(調査)、先進的な取り組みを探す、キーパーソンを 探す、異分野で共通性を見出しつなげる、 コーディネーターの必要、見えないものを可視化する		

ESDのネットワークづくり

チーム畠山

目 的:森、川、海とのつながりを取り戻す 縦割りを壊し、異分野でつながる

紋別現場体験ツアー

ガイド:畠山氏

参加者:ESD担い手ミーティング参加者、

マスコミ、地元議員、

地元自治体職員、地元住民

→問題の可視化(森・川・海の破壊)

→メディア・世論が動く、議会、環境政策







オホーツク沿岸のアイヌ民族から 日本国政府と北海道(知事)への緊急要請書

2009 年 5 月 社団法人北海道アイヌ協会 網走地区連合会 会長 山下利幸 社団法人北海道アイヌ協会 紋別支部 支部長 畠山 敏

前 文

私達オホーツク沿岸のアイヌ民族は、大和民族の江戸幕府、および明治から平成の今日に至るまでの日本国政府による植民地化政策と強制的な民族同化政策、さらにそれらがもたらした有形無形の差別と迫害、排除と偏見にさらされる苦難の歴史を耐え忍んできました。

2007年9月13日に国連総会が採択し、日本国政府も賛成した『先住民族の権利に関する国際連合宣言(以下、国連宣言)』は世界中の先住民族が、植民地化による自らの生得の土地、領域、資源の略奪という歴史的不正義によって失った権利を回復し、いかなる差別からも自由である、と高らかにうたっています。これを受けて日本の衆参両議院では2008年6月6日、アイヌ民族が「先住民族」であると明言する決議文を満場一致で採択し、日本国政府に対して国連宣言の条項の尊重と完全適用に踏み切るよう促しました。

本日、私達オホーツク沿岸のアイヌ民族は、日本国政府と北海道(知事)に対し、 国連宣言で「集団的または個人としてすべての人権と基本的自由享受の権利を有する」 と明記された日本の先住民族として、相互尊重の精神の下、「正義、民主主義、人権の 尊重、平等、非差別、よき統治および信義誠実」の原則で発せられた国連宣言の主旨 にのっとり、7項目の緊急要請書を提出します。効果的な対策が速やかに行われるこ とを期待しています。

長年にわたる人権侵害と強制同化と迫害により、先住民族としての文化も誇りも、 万物と共生する生業の営みも奪われた私達ですが、民族として自立、自活したいとい う積年の悲願がようやく実現に向かって花開くときを迎えたのです。

緊急政策に関する要請事項

1 アイヌ民族の記念日の設定

人類普遍の人権の原理に照らし、近代以降の日本国政府が先住民族であるアイヌ民族に対してとり続けた蔑視による強制的同化政策がいかに誤った不正義な歴史であったかを全国民に知らしめ、国連宣言で全世界が認めた先住民族としての集団と個人が有することを知らしめるためアイヌ民族の記念日を設定してください。

2 アイヌ民族専門の行政機関の創設

国連の先住民族宣言の各条項を日本国内で実現させるため、国に特定独立行政法人を創設してください。ここでは、すべての省庁からの出向職員とアイヌ民族が選出する職員とが相互尊重の精神の下「公務員」となり、アイヌ民族の失われた権利回復のための対策実施本部としての業務を行います。その部下機関として全国の市町村の窓口にアイヌ民族の権利回復に関する担当機関を設立してください。

3 アイヌ民族自立化基金の創設

誰がアイヌ民族か決めることを含めて、アイヌ民族が何らの政治的地位を決め、経済的、 社会的文化的発展の方向を自ら決める自己決定権を行使できるための財源確保として「アイ ヌ民族自立化基金」を創設して、アイヌ民族の団体、個人が自由に使える仕組みを作ってく ださい。

財源としては、明治政府が主導した民族差別的な土地制度などにより排除と冷遇を受け続けたアイヌ民族への賠償金をあてることも、理に叶う方法です。

4 アイヌ民族生活支援法の制度

長年にわたる日本社会のアイヌ民族差別と偏見と排除により、私達アイヌ民族は劣悪な経済条件の下、自らの民族的出自を明かすことさえ恐れ、自然界の万物と対話しながら築き上げてきた生活と精神の豊かな文化への誇りすら見失いつつある人も多いのがいつわらざる現状です。支配民族と被支配民族との間に厳然と存在する経済格差を公正な実態調査の下で明らかにした上で、低所得の生活困窮アイヌ民族の家庭生活をあらゆる角度から支援する法律を、生活保護法とは別建てで創設してください。

その支援内容は低家賃住宅や共同住宅の提供、農林水産業や商工業などの事業者への低利 融資制度の創設、官公庁や企業への優先雇用制度の創設、職業訓練、再訓練機関の優先的利用、 負債整理や経済指導のための専門家による支援制度の確立、育児施設の整備、アイヌ民族専 用の福祉介護施設の創設などです。

5 アイヌ民族漁業権の回復

私達の祖先は大和民族が漁業や商業の糧を求めて船でやってくるよりはるか昔から、この オホーツク沿岸に定住し、コタン(村)をつくり、山海のあらゆる恵みを感謝の祈りととも にいただく平和な暮らしを続けていました。

とりわけ北海道沿岸の鯨と私達の祖先とのつながりはとても深く、資源を絶やさない知恵と節度をもって捕獲から解体、加工利用にとどまらず感謝の祈りを捧げながら神の国へ鯨の魂を送り返す儀式や祭りを大切にしてきました。その中で伝承されてきた調理法や歌や踊り、地名や神話の中に伝えられる鯨の大切さ、工芸品の鯨文様などは、オホーツク沿岸のアイヌ民族にとって鯨は総合的な文化伝承のシンボルであることを示しています。

江戸時代の場所請負制による強制労働によりアイヌ民族は自然と調和した独自の生活様式を奪われ、捕鯨の習慣や技術、文化も破壊されました。捕り、解体し、食べるだけでなく感謝の念とできる限りのお供えをして神の国に魂を送り返していたアイヌ民族の精神、自然と共生していたアイヌ民族の鯨文化を復活再生させるため、また食物連鎖の頂点に位置する鯨を陸上の万物への栄養補給源として循環させる持続可能な人間の営みへの方向転換のシンボルとして、私たちは北海道「沿岸」におけるアイヌ民族生存捕鯨の権利回復を強く要求します。

先住民族生存捕鯨の復活は世界中で認められないまま北米大陸のマーカー族は米国政府からコククジラを「手もりからライフル銃または4本もりを撃ち込む方法」に限り許されています。人間と海の生き物全てを象徴する鯨との、持続可能な関係を取り戻す為にも、政治的な利害対立の道具として矛盾(保護しすぎて漁業資源が逆に減る)をさらけ出している国際的な捕鯨論争を解決するためにも、私達アイヌ民族に北海道沿岸のアイヌ式伝統捕鯨の漁業権を返してください。

オホーツク沿岸のアイヌ民族は明治政府が一方的に「密漁」扱いして禁止する時まで、長い間川に遡上する鮭鱒の自然産卵を邪魔しないようなやり方で資源を枯らさない利用を続けていました。サケ・マスを捕り、冬用に干して保存した知恵はアイヌ民族独自の持続可能な鮭鱒自然増養殖事業だと言えるでしょう。

古来のアイヌの持続可能な自然産卵を守り助ける鮭鱒漁をオホーツクの河川と沿岸部に復活させることは、自然環境保全のためにも今こそ必要なのです。これら鮭鱒漁の権利を回復してください。

また日本政府による大型底引き船の着底トロール漁業の規制の大幅な緩和により、私達アイヌ民族を含めた沿岸漁師は事細かに規制を受ける中で前浜の資源保護につとめています。 私達の沿岸漁場にまで操業海域を広げ、魚の棲みやすい産卵場などを一網打尽に破壊しつつある持続不可能な着底トロール漁を規制し、深海底の資源を有効に、かつ環境を破壊せずに利用できるようなツブやカニの籠網漁業を復活させてください。これからはオホーツクの海を豊かな資源が殖える海にする必要があります。アイヌ民族の伝統生存捕鯨と籠網による深海底の未利用資源の活用の実現こそが世界でも有数のオホーツク漁場を豊かなまま未来の世代に引き継ぐ唯一の道と信じます。

6 河川・森林環境保全への参加

オホーツク海に注ぐ大小の河川は、森林で生まれた植物プランクトンを海へ運びそれが動物プランクトンの餌となり、魚介類から順に食物連鎖の頂点の鯨に至るまでの生命の営みを仲介する大切な天然資源です。山と森林と海が水(河川)で結ばれたオホーツクの豊かな大地を、人間の過剰な欲望で汚し破壊することは先祖からこの大地を引き継いだ私達オホーツクエリアのアイヌ民族にとって許すべからざる暴挙です。

私達はオホーツク沿岸地域内の森林、山野を保全し維持する権利を持つ先住民族であることが認められた以上、今後の河川管理や山林開発、漁業開発などあらゆる環境政策の影響を直接受けざるを得ない先住民族として、その政策決定にメンバーとして参加する権利をもっています。

現在、紋別市の藻別川支流の豊岡川水源一帯の山間部に産業廃棄物処理処分場を建設する計画が現地山林を所有する民間企業の手で進められています。紋別市や北海道庁の許認可をもって最終的な着工に至る前に、私達アイヌ民族を対等な正式メンバーに加えた話し合いの場を早急に設けてください。相互尊重の精神で誠実に話し合いながら未来の世代に豊かな自然環境を残していく道を歩みましょう。藻別川の支流水源域を有害な廃棄物で埋めつくすという愚かな方法でその場しのぎをするのではなく、不要な物は作らない、作った物は上手に使い回すというアイヌのつつましい精神文化を活用して、この地域の自然環境の悪化に歯止めをかけるべき時です。

7 アイヌ民族子弟の奨学制度

失われた先住アイヌ民族の精神文化としてのアイヌ語やアイヌを植民地の「土人」と見下 げることによって成立した和人(大和民族)の北海道「開拓」の歴史を根本から見直すため には、教育の場の取組みが必要です。

アイヌ民族の子弟が自らの誇るべきアイヌ語やアイヌ文化を学び、また広く世界に視野を広げ、すべての民族が平等に平和に共存していくためには何が必要で何が不要かを学ぶ機会は特別な配慮の下に保障されなければなりません。アイヌ民族に関して学ぶ科目の設置とともに、歴史的に劣悪な経済条件を押し付けられたことによって高等教育を受ける権利を阻害されてきたアイヌ民族の子弟に特別奨学金や優先入学の仕組みを創設して、新しい多民族共生の社会を担う人材を育てましょう。

北海道庁 高橋はるみ知事 殿

> 社団法人 北海道アイヌ協会紋別支部 支部長 畠山 敏

西紋別地区のアイヌ民族から 高橋はるみ北海道知事への緊急要請書

前文

西紋別地区に住む私達アイヌ民族はすでに本年5月、(社)北海道アイヌ教会網走地区連合会と連名で、2007年9月13日に国連総会が日本国政府代表も含む141ヶ国の賛成で採択した『先住民族の権利に関する国際連合宣言』の主旨にのっとり日本国政府と北海道知事への7項目(①アイヌ民族記念日の設定 ②アイヌ民族専門行政機関の創設 ③アイヌ民族自立化基金の創設 ④アイヌ民族生活支援法の制定 ⑤アイヌ民族漁業権の回復 ⑥河川・森林環境保全への参加 ⑦アイヌ民族子弟の奨学制度)にわたる緊急要請書を提出しましたが、本日、「知事の裁量でできるものはやりますから、具体的な要求で緊急のものはすぐに、提出してください」と私達に明言された高橋はるみ北海道知事に対して、下記の3項目の要求をいたします。

かつて平和なアイヌモシリ(人間の大地)に暮らしていた私達アイヌ民族の先祖達が、江 戸中期以来現在に至るまで和人政府による強制同化と植民地化政策という人権侵害と民族差別にさらされて奪われ続けた自らの生得の土地、領域、資源並びに生活文化の中に生き続けた精神文化と誇りを回復して、私達が民族として自立、自活したいという積年の悲願を実現させるために、北海道知事の特段のご配慮をここに強くお願いする次第です。

(要請事項)

1 藻別川の鮭・鱒資源管理権

産卵のために毎年秋に川に遡上する鮭・鱒類は、明治政府が一方的に禁漁するまで、私達アイヌ民族の先祖達にとって神々の世界から贈られる大切なカムイチェップ(神なる魚)でした。「本当の食べ物」と呼んでカムイチェップノミという鮭鱒の遡上を迎えて感謝する祈りの儀式を行い、資源を減らさないよう工夫した独自の漁具漁法で捕獲し、また雌魚はなるべく捕獲せず産卵を終えて脂がすっかり抜けるまで待ってから捕り、完全乾燥させて一年中大切に食べるという合理的保存食にしていました。現在藻別川は鮭鱒の増養殖事業が行われておらず、親魚の捕獲施設も撤去されたままの状態ですので、私達西紋地区のアイヌ民族に同川の鮭鱒類の資源管理権を返してください。藻別川を生命の再生の川として先祖の精神を受

け継ぎ民族自活自立への足がかりにさせていただきたいのです。

2 水源域への産廃処分計画審議手続きへの参加

現在、藻別川支流の豊岡川水源林一帯を予定地にした産業廃棄物処理処分場建設計画が民間企業によって進められています。前述の日本政府への7項目要請の中でも「河川・森林環境保全への参加」として山と森林と海が河川で結ばれたオホーツクの台地を人間の過剰な欲望で汚し破壊することを防ぐための環境保全活動への参加権利を要求していますが、前項の藻別川水源の水質浄化や防災上永い将来にわたって重大な支障を与えかねない同種施設の建設に対して最終許可権限を持つ道の審議会などの手続きに正式で対等な参加者として私達(アイヌ協会紋別支部)を加えてください。

2007年に採択された「国連宣言」第29条(環境に対する先住民族の権利)に「先住民族の土地および領域において彼(女)らの自由で事前の情報に基づく合意なしに有害物質のいかなる貯蔵および廃棄処分が行われないことを確保するための効果的な処置をとる」と明言して国家の責務を課しています。私達西紋地区に住むアイヌ民族には、先祖が遺してくれた大切な自然環境を破壊から守る責任と権利があることを改めて申し添えて、道知事のご配慮をお願いする次第です。

3 オホーツクの深海底未利用資源の活用権

「国連宣言」第20条(民族としての生存および発展の権利)は「自らの生存および発展の手段を剥奪された先住民族は、正等かつ公正な救済を得る権利を有する」と私達アイヌ民族の経済的発展のための活動の正当性を明言しています。オホーツク海は江戸中期に江戸幕府(松前藩)の一方的な許可を背景にした和人商人が場所請負人としてアイヌモシリの漁場を独占しアイヌ民族の男性を過酷な漁労任務に駆り立てて民族独自の持続可能な漁業継続を不可能にする以前までは、アイヌ民族の豊かな海でした。

「同宣言」第2条で(平等原則)「大和民族およびその他の民族と対等な民族である」と明言されたアイヌ民族としてまた同第3条(自己決定権)の保障する「政治的、経済的、文化的、発展のあり方を自ら決める権利」を有する先住民族として、オホーツク海の深海底のまだ利用されていない水産資源の持続可能な漁法での有効活用を許可していただくことによって自活と自立の道を歩ませていただきたいのです。

(おわりに)山、海、川の資源をとり尽くすことなく感謝していただき、その魂を神の世界に送り返すアイヌ民族の精神文化は今、危機に直面している地球環境を救うためにも大きな貢献ができると信じています。

和解と共生の新時代を和人の皆さんと一緒に迎えるためにも、上記3項目の緊急要請を北海道知事の権限と特設のご高配により受諾決裁いただけることを心から期待いたします。山の神様、海の神様、川の神様に心からの感謝を申し上げつつ善き隣人(シサム)の代表たる高橋はるみ北海道知事のしあわせをお祈りします。

国連先住民族宣言 4 6 ヶ条が紋別アイヌに夢と誇りを与えた ~自立と先住権回復の悲願に共鳴してしまった和人として~

鷲頭 幹夫

「50歳すぎるまで、あんなにアイヌが嫌いだった俺が、こうして北海道じゅうを走り回って民族捕鯨を取り戻そうなんて仲間に呼びかけてるんだから不思議なもんだよねえ」。

しみじみと自分の中に強まりつつある夢と誇りを語る(社)北海道アイヌ協会紋別支部長の畠山敏さんが初めてぼくに「アイヌ民族の権利回復に力を貸してください」とやってきたのは昨年の春でした。阿寒で開かれる「有識者懇」の聞き取りに向けて紋別のモベツコタンに生まれ育った者として今までにたまりたまった想いを言いたいので文章にまとめてほしいとのこと。

「上村先生がまとめてくれたこの本も参考にしてください」。長いおつきあいの中で敏さんに初めてすすめられた冊子の題名は『アイヌ民族の視点からみた「先住民族の権利に関する国際連合宣言」の解説と利用法』でした。ぼくの中で敏さんの素朴でストレートな想いと国連宣言(上村訳)の明確な「歴史的不正義の精算と和解」の必要性の世界的な(日本政府も含めた)合意の重みがスパークしました。こんな始まり方で作った最初の文章が「オホーツク沿岸のアイヌ民族から日本国政府と北海道知事への緊急要請書」です。

一(前略)長年にわたる人権侵害と強制 同化と迫害により、先住民族としての文化 も誇りも、万物と共生する生業の営みも奪 われた私達ですが、民族として自立、自活 したいという積年の悲願がようやく実現に 向かって花開くときを迎えたのです。

と結んだ前文に続けて、①アイヌ記念日 の設定、②アイヌ専門相談窓口の創設、③ アイヌ民族自立化基金の創設、④アイヌ民

族生活支援法の制定、⑤アイヌ民族漁業権 の回復、⑥河川・森林環境保全への参加、 ⑦アイヌ民族子弟の奨学制度、という七項 目の要求それぞれの意義と歴史的背景説明 文が続きます。調べながら作文を重ねるう ちにぼくの中にある種の和音が響き始めま した。一方的に植民地化された先住民族の 末えいではなさそうだけれども、日本の高 度経済成長以降の大量生産大量消費大量廃 棄のエンドレスゲームから早々と抜け出し たくて各地を転々しながら「こんな馬鹿な ことがいつまで続けられると思うんだ」と 現代日本の豊かさを斜め後ろから見つづけ ていた和人のぼく達夫婦には、敏さん達の 求めるものが実にラジカルで天啓的な響き をもってきこえてきたのです。

「持続可能」な社会を作ろうと言わぬ役所のない今、本気でそんな社会を作る気があるんなら、どこの役所でもいいからこの「七項目」をしっかり読んで、できる所から前例を廃して実行してみてほしいというのが作文担当者の正直な想いです。

道庁からの「まだ法律ができていませんので」と判で押したような事務的内容文を見るたびに「またアイヌをだます気なんだろうか」と怒り始める敏さんに半分位共感しながら、不正義の清算の責務を担うぼくのかっとうは続きます。

(2010年1月「ゆうひろば」第121号より)

◆鷲頭 幹夫(わしずみきお)

1949 年北海道置戸町生まれ。紋別市元紋 別在住。新聞記者などを経て自給的農家暮ら しを始め「半農半塾」から「半農半筆」へ。

2. 紋別の自然と人々、その活動に出会う ~ オホーツク・紋別ESDツアー~

2009年1月のESD担い手ミーティングで提案された紋別へのスタディッアーの実現に向けて、「遊」では北海道環境パートナーシップオフィス(EPO北海道)と協力して準備を重ね、2009年9月にオホーツク・紋別ESDッアー「オホーツクの森と海、そしてアイヌの歴史と現在」を実施しました。このツアーには、EPO北海道の他に、「遊」の姉妹校にあたる東京のPARC自由学校の協力も得て、道内外から29名が参加するツアーとなりました。ッアーでは、畠山さんらのほかに、地域で様々な活動に取り組む多くの方々に協力をしていただき、内容の濃いスタディツアーとなりました。しかし同時に、地域の中でアイヌ民族に関わる歴史や取組みが充分に理解されていない現状も垣間見られ、今後取り組むべき課題もおぼろげながら見えてきました。



2009年9月 オホーツク・紋別ESDツアーより アイヌ伝統漁を披露する畠山さん

オホーツク・紋別ESDツアー オホーツクの森と海、そしてアイヌの歴史と現在

鯨を追った、アイヌの人々。 森に埋もれた東洋一の金山、鴻之舞。 森と海の恵みを受けて繁栄したオホーツク・紋別。 今もなお、その輝きは生きている。 その土地の人々と交わりながら、 森と海の繋がりについて、考えて見ませんか?

- ■日 程 2009年9月19日~22日(3泊4日)
- 宿泊先 旅の宿からまつ
- ■参加費 35,000円
- 主 催 NPO法人さっぽろ自由学校「遊」

環境省北海道環境パートナーシップオフィス

	 日程		訪問先・内容など	案内・講師など
9/19	(1日目)			
		午後	上藻別駅逓見学/鴻之舞金山跡地見学	上藻別駅逓保存会メンバー
		夜	オホーツクタワー見学(夜の海中観察)	永田隆一(主任研究員)
9/20	(2日目)			
		午前	三室番屋復活プロジェクトの紹介	プロジェクトメンバー
			コムケ湖ガイドツアー	同上
		午後	藻別川におけるサケ遡上見学	流氷科学センタースタッフ
			藻別川河口部におけるアイヌ伝統サケ	畠山敏(北海道アイヌ協会紋
			漁の体験	別支部長)他
			トッカリセンター見学	センター指導員
			オホーツク流氷科学センターにて講演	青田昌秋所長他
			と見学	
9/21	(3日目)		(以下、畠山さん宅横の倉庫にて)	
		午前	畠山敏さんよりお話を聞く	畠山敏
			サケの解体と料理	同上
		午後	草鹿牧場にてお話と見学	草鹿平三郎(牧場主)
			(以下、旅館会議室にて)	
			地元の方々を交えての意見交換会	鷲頭幹夫(半農半筆)/畠山
			参加者間でのふりかえり	敏
		夜	懇親会	
9/22	(4日目)			
		午前	オムサロ遺跡公園見学	佐藤和利(紋別市立博物館館 長)

紋別ESDツアー

「オホーツクの森と海、そしてアイヌの歴史と現在」報告

有坂 美紀

オホーツク・紋別。皆さんは何を思い浮かべるでしょうか。流氷?それとも海産物?紋別にはこれら以外にも、多くの魅力があります。特に「人」です。紋別の環境、文化、地域を守るための情熱に溢れ、熱い方々ばかりです。今回、魅力ある方々との交流や体験を通して、持続可能な地域について考えるツアーを、遊とEPO北海道とで実施しました。その様子をご報告したいと思います。

今回のツアーは、漁師でアイヌ協会紋別 支部長の畠山敏さんとの出会いから始まり ます。今年2月、「北海道的ESDを構想す る~森と海から考えるESDのプログラム ~を開催しました。北海道と言えば第一次 産業だろうと、漁師である畠山さんを含む 3人の方を講師でお呼びしました。畠山さん によいる海や森への思い、アイヌとしての伝統を守りたいという意ましてくれました。参加者から「話を聞くだけではなく、紋別に行こう」との提案が出され、ツアーの計画を始めました。すると、紋別には数日かけても回りきれないほどの魅力ある資源があったのです。

紋別に東洋一の金山があったのをご存知ですか?昭和48年に閉山した鴻之舞金山です。上藻別駅逓保存会が自己資金を投じながら、駅逓の復元、鴻之舞に関する貴重な資料を管理しています。実際に金山で働いていた方もおり、当時の繁栄振り、朝鮮の人々との関係などを説明してくれました。鴻之舞が繁栄していた頃の人口は1万4000人。現在、鴻之舞は多くの木に

覆われ、当時の橋や煙突、廃墟が森の中から見え隠れしている程度です。一見、自然豊かに見えますが、今でも坑排水処理が必要で、住友金属鉱山が管理しています。処理費用も膨大で、処理には気が遠くなるほどの年月が必要です。金山の操業期間はたった56年一。開発に伴う代償は計り知れません。そんな金山の姿を伝える上藻別駅逓保存会の姿勢には頭が下がる思いがしました。

同様に、「三室番屋復活プロジェクト」では、昭和初期に建てられたサケ番屋を復元することで、サケ、ニシン漁で栄えたかつての紋別の姿を伝えています。三室番屋は自然豊かなコムケ湖の湖畔に建ち、歴史・文化と同時に、美しい自然を楽しむ事ができます。プロジェクト代表の新沼透さんは、「ふるさと紋別を離れ、10年前に戻った時、いかに紋別を知らなかったか思い知った。ふるさとの良さ、有難さを改めて感じた」と言います。三室番屋の歴史を含めた紋別の魅力を伝える事で「観光を通じたまちづくりをしたい」と熱い思いを語ってくれました。



紋別市が管理・運営している「オムサロ遺跡公園」にも訪れました。紋別市立博物館の佐藤和利館長に案内してもらいました。「ここを訪れるは遺跡を見学するとともに、森林浴ということにも興味を持ってもらっている」と、佐藤館長。石器などを見せてもらいながら、先史時代についてお聞きしました。また、園内の植物、特にアイヌの人々が薬用・食用として利用していた植物について、米原ふさこさんに解説してもらいました。

科学的な視点からも森と海のつながりを 学んでもらおうと、オホーツク流氷科学センターへ。青田秋昌所長は、「陸の栄養分で 育った植物プランクトンが流氷に付着する。 それを求めて多くの生物が集まるため、流 氷の下は豊かな生態系が形成される」と説 明。この他、オホーツク・ガリンコタワー の永田隆一さんにも流氷やクリオネのお話 をして頂きました。

ツアー開催の9月下旬、サケの遡上シーズンということで、サケの遡上観察と同時に、アイヌ伝統サケ漁の体験、石狩鍋づくりを行いました。

サケの遡上観察会では「川をジーっと見ると、ホッチャレ(サケの死骸)がたくさんいるのが分かります。あれが自然のサイクルです」と青田所長。ボロボロに傷付きながらメスを奪うためにオスが戦い、勝ったオスだけが子孫を残すことができます。産卵のすぐ横には力尽きたホッチャレ。産卵のために海へ出て栄養を蓄えて戻ってきても人の手によって獲られるものもいます。そんなサケを食べる事で、命をもらっている事実を痛感しました。

遡上見学で、命の尊さを知った後でのアイヌ伝統サケ漁の体験です。生きるために必要な分だけを獲るアイヌの人々の姿に、「アイヌの人たちの自然と共存する思想と生活態度は、人間本来の姿ですね」と参加者。

畠山さんも「海と森は直接つながっている のです。市全体で物事を考えます。人間も 生き物ですからね」と話します。参加者は その言葉を実感されたのではないでしょう か。

サケ漁で獲ったサケを石狩鍋にする前に、 畠山さんの人生、漁業に対する思いについ て話しをお聞きしました。畠山さんは「物 心ついてからイジメに合い、アイヌが嫌い になりました。中学2年から学校には行っ ていません」と振り返ります。アイヌの活 動に熱心だった2つ年上のお兄さんに、捕 鯨への思いを話したところ、「民族捕鯨しか ない。アイヌに徹しろ」と言われたそうです。 そんな時にお兄さんが亡くなり、「アイヌに 徹しよう」と決心されたと話してくれまし た。

畠山さんの生き方に共感する人たちがいます。その一人は草鹿牧場の草鹿平三郎さん。「アイヌはすばらしい文化をもっている」と、所有している森を「アイヌ伝承の森」と名付け、アイヌの活動のために提供しています。また、草鹿牧場の上流で産廃処理場ができることに関して「自然を汚すようなことは止めてほしい」と不安を抱いています。そしてもう一人。新聞記者をしていた鷲頭幹夫さんです。現在は紋別郊外で有機農場を営んでいます。「畠山さんが公衆の面前に顔をさらした記事を書いたのは僕が始めて」と鷲頭さん。紋別に住むお年寄りの話を聞いてまとめるなど、紋別の人々



の歴史を残そうとしています。

ツアーでは、畠山さんをはじめ、草鹿さん、 鷲頭さんを講師に意見交換会も開きました。 参加者からは「自分たちの文化や環境など を守っていこうとする姿に教えられた」「自 分の地域について調べてみようと思う」「地 域の未来を考えるには地域の歴史を捉えな おすプロセスが大事だと思った」などの意 見が聞かれました。

今回、紋別の皆さんに多大なるご協力を 頂き、ツアーを成功させることができまし た。ツアーで終わらず、地域づくりに熱い 思いを持っている紋別の方々のお手伝いができればと思っています。皆さんも是非、紋別に足を運んで実際に感じて下さい。そして、自分の地域についても振り返って頂ければと思います。

(2009年11月「ゆうひろば」120号より)

◆有坂 美紀(ありさか みき)

環境省北海道環境パートナーシップオフィス(EPO北海道)スタッフ。主に、道内各地で持続可能な地域モデルづくりについて検討、実施中。





「ESD×生物多様性」プロジェクト事例・中間報告 【北海道】オホーツク・紋別におけるESDへの取組み

~アイヌ民族の権利回復から持続可能な地域づくりへ~

小泉 雅弘

1. はじめに~この事例の性格について~

ここで取り上げる事例は、さっぽろ自由学校「遊」が様々な主体と協力しながら2009年度よりはじめつつある、アイヌ民族の権利回復という視点をベースとしたオホーツク・紋別におけるESDの取組みです。この事例は、他の地域事例とは異なり、成果のあがった成功事例の紹介ではなく、また現在成果をあげつつある事例ともいえません。正直に言って、まだスタートしたばかりのこの取組みがどのような成果をあげることができるのかは未知数です。

念のため断っておきますが、豊かな自然環境を抱える北海道では、環境教育の取り組みも盛んですし、生物多様性と関連する教育活動の事例もおそらくは数多く存在することと思われます。にもかかわらず、このようないまだ成果の見えない事例を紹介するのには理由があります。

ひとつには、私自身がこれまでのさっぽ ろ自由学校「遊」の ESD への取組みを通じて、 「アイヌ民族の権利回復に基づく共生社会の 実現」というテーマが、北海道で ESD を考 えていく上で、必要不可欠なアプローチで あることを確信するようになったというこ とがあります。それは、「生物多様性」とい うテーマを考える際にも同様です。にもか かわらず、北海道において、アイヌ民族を めぐる課題を地域の課題として考えること には固有の難しさがあります。後に述べる ように、国際的な先住民族の権利回復の動 きを背景に、ここ数年の間にアイヌ民族に 対する日本政府の姿勢にも変化がみられる ようになりましたが、ひとたび地域に目を 向けてみると、アイヌ民族の権利回復とい う課題が地域の課題として真に共有されている事例を私は知りません。ここでは、そうした北海道における「隠れた課題」、あるいは「未来の課題」としてのアイヌ民族の権利回復というテーマを地域の文脈の中でどのように捉えることができるのかを考えてみたいと思います。

2. 取り組みの背景

(1) アイヌ民族をめぐる最近の動向

周知のように、ここ2年ほどの間に、政 府レベルでアイヌ民族に関する新たな政策 づくりに向けての動きが進んでいます。そ のきっかけは、何といっても 2007 年 9 月 に「先住民族の権利に関する国際連合宣言」 が国連総会の場で採択されたことでしょう。 この宣言の採択を背景に、日本では2008 年6月に、「アイヌ民族を先住民族とするこ とを求める決議」が国会で採択され、政府 はそれを受けて「アイヌの人々が日本列島 北部周辺、とりわけ北海道に先住し、独自 の言語、宗教や文化の独自性を有する先住 民族であるとの認識の下に、『先住民族の権 利に関する国際連合宣言』における関連条 項を参照しつつ、これまでのアイヌ政策を さらに推進し、総合的な施策の確立に取り 組む」という考えを示し、そのために「ア イヌ政策のあり方に関する有識者懇談会 | を設置しました。有識者懇談会は、10回の 会合と3回の現地視察・アイヌ民族との意 見交換会を行なったうえで、2009年7月 に政府に最終報告書を提出します。その後、 8月の衆議院選挙の結果、政権交代が生じ ますが、新政権はアイヌ政策の総合的な窓 口としてアイヌ総合政策室を新たに設置し、

有識者懇談会の提言を受けて、2009年12月に「アイヌ政策推進会議」を発足させます。この14名の委員の中には、アイヌ民族5名が含まれています。

(2) さっぽろ自由学校「遊」における ESDへの取組みとその課題

さっぽろ自由学校「遊」(以下、「遊」)は、1990年に設立、2001年よりNPO法人として活動している札幌市内に拠点をもつ「市民がつくる市民に開かれた学びの場」です。具体的には、人権、環境、開発、平和、共生などの様々な社会的課題や、市民として身につけたい文化や技能などを学びあう市民を対象とした講座を年間を通じて開講しています。ヨハネスブルグ・サミットの場で、DESD(持続可能な開発のための教育の10年)が提唱され、2005年よりその10年がスタートするということを知り、「遊」では、2003年度よりESDを意識した事業に取り組み始めました。

「遊」でESDへの取組みを始めた理由としては、まず何より「遊」がこれまでに取り組んできた学習活動自体が、ESDとして紹介される内容にぴったりと当てはまると感じたことがあります。ESDという国際的な取組みと自分たちの活動を重ね合わせることで、自らの活動の点検や新たな実践にも結びつくのではないかとの思いがありました。

しかし、これまで取り組んできた活動に 単に「ESD」という冠をつけただけではあ まり意味をなさないので、ESD事業を行な うにあたっては、「北海道の地域性に根ざし た学び」を基本にすえることにしました。 そして、そのアプローチとしては以下の2 つのアプローチを採りました。

①地域課題の発見と活動への促し(地域ア プローチ) 北海道内の各地に出向いていって、参加型のワークショップやリサーチを行なうことにより、各地域の抱えている課題を抽出し、課題解決の方法について学びあうこと。

②「アイヌ民族との共生」をテーマとした 学び(テーマアプローチ)

北海道という地域性を考える上で欠くことのできない「アイヌ民族との共生」というテーマでの学習を継続し、発展させること。

上記の2つのアプローチは平行して行なわれ、それぞれ一定の成果が感じられました。①についていえば、それまで「遊」では札幌以外の道内の団体との結びつきはあまり強くなかったのですが、道内各地で地元の団体や個人の協力のもとでワークショップなどを開催することで、道内でのつながりが少しずつできるようになり、それが2007年度よりはじめた「ESD担い手ミーティング in 北海道」の取組みにも結びついていきました。

②については、「アイヌ民族との共生」というテーマは元々「遊」の学習活動の重要テーマのひとつでしたが、ESDと重ね合わせることで、ツアーやワークショップなどの多様な学習形態を継続的に実施することができるようになり、アイヌ民族の方々との協働関係も形づくられるようになりました。とりわけ、2007年10月と2008年9月に開催した合宿ワークショップ「ニサッタグスチャランケ〜明日のための話し合い」は、アイヌ民族のメンバーとそれ以外のメンバーとが平場でじっくりと話し合いを持つ機会となり、共生に向けての未来を考える上で大きなステップとなりました。

しかし、このような ESD の取組みを行なっていく中で、私自身の中では徐々にジレンマを感じるようになってきました。その

理由は、①のアプローチと②のアプローチがなかなか重なりあっていかないことにありました。例えば、道内の様々な地域でワークショップを行い、地域課題を出し合う際に、アイヌ民族をめぐるテーマが出されることはほとんどありませんでしたし、あったとしてもそれが自分たちの地域における重要課題として捉えられることはありませんでした。一方、はじめからアイヌ民族にかかわるテーマでワークショップを行なえば、関心あるメンバーは集まりますし、そこでは有意義な議論もできるのですが、その場における議論と一般的な市民意識との間ではいまだにかなりの距離が感じられてしまうのです。

(3) 畠山敏さんとの出会い

こうした「遊」の ESD への一連の取組みを行なう中で出会ったのが、北海道アイヌ協会紋別支部長をつとめている畠山敏さんでした。私がはじめて畠山さんに出会ったのは、先に述べた 2008 年9月に実施した第二回「ニサッタ グス チャランケ」のワークショップでした。「紋別にアイヌ民族の伝統捕鯨を復活させようとしている人がいる」という話は、その少し前から耳にしていたのですが、それがこの畠山さんでした。

その後、2009年1月に実施を予定していた第二回目のESD担い手ミーティングin北海道のテーマを話し合う中で、「北海道的ESDとは何かを考えよう」ということになり、北海道といえばやはり第一次産業で、とりわけ漁業や林業という視点から「森と海」とのつながりを考えたいという話になりました。「北海道的ESD」というテーマでは当然、アイヌ民族のことも話題になり、そこで私は報告者の一人として長年漁業に携わってきた畠山さんを迎えたいと考え、それが実現しました。アイヌ民族に関するテーマを北海道におけるESDの核となるテ

ーマとしたいと考えていた私にとっては、 これまで「遊」でとってきた2つのアプロ ーチを重ね合わせる絶好の機会と考えたの です。

この担い手ミーティングで畠山さんは、 ①漁師にとって、山は海とは切り離せない 大切なものであるが、針葉樹一辺倒の植林 や河川の直線化、そして牛の糞尿などによ る川と海の汚染などが海の豊かさを奪って いること、②現在認可されている大型底引 きトロール船による漁法が漁場を破壊し、 海を壊していること、③アイヌ民族がかつ てもっていたクジラとの探い結びつきを取 り戻し、人間とクジラとの持続可能な関係 をつくりだすために民族捕鯨を復活させた いこと、などを語ってくれました。

報告の後のグループワークにおいて、このミーティングの主催者でもあった私とEPO 北海道の有坂さんは「ESD のネットワークづくり」というグループに加わりましたが、このグループにたまたま畠山さんも参加することになりました。グループでは、人間と自然(海・川・森)とのつながりを



取り戻すこと、地域社会の中でも縦割りを壊し、異分野でつながることを目的にかかげ、そのためには何をしたらよいかを話し合いました。話し合いの中で、参加者の一人から「やはり現場を訪れてみないことには分からないよね」という意見が出て、そこから「紋別現場体験ツアー」を行い、それをESDの地域モデルづくりに結びつけていくというプランが生まれました。

(4) 畠山さんらによる提言活動

私たちが、この担い手ミーティングを実施した2009年1月から秋の実施を想定して紋別ESDツアーを準備していた半年間は、ちょうど有識者懇談会が報告書の作成のために審議を重ねていた時期でもありました。そしてこの間に、畠山さんらは政府や知事に対して、活発な提言活動を進めていきます。畠山さんらの提言活動のベースになっているのは、以下の2つの要請書です。

ひとつは、2009年5月に作成された、「オホーツク沿岸のアイヌ民族から日本国政府と北海道(知事)への緊急要請書」です。この要請書は、前文と以下の7項目の政策要請からなっています。

- ①アイヌ民族の記念日の設定
- ②アイヌ民族専門の行政機関の創設
- ③アイヌ民族自立化基金の創設
- ④アイヌ民族生活支援法の制度
- ⑤アイヌ民族漁業権の回復
- ⑥河川・森林環境保全への参加
- ⑦アイヌ民族子弟の奨学制度

この緊急要請書は、5月に開催された有識者懇談会の道東現地視察における意見交換会(釧路市阿寒町)に向けて作成されたもので、実際に畠山さんがこの意見交換会で上記の内容について発言しています。全体としては、アイヌ民族総体の権利保障を訴える内容となっていますが、⑤アイヌ民

族漁業権の回復、⑥河川・森林環境保全への参加、については、オホーツク沿岸という地域の環境に根ざした提言がなされている点に特徴があります。

「アイヌ民族漁業権の回復」の項目では、ひとつにはアイヌ民族の鯨との伝統的な結びつきについて述べ、アイヌ民族生存捕鯨の権利を求めています。また、古来のアイヌの持続可能な自然産卵を守り助ける河川におけるサケ・マス漁を復活させることを要求しています。さらに、現在政府が許可している大型底引き船の着底トロール漁業が魚の住みやすい産卵場などを一網打尽に破壊しつつあることを指摘し、それらを規制し、深海底の環境を破壊せずに利用できるようなツブやカニの籠網漁業の復活を求めています。

「河川・森林環境保全への参加」では、オホーツク海に注ぐ大小の河川が、森林で生まれた植物プランクトンを海へ運びそれが動物プランクトンの餌となり…という食物連鎖を仲介するものであるという森・川・海の一体性を指摘し、それらを守るために地域の森林開発や河川管理において、先住民族が政策決定にメンバーとして参加する権利を主張しています。この要求には具体的背景があり、現在、紋別市の藻別川支流の豊丘川水源一体の山間部に産業廃棄物処理処分場の建設計画が進められているのです。こうした施設が最終的な着工に至る前



に、アイヌ民族を正式なメンバーに加えた 話し合いの場を設けることを緊急に求めて います。

畠山さんによれば、この意見交換会の場で、有識者懇談会の委員である高橋はるみ道知事が、「短期的にできることは私に相談してください」と発言したとのことで、それを受けて、畠山さんらは、2009年8月に道知事宛に、「西紋別地区のアイヌ民族から高橋はるみ北海道知事への緊急要請書」を提出しています。こちらは、前文と以下の3項目の政策要請からなっています。

- ①藻別川の鮭・鱒資源管理権
- ②水源地への産廃処分計画審議手続きへの参加
- ③オホーツクの深海未利用資源の活用権 これらは、先に述べた緊急要請書の「ア イヌ民族漁業権の回復」と「河川・森林環 境保全への参加」の項目についてのより具 体的な政策要請となっています。

3. オホーツク・紋別におけるESDへの 取組み

(1) 取組みの目的

このような背景のもとで取り組もうと考えている「紋別における ESD」の目的は、 畠山さんら紋別のアイヌ民族が求めている 生態系の保全を含んだ権利要求を「持続可



能な開発」という文脈の中に位置づけることで、地域(北海道、とりわけ紋別)の多くの人びとの間で理解され、共有されるようになることです。そして、そのことを通じて、生物多様性の保全を含む、持続可能な地域の将来ビジョンが描き出され、同時にアイヌ民族の権利回復への具体的なひとつの道すじができていくことが期待されます。

(2) 地域の概要~北海道・紋別市

紋別市は、北海道北東部、オホーツク海沿岸のほぼ中央に位置する、人口約2万5千人の市です。「紋別」の名前の由来は、アイヌ語の「モ・ペッ」(静かに流れる川の意)で、市内中央部を流れる藻別川をさしています。オホーツクの豊かな自然を活かしたカニ、ホタテなどの漁業や、農林業などの一次産業、流氷観光などの観光業が盛んなまちです。

(3) オホーツク・紋別 E S D ツアーの実施

紋別における ESD への取組みの端緒として行なったのが、先に述べた担い手ミーティングの場で提案された「紋別現地訪問ツアー」を具体化する形で 2009 年 9 月に実施した 3 泊 4 日のオホーツク・紋別 ESD ツアー「オホーツクの森と海、そしてアイヌ民族の歴史と現在」です。畠山さんとの出会いがきっかけで生まれたツアーですが、準備段階で紋別における様々な興味深い活動の存在を知り、地元の多くの方々の協力のもと、畠山さんらの活動以外にもさまざまな要素を盛り込みました。

ツアーの実施にあたっては、「遊」と EPO 北海道が共同で準備をし、参加者の募集に あたっては、「遊」の姉妹校的存在である PARC 自由学校(東京)とも協力をしました。 その結果、北海道内外から 23 名の参加者 を得、3 団体のスタッフを含めると総勢 29 名のツアーとなりました。

ツアーの詳細については、詳しく触れる 余地がありませんが、主な行程のみ紹介し ておきます。

(16pの行程表を参照)

(4) ツアーから見えてきたこと ~視点と課題~

「森と海とのつながり」という大枠のテーマがあったとはいえ、かなり多様な要素を盛り込んだツアーでしたが、参加者からは概ね高い評価を得ました。主催者としても非常に実りの多いツアーになったと感じています。

同時に、個人的にはこのツアーを通して、 地域にアプローチをしていく際のいくつか の視点と課題が浮かび上がってきたように 思います。まだ、うまく整理できてはいま せんが、とりあえずのものとして紹介して おきます。

①歴史の掘り起こしと捉えなおし

紋別には、上藻別駅逓保存会や三室番屋 復活プロジェクトの取組みなど、まちの歴 史・記憶を継承しようという市民による様々 な取組みがありました。こうした市民の熱 い思いに支えられた自発的な活動こそが、 持続可能な地域づくりの柱になるものだと 思います。しかし、同時に、一般的な歴史 の捉え方と、アイヌ民族から見た歴史の捉



え方との間には、大きな断絶があるように も感じられました。この歴史認識の断絶を どのようにしたら埋めていくことができる のかが、地域においてアイヌ民族の権利に 対する理解を深めていく際の大きなポイン トではないかと感じました。

②学問知(科学知)と民衆知(伝統知)をつなぐ

紋別には、流氷観測の拠点施設でもある 流氷科学センターやオホーツクタワー、そ して紋別市立博物館など、地域の自然や歴 史に関する学問的なリソースが豊富に存在 します。また、他方では、畠山さんのよう に、アイヌ民族としての文化や価値観を伝 承し、漁師としての長年の経験も踏まえて 持続可能な自然と人間との関わり方をとり もどそうとしている人たちがいます。この ような科学的な知見と、経験に裏打ちされ た民衆知が相互に補完しあうことができた なら、持続可能な環境づくりに大きく貢献 するように思われます。

③制度の見直しと人々の権利

ッアーでの見聞や畠山さんらのお話からは、本来一体のものとして存在するはずの生態系(森・川・海)が、近代化と開発のプロセスの中で分断され、破壊されている現状が確認されました。こうした現状を打開していくためには、その状況を支えている制度や仕組みを変えていくことが必要です。畠山さんらの政策要請からは、このような生態系の復元を「先住民族の権利」として取り戻していこうという意思が伺えます。

国連の宣言にうたわれている先住民族の権利には、2つの性格があるように思われます。ひとつは、一般に国家をもつ民族には既に認められている権利を、先住民族にも認めていくという側面です。先住民族の

権利の根底をなしている「自己決定権」や「自治権」、「母語に対する権利」などは、いずれも国家を構成する多数派民族にとっては、自明のものとして与えられている権利です。しかし同時に、例えば「土地や領域、資源との精神的なつながりを維持し、強化もつは、大住民族が共通にもつ自然と分かちがたく結びついた文化や価値観を意識した権利を「先住民族に固有の特別を意識した権利を「先住民族に固有の特別を変えれば、すべての人間にとって必要を権利を、先駆的に明文化したものであるということもできるかもしれません。

ここから見えてくることは、生態系の保全や自然との有機的なつながりを「人権」として捉える視点です。先住民族が先駆的に権利として取り戻そうとしている生態系とのつながりを、普遍的な「権利」として拡張して考えていくことが今後私たちには求められていくのではないでしょうか?

④人と人とのつながり方、関わり方

最後に、ツアーを行なってみて改めて重要性を、裏返せばむずかしさを感じたのは、地域における人と人との関係です。紋別に限ったことではありませんが、とりわけ、アイヌ民族に関わる問題については、その活動や主張が地域の人々の間でいまだに正当に受け入れられていないという印象をもちました。

こうした現状を変えていく上で、外部者の果たせる役割もあるように思いますが、地域における関係性には一筋縄ではいかない部分が多く、その関わり方にはむずかしい要素も多々あるように思います。それらを十分に踏まえながら、次の一歩を踏み出せればよいなと思います。

(「ESD×生物多様性」プロジェクト 2009 報告書より)

◆小泉 雅弘 (こいずみ まさひろ)

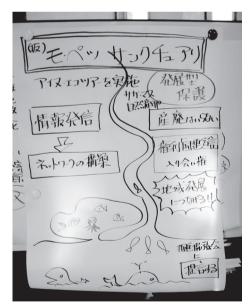
NPO法人さっぽろ自由学校「遊」理事・ 事務局。モペッ・サンクチュアリ・ネットワーク札幌事務局。



3. 平場の話し合いからネットワークの形成へ ~地域ワークショップ「持続可能な紋別に向けて」~

「遊」で実施したオホーツク・紋別ESDツアーは、ESD-Jの「ESD×生物多様性」プロジェクトの一事例に取り上げられていました。そのフォローアップの意味合いも含めてESD-Jとの共催事業として実施したのが、2010年2月の「ESD×生物多様性」地域ワークショップ in 紋別「持続可能な紋別に向けて~アイヌ民族の権利回復が今の社会に示すもの~」です。 畠山さんらが求めている地域の環境や生業に根ざしたアイヌ民族の権利回復 への思いを周囲の人々と共有し、地域の中での理解を広げていくことを目的として2日間にわたって話し合いをしました。

この話し合いの中で、紋別の海・川・森を一体のものとして保全・活用しながらアイヌ民族の権利回復をすすめていく「モペッ・サンクチュアリ」という将来イメージが共有され、その実現に向けたネットワークの形成が呼びかけられました。



ワークショップで提案されたモペッ・ サンクチュアリのイメージ

2010年2月 地域ワークショップ 「持続可能な紋別に向けて」



「ESD×生物多様性」地域ワークショップ in 紋別 持続可能な紋別に向けて

~アイヌ民族の権利回復が今の社会に示すもの~

このワークショップでは、畠山さんのアイヌ民族としての思いや、持続可能な紋別に向けて既に取り組まれている活動を地域の人々と共有するとともに、先住民族の視点を地域づくりに取り入れていくことが、地域の自然の保全と人の生業との両立やアイヌの尊厳や権利の回復にどう結びつくのか、そして尊厳や権利の回復が、現代の社会の中で一体どのような意味を持つのかをともに考え、今後の活動の方向性を、一緒に探っていきたいと思います。

- ■日 時 2010年2月26日(金)18:30~21:00
 - 27日(土) 9:30~15:30
- 会 場 紋別市オホーツク交流センター 多目的ホール
- ■主 催 さっぽろ自由学校「遊」/ESD-J
- ■プログラム

2月26日(金) 18:30~21:00

第一部 紋別における地域課題と先住民族の権利 (主催:さっぽろ自由学校「遊」)

- ・オリエンテーション 紋別ESDツアーから見えてきたこと このワークショップのねらい
- ・報告(各30分)

報告1. 畠山敏さん&鷲頭幹夫さん

「漁師として、アイヌ民族として考えてきたこと」

「紋別のアイヌ民族による提言活動の背景と経過」

報告2. 上村英明さん「先住民族の権利に関する動向と地域課題」

• 意見交換

2月27日(土) 9:30~15:30 (共催:さっぽろ自由学校「遊」、ESD-J) 第二部 課題の共有と活動のプロセス・デザイン

- 1. 情報共有と課題整理 9:00~12:00
 - ・参加者各々の活動と関心の共有
 - ・課題の整理と重ね合わせ
- 2. 今後の行動プロセスと関わり方 13:00~15:30
 - ・今後の行動プロセスをデザインする
 - ・各自/各団体の関わり方を考える

「ESD×生物多様性」地域ワークショップ in 紋別 記録

■ 1日目 ■

2010年2月26日(金)18:30~21:00

(以下、敬称略)

小泉:「持続可能な紋別に向けて、アイヌ民族の 権利回復が今の社会に示すもの」ということで、 皆さんとお話していきたい。

「遊」ではこれまで、特に、アイヌ民族の人たちとどうやって未来をつくっていけるかについて考えてきた。その中で畠山さんに出会った。そして、紋別でツアーをしようとこちらにおじゃまして、昨年の9月に3泊4日のツアーを開催した。畠山さんにお話を聞き、サケ漁の体験などをさせていただいた。

今回の目的は大きく2つ。1つは畠山さんたちが考えていることを今回参加された皆さんと共有し、私たちの目標にしていきたい。そのために、お互いの考えを重ねていきたい。

もう1つの狙いは目標が共有された後、さらに、 皆さんで目標を決めたい。勝手な思いだが、紋別 の中でどのように畠山さんの考えが理解され広め ていけるかを考えていただきたい。

今日は畠山さん、鷲頭さん、東京からの上村さんにお話いただく。今日の話は明日の話し合いにつながるので、皆さんの意見をメモしながら聞いていただければと思う。

明日は今日の話を素材に、皆さんの思いを重ね 合わせていきたい。ぜひ、明日も続けて参加して いただければと思う。

それでは早速、報告していただきたいと思う。 畠山さんと鷲頭さんは一緒に話をしたほうが良い ということなので、1時間くらいお二人からお話 いただきたい。

鷲頭幹夫(以下、鷲頭):つい最近、できたばかりの名刺がある。アイヌ協会紋別支部後援会代表の名刺。今のところ会員は私とうちのかあちゃんの二人だけ。

紋別のアイヌ民族の方々の活動と、僕の出会い は結構古い。最初に皆さんにお目にかけておきた いものがある。この本の写真は畠山さんのお父さ ん。17 年前、畠山寿男さんがどういった話をされたかというと、先住民として大変なことがあり、 今でも思い出すと悔しくてどうにもならないというような内容だった。

その思いを書きとめて原稿にした。この原稿を 寿男さんに持っていったところ、寿男さんの奥さ んのトミさんがちょうど亡くなって、家族が集ま っているところに行ってしまった。

その内容には「先住民族」という言葉がたくさん入っていたが、寿男さんは良い内容だと涙を流しながら言ってくれた。

17年前を思い出してほしい。その当時、アイヌ民族として新聞などに顔を出すことは本人だけでなく家族に影響が及ぶ。良い反応だけではない。それで、寿男さんの娘さん、息子さんがほぼ全員集まっていらっしゃったので、敏さんに、「お父さんは良いといってくれたが、本当に新聞に載っていいか家族で話し合ってくれ」と頼んだ。

翌日、敏さんは「申し訳ない。親父は良いと言ったかもしれないが、もう少し待ってほしい。アイヌ民族ということを言っても大変にならない時代になったら出してほしい。先住民族と分からないようにしてほしい」ということで、先住民族という表現は止め、なんとか分からない様に新聞に載せた。

先住民族やアイヌという言葉は出ないものの、 寿男さんの人生の重みに変わりはなかった。その とき、敏さんに「いずれ、アイヌとしての敏さん の記事を書かせてほしい。そういう時代が来れば いいな」という話をした。

そして11年前、インタビュー記事を書かせて もらい、敏さんがアイヌとして新聞に出た。子供 のころはアイヌが大嫌いで、知られることが嫌だ った敏さんが、アイヌとして生きることを決心し たころの記事。

ここで、敏さんのアイヌとしての夢が語られ、 私もできることは精一杯やらせてほしいと思っ た。

2007年、国連が先住民族の権利に関して宣言を出し、日本政府は先住民族としてアイヌを認めた。政府の具体的な動きとして、昨年、有識者懇

談会が始まり、アイヌについて審議し始めた。アイヌの具体的な声を聞こうと去年の5月、阿寒町で有識者懇談会の意見交換会が開かれた。

そこで敏さんに「鷲頭さん、ちょっと助けてよ」 といわれた。高橋知事などが出席する中で、「ア イヌ民族としての思いをぶつけたい」ということ だった。訴えの作文を担当させてもらった。

今日は、5月に始まった政府あるいは道に対して行ってきた訴えに対して、政府がどういった回答を寄せてきたかなど紹介したい。

資料の中に、小笠原克さんの文章がある。僕は和人の末裔だが、大日本帝国がアイヌ民族をどうやって捉えていたかあからさまに示されている。現在まで、どういうイメージをアイヌ民族に持っているかを知っていただきたい。

「…土人の教育のことは当局に於ても余程注意を致して居りまするが、何分にも劣等の人種でありまするから、十分の結果を見ることは出来ませぬ。併し乍ら教へますれば読書なり、習字なり、或は手仕事なり、可なりやりまする。少々の手を加へまして此の教育のことに力を尽しますれば、無論内地人種と競争致す訳にも行きますまいが、今日の様な無学文盲蠢爾たる有様で日を暮すと云ふ様なことはありますまいがと存じます。」とある。

文中に出てくる『蠢』の意味を知っているか? 春になると虫が動き出すと辞書にもあるが、実は 最大限の「無礼者」という意味。こんな風に、堂々 と貴族院で審議されてできたのが、旧土人保護 法。

アイヌ民族の権利を回復するのにどういった協力ができるか。アイヌ民族を完璧に馬鹿にしきった、同じ人間としてみていないという感覚を本当



に克服できるかどうかにかかっていると思っている。

国際的にみて、どれほど恥ずかしいことなのか、 後ほど上村先生がお話されると思う。上村さんの お話を聞いていて素敵だと思ったのが、オランダ という国があちこちに進出していた時代、日本に とっても外国だった蝦夷地にオランダは探検にい った。そのときの記録がある。

アイヌの人たちは丸木舟に長老を乗せ、一番 大切なものを乗せてオランダを歓迎し、未開の地 の人々とは思えない礼儀正しさだったという。大 日本帝国が「無礼者」と呼んだアイヌの人々に、 オランダの人は礼儀正しい人だと感動している。 その中には、どうやって鯨を獲っていたかという 資料も残っている。オホーツクでは、トリカブト の毒を利用し、積極的に沖に出て鯨を獲りに行っ ていたという。毒におかされて動けなくなった鯨 を岸に寄せて獲っていたという記録がヨーロッパ にある。

この差は何なのだろう。無礼者はどっちか。明 治政府のアイヌ民族への仕打ちは恥ずかしい限 り。どうしたら変えることができるか。

アイヌが大嫌いだった頃から今現在の活動内 容について畠山さんから話しがあると思う。畠山 さんの実感の話を聞いていただきたい。

畠山敏(以下、畠山): こういうところに座るのは得てじゃない。人の前で話をするのは苦手なほうで、札幌で講師として呼ばれ、仕方なく覚悟を決めて出席した。

アイヌが大嫌いだったが、突如、先祖の血に呼び起こされたのはなぜか。私は三男坊だが、どういうわけか親と一緒にいて、墓もつくった。

イルカ獲りを 20 数年やっていた。凪のときには鯨の見えない日はないくらい。船尾から船尾へ息子と手分けして数え、肉眼で見える範囲で 40 数頭いたこともあった。このままでは海の生態系が変わるのではと思い、亡くなった兄に相談した。兄は4ヶ月間くらいかけて調べ、4ヵ月後に兄は「お前、アイヌにならなければ駄目だぞ」というのが第一声だった。民族捕鯨というものがあることを知った。息子たちに船を任せ、札幌にある今のアイヌ協会に行き、歴史の詳しいアイヌ協会の人

に話しを聞いたところ、確かにアイヌ捕鯨があったという。

「鯨」と言い残して、うちの兄は亡くなった。このときはもう無理だと思った。アイヌをやめて、自分の仕事に専念しようと思った。そう心に決めた晩は、夜中まで寝られなかった。そのときに見た夢は今でも忘れない。兄が仁王立ちして、怒っているのか、睨んでいるのか分からないが、何か、アイヌをやめようと思ったことに兄の顔は怒っていたと思う。それで、「それならアイヌに徹してやろう」と思い、第1回目のイチャルパ(先祖供養の儀式)を行った。1、2回目はマスコミをシャットアウトした。今年で11回目のイチャルパになる。

兄も儀式をやるのが夢だった。だけど俺は儀式をやることは世間に広めるようなことだから、最初は賛成していなかった。そのイチャルパの前に兄が亡くなり、代わりに始めた。「兄だったら、どう考えるか…」と、いつも考えている。

12 年ほど前はカスベ漁は自由操業だった。その中で組合の中の人にアドバイスを受けて漁を行ったところ、「アイヌなら何でもできるのか」という影口を浜でも言われたこともあった。 偏見、差別の中で育ってきて、良い意見であっても途中で挫折してしまうことも多かった。でも鯨のことは私の目の黒いうちは永遠と続けようと思っている。

内陸のほうはアイヌ文化の伝承をしてご飯を食べられる地区もある。ただ、紋別はちがう。鯨がほしい。

知事宛に、有識者懇談会のときに提言した文章がある。鷲頭さんに説明してもらいたい。

鷲頭:(資料 オホーツク沿岸のアイヌ民族から 日本国政府と北海道(知事)への緊急要請書の 前文を朗読)「私達オホーツク沿岸のアイヌは~ 花開くときを迎えたのです。」

これが前文で、以下7項目については、後ほど 具体的に触れることがあると思う。特に今回の中 心的な問題となるのが、5と6。この項目の中の 具体的な要求に対し、国や道がどんな反応を寄 せているか皆さんにお聞き頂きたい。

さらにもう1つ。たたみかけて「西紋別地区の 〜緊急要請書」を出したのは、高橋知事が畠山 さんに言われた言葉が始まり。それについて畠山 さんに説明して頂きたい。

畠山:阿寒町で開かれた有識者懇談会には、高橋はるみ知事をはじめ、学者、内閣官房の室長などが出席していた。質疑応答が15~20分あった。そのとき、一番初めに手を挙げた。

「長期については難しくても短期であれば知事の許可があれば何とかなるのですか?」と聞くと、知事が「短期の部分については私たちでも対応できるので、急いで提言としてあげなさい」といわれた。そこで、この提言を提出した。

鷲頭:知事が「畠山さん、私に裁量のあることは私にすぐに上げなさい」といわれ、阿寒から戻った畠山さんは喜び、すぐに緊急要請書をつくった。ここにでてくる藻別川というのは畠山さんが生まれ育った場所で、アイヌにとっても重要な場所。緊急要請書の項目2については、今、産廃処分場ができる予定で、これを許可するのが道庁。アイヌ民族として、産廃処分場の審議手続きに参加させてほしいというもの。3番目は深海の未利用資源の活用権について。海で生活してきたアイヌにとって、アイヌが海で生活していくために必要。今、既得権を持っている人たちから拒絶反応がおきたらこまるので、深海に限定をした。

この3項目に関して、まず1回目に北海道環境 生活部参事という名前もない人からの回答があった。

1に関しては、アイヌについては儀式用に特別 採捕許可を出しているというもので、サケマスの 資源管理権については返す気があるのかないの か全く分からない。2に関しては、何回読んでも アイヌ協会紋別支部が審議手続きに参加させて ほしいという事に対する返事が出てこない。項目 3についても回答になっていなかった。

普通、正式な文章には名前とハンコがあるもの。これには名前もハンコもない。こういう回答は冗談ではない。こちらから再度、10月26日付けでこの回答に関して誠意がないと抗議文を送った。すると環境生活部の次長さんが回答を持ってきた。それについても、全く知事の回答としてはなっていなかったので、このときに訪問された道庁の人に再度質問状をあげた。

質問状には、知事に早急にお会いしたいと要請 した件についてはどうなったか? また、要請2に ついて具体的にアイヌの産廃処理場設置に関す る審議会にアイヌの出席が法的に難しいというの はどういうことか説明してほしい。などの質問を 上げた。

これに対し、11月6日付けで質問に対する回答を得た。初めての高橋はるみ知事からの回答。 ハンコはない。

最後に12月8日付けに知事宛に要請文を出した。阿寒の地で「長い間溜まった思いをぶちまけなさい、わたしの裁量でできることは対応する」と高橋知事が言ったのは、何だったのか。道庁前の座りこみも辞さないと文章に書いた。これに対する知事からの回答はいまだにない。

秋辺:できれば知事に出した抗議文と知事からの 回答をまず見せてほしい。それからでないと何も 言えない。ちゃんと読ませて頂いて、自分なりに 消化させてほしい。まずは事実確認をさせてほし い。

畠山: これが公文書なのか、印鑑のない文が届いている。

秋辺: 想像の域を出ないが、知事が知らない可能性がある。確認をしたほうがいい。それと、アイヌ協会本部の代表である加藤さんのところで議論が始まったところ。サケマスの権利についてはこれから。方法論として、もう少し相談しながら行った方がいいのでは。

畠山:今回、皆さんの意見を拝聴してから座り込みなりをしようと思い、留まっている。

秋辺:もう1点。イオル構想と国連宣言の内容とイコールではない。内容を合致させる必要がある。主張の仕方を考えていくべき。最終的には合致させて、商業捕鯨、商業サケマスの権利についても同様。道は、儀式に対してサケマスの採捕許可は出せるが商業についてはまた別。国がやっていないことを道が先行するとは思えない。

畠山:協会の方ではサケマスから入ってはといわれる。しかし、海の定置で獲っている。国は調査捕鯨にはとてつもない資金を投じている。調査捕鯨、小型捕鯨もそうだが、大和民族捕鯨と海外ではいう。捕鯨に関する組織は単に天下り先になっている。秋辺さんにはこれからも知恵を貸してもらいたいので、よろしくお願いしたい。

小泉:議論に既になりかけているが、畠山さんが

投げかけている問題はアイヌ民族にとってもとて も重要だと思っている。畠山さんだけではなく、 みんなの思いを重ねながら考えて頂ければと思 う。

東京から市民外交センターの上村さんがいらしている。アイヌの人と国連に同行するなど、アイヌ民族の権利回復に貢献されている。

上村英明(以下、上村): 今、畠山さん、鷲頭さん、秋辺さんの話は非常に重要な話。まずは、今の話と ESD という考え方がどう関連しているのか説明したい。

E は Education の E で教育、SD は持続可能な 開発という。持続不可能な開発というものがある というのが前提。

アイヌ民族とかかわり始めたのは 1970 年代。 僕がかかわり始めたとき、北海道史になんと書い てあったかというと、「北海道は熊と狼のいる未 開の原野」とあった。「そこを我々が入っていっ て切り拓いた」と。

この当時はアイヌ民族に関しては存在しないも 同然だった。北海道だけではない。植民地を扱う 場合、もともとそこにいた人はいないも同然とす る。

うちは7人家族でチャンネル争いをいつもしていた。でも個室があれば好き勝手にテレビを見られる。人間はそれが幸せなのだと教え込まれた。

そういう意味でいくと、誰もいない土地を開発すると好き勝手できる。もともとシステムがある場所では好き勝手できない。ルールがあるから。例えば、北海道には熊と狼しかいないので、道を作るなど好き勝手にいろんなことができちゃう。所謂、植民地の中で開拓するということ。ちなみに、2010年は韓国併合から100年。

生物多様性については、今年、名古屋で生物 多様性の国際会議がある。北海道が未開拓な土 地とすると、熊や狼を守らなければいけない。し かし、開拓のお陰で、狼が絶滅した事実もある。

私たちが国際的な会議の流れを学ぶとてもいい機会になる。今回のテーマでもある生物多様性を、生物を守るということは、そこに住む人間の権利も守るということも含まれる。

ちなみに、今日、紋別市の産廃施設の審議会 を傍聴に行ったが、土壌汚染がない、水質汚染 がないという全部日本的な基準が示された。将来、 そこで先住民族の儀式ができるのではないかなど の利用については考えない。日本では、その土地 と関係している人の権利を守ることが実現してい ないと、改めて感じた。

先住民族の権利の中に、有害物質を捨てるような施設を作るときは先住民族の許可を得なければならないというのが、国際的な理解。名古屋の会議は様々な考え方を学ぶチャンス。

広義の環境権というのは、土地と資源と領域の問題。これが実際の環境につながるということ。土地に関して、国連宣言の第25条には土地と同時に水域および沿岸海域とある。土地や資源に関する問題は全部、環境に関係する。

独特な精神的なつながりを維持する権利もある。何百年もその土地にかかわっていないと精神的なつながりはない。非常に不明確な言い方かもしれないが、先住民族には精神的なつながりがある。

第25、26、27条には、広義の環境というもの に先住民族がどのようにかかわっているのかとい うと、先住民族は伝統的な知識というもので精神 的なつながりを具体的にする。第27条には、中 立的な第三者機関を置き、公に議論するとある。

その他の権利もあるので若干、紹介しておきたい。第31条の伝統的知識について。これがない開発はどうなるかというと、土地を搾取し、資源を収奪し、持続不可能な開発になる。世界中で問題になっている。そうではない開発は、先住民族が持っていた持続可能な知識を改めて確認し生かす。

開発はとにかく右上がりに搾取すればいいと、 してきた。そうではない方法で開発を再構築する

必要がある。先住民族の自然に関する知識を生かせる社会を再構築する。その際に先住民族ではない人も一緒に再構築する。

持続不可能な開発は止めようというと、自由に経済を発展させようとする人にとっては邪魔者。第32条には開発プロジェクトへの事前合意の原則が書かれている。

文化を広げる中で、どうやって 権利を回復するのか。国連宣言に は、生物多様性を考えることによ って持続可能な開発を考えるべき で、先住民族は開発による最悪の被害者である、 とある。宣言にはそれを逆転させるための考え方 の基礎になるものがある。

生物多様性条約というものが議論されるのだが、地域社会の知識を僕らの社会を見直す1つの原則にできるかどうか。先住民族が有する知識をきちんと情報交換する。紋別だけでなく、北海道全体のアイヌ民族に関わることだが、国連で基準ができた。

大和民族はよく「アイヌ民族は何を求めているのですか?」と聞いてくる。これから考えればいいことだが、原則は国連宣言に書いてある。この応用問題が、今年の10月に愛知県名古屋市で開催されるCOP10。

今の状況は昔では考えられなかったような状況。でも、国際的視野から考えることはとても大事。国の政権は変動する。アイヌ民族の権利は日本の文脈だけで考えるには限界がある。

2月24日、25日には、ジュネーブ開催された 人種差別撤廃条約の中で日本の差別について話 された。地域のことを考えることは、実は国際的 なことを考えているということ。日本の中だけで 考えていてはアンバランス。

小泉:国連宣言や条約は遠い話に聞こえるかもしれないが、まさに畠山さんの思いと国際的な動きがストレートにつながっていることが分かったと思う。ただ、その間にある地域の皆さんに考えてもらうことが重要。皆さんはいろいろご意見があると思うが、とりあえず質問を受けたい。

竹田:生物多様性条約に入っていない国が、資源を奪っていく。その資源を利用して莫大な利益



を得ているが、先住民族はまったく利益が得られていない。

畠山さんの捕鯨について、ほかの国の先住民 族も捕鯨をしていた。本来は鯨を獲って当たり前。 特定の動物を保護すると逆にバランスが崩れる 例もある。それをもっと言った方がいい。

村上:青森から来た。本州・青森でもアイヌ民族がいたが、現在、アイヌはいないと教えられている。青森には八甲田山の遭難があったが、遭難時にそこに住む酋長が助けた経緯がある。しかし、その話はほとんど伝えられていない。話があったとしても、そこには蛮族として伝えられている。

北海道にきても、アイヌ文様などのアイヌを示すものが空港やタクシーなどに見られない。アイヌの土地に来た感覚がない。なぜ、アイヌの人がもっと大手を振れるようにしないのか。アイヌが生き残るために、なぜ皆が協力しないのか。そういった努力はしているのか?

地名など、言葉が一部残っただけ。アイヌを生き残るためにどうしたらいいのか教えてほしい。

小泉: 道外の人は、北海道に来たらアイヌのものが目に付くと思っているが、ないのが現状。そういった働きかけはとても必要だと思う。地名をアイヌ語表記にしようという動きもある。ただ、タブー視されていることもある。

村上:ツキサップという地名かツキサム (月寒) という日本語表記になってしまった。やれること を少しずつ突くべきでは。

結城:アイヌの中の近代の歴史が語られていない。差別やつらく感じていた時代、子供たちに親たちが伝えることを恐れた時代があった。それと同時進行として、日本の画一化された教育があった。アイヌの常識をアイヌ自身が失っていったと思う。でも完全になくなっていない。それを取り戻そうとしている。

私たちが我慢していた時代が長かったために、 その間のことが一般の人に伝わっていないため、 「今頃権利回復というのか?」といわれる。

「イオル=狩場」というものがあるが、それも 日本文化が入ってきたから生まれた意識かもしれ ない。海に近いアイヌは自然の神々から恵みを受 けて生きてきたという常識があった。それすら語 られない。それを再構築するためには、アイヌの 英知を取り戻さなくてはいけない。それと同時に 日本の教育の中でアイヌの歴史について語られな ければ、反抗されてしまう。

修学旅行生に説明する機会もあるが、地名を 単に漢字で表記しては意味が分からない。そこに は意味があり、それを理解すると土地に命が吹き 込まれる。

アイヌというと「右翼」や「左翼」といわれる が、本来は「仲良く」。

音喜多:何年も何十年も、こういった話が続いてきている。こういった会、アイヌのことに関する会がある。切ないから要求だけはする。和人が我々を潰したからそれを返せという。しかし、状況に合わせて我々も生きていかなければならない。

持続可能な資源の利用というが、今これから一緒に、アイヌも日本人も一緒に生きていくのに、アイヌの権利を少しでも生かしてもらいたい。

何も難しいことを言っている訳ではない。何が難しいのか。誰が応援してくれて、何のまとまりがあったのか。アイヌ協会もあるが、ほとんどの人が何をしているか分からないのでは。何か1つ、突破口ができれば。生涯学習ではなくて、最終というものが何か1つでもできないといけない。

組合員ではない漁夫という人がたくさんいる。 アイヌが食べる道、いろんな権利の制限がある。 ここには冬に仕事がない。トロールに雇われてき た。アラスカもロシアも行った。経験ならたくさ んある。ただ、ここに暮らしたくても暮らせず、 行った先にも仕事がなくてホームレスになるアイ ヌもいる。

紋別支部でも何でもいい。文化、文化って、踊ることが文化か? 儀式だけが文化か? それだけでは実際に飯が食べられない人がいる。協会員ではあるけれど、とにかく生きられる道をつくってほしい。

小泉:何を優先してやらなければいけないのか、 具体的に何ができるのか、今日明日で考えたい。 それをやっていきたい。分からないことを分から ないと言ってほしい。ここは皆で作っていきたい。

結城:まさに音喜多さんの声が本当の声だと思う。 どちらかというと自分は文化馬鹿。絵を描いたり、 踊ったり。でもなぜここに来たのかというと、自 分の活動が産業に結びつかない空洞感があった。 そこで畠山さんと出会った。

野口扶美子(以下、野口):私はダーウィンという先住民族が25%くらい住んでいる場所にいた。住民の人は非常に差別的な言葉でアボリジニに接していた。土地の名前もイギリス風に変えられた。資源も白人が取らないものを資源として利用している。自分の力で立っていない。飼い殺しという言葉がいいか分からないがそのような状況。ここでの答えがアボリジニにも還元できればとも思っている。

秋辺: 伝承のために獲るのか、利益のために獲る のか? 確認したい。

畠山:ただで働く人はいない。鯨に関しては文化 伝統と言っていいのか、アイヌ伝承捕鯨ではなく、 アイヌ生存捕鯨にしてはどうかと思っている。今 の生活プラスα。生業と文化を両立するような方 向で考えている。

秋辺:私はそれでいいと思う。サケを獲っても、 アイヌ文化を守るためには生活も大事。広義の意味での文化は生活を支えるものだと認識し、国の動きを観察しなければいけいない。

また、上村先生。新法案から抜け落ちたものが あると思うが、それについて説明してほしい。

上村:アイヌ新法案の中で、アイヌの社会的経済

的権利を確保することがある。北海道の漁業権は 本州の漁業権と違う点がある。農業についてもア イヌの農地は非常に狭い。新法案については、根 拠をもう少し勉強しなければならない。

花崎:補足。北海道の川には内水面の規則は本州のそれと差別がある。本州は河川に住む住民に権利がある。北海道の内水面の漁業権にはそれがない。

慣習法という概念がある。事実上、権利として そこを利用していたものは、昔と同様に利用する 権利があるというもの。本州は入会権が認められ ている。ただ、北海道の場合は全部頭ごなしに決 められ、アイヌの権利は無視された。潜在的には ある。権利は主張しないと生きてこない。アイヌ の人は法的にも訴えていく。専門家の援助があっ たほうがいい。法律があるから駄目といっていた が、法律的な権利がある。攻め方を考えたほうが いい。

小泉:畠山さんたちが主張していることは、まず 捕鯨、サケマスの資源管理、それから産業廃棄 物の処理施設の設置に関して参加したい、また、 深海未利用資源の利用というのが、地元の環境 に絡む事。明日は1つ1つを確認し、畠山さんの 問題ではなく、私達の問題として話し合いたい。 明日もよろしくお願いしたい。



■ 2日目 ■

2010年2月27日(土)9:30~15:30

小泉:今日ここに集まっている方々は先住民族の権利について理解のある人だと思う。そこに行政など地域の人に広げていくにはどうしたらいいのか考えたい。昨日、上村さんからヒントもあったが、国際的な動き、あるいは全国へどう発信していくのか。午後は、午前中に共有されたことについて、どうしていったらよいかを考えたい。

まずは、そもそもここに集まっている人が誰な のか知るために、自己紹介していきたい。

(各自、自己紹介)

今日はこのメンバーで話合いをしていきたい。 昨日、畠山さんからすでに動きとしていろいろな 要望を出していることが分かった。

海の課題として、

伝統捕鯨/深海底資源の活用。今の漁業の方 法を問い直すことも考えている。

陸(おか)の課題として、

サケマスの管理/産廃施設の設置

以上のことについて考えていきたいと思う。1 つはアイヌ文化の復活、また生活を成り立たせなければ話にならないという生業をどうしていくのかについて。さらに、地域の環境をどう守っていくのか。これらについて整理しながら何ができるかについて話していきたい。

まず、全体としてこれにかかわる内容、または 地域の中で課題と感じていること、意見やコメン トなどを出し合いたい。

花崎:伝統文化と生業の関連で、資料の中に畠山 さんのお話が書かれているが、とてもいいと思う。 畠山さん自身がまさに生きている伝統。もう少し、 アイヌ文化の細かいことを加えて、膨らませ資料 として使ってはどうか。

また、海と陸(おか)との関わりについて、畠 山さんが山は海とって大切といわれているが、山 のアイヌが海に対して同じようなことを言ってい る。そこと合わせてはどうか。また、鯨の伝統捕 鯨を広げるためには、もう少し資料を集めたほう がいい。

秋辺: 伝統捕鯨、深海底資源、サケマスの管理

を一括りにした方がいい。ただ、産廃とは別。アイヌの生活文化、生業もひっくるめて維持、復活させるためには「産廃は困る」という風に導く。戦略を考えたほうがいい。アイヌにとってサケマス、鯨は何なのか? そこをより紋別パターンに組み直し、全体として強化するとよいのでは。あまりアイヌ色を強くすると、それ以外の一般の人が入りづらくなる。きちんとアイヌ以外の人を巻き込むように。

竹田:日本列島のどの場所にもアイヌの人は住んでいた。のちに朝鮮半島などから人がきたが、アイヌが国を持っているということから権利を主張しなければ。北海道は侵略されているということを訴えていくことも必要。原点をきちんと把握する

小泉: 共有をしながら皆のものにしたい。

草鹿:もっと大きく原点を考えると、最近、持続可能なという話がされるが、地球は奇跡の星。それを実感する。オゾン層も奇跡的に、全く適当に地球を覆ったために生命が宿った。たくさんの種が発生し、生態系をつくってきた。いろんな種が支えあっていて、それはちょうど人間が何十兆という細胞で支えられているように秩序の中でつくられてきた。人間はどういう訳か、人間の事情をつくりだした。生態系の中で、アイヌの人たちは自分の生き方を考える。それがアイヌ文化の原点ではないかと思う。

うちは酪農家で、生まれたときから牛もいたし、遊びと暮らしと混同した中で生活してきた。大学などで元紋別を離れたが、縁があって山岳部に入った。山に行ったら、どういう訳かよく便利に使われた。力もあったし。でも、紋別に帰ってきて山に入ると、帰れなくなった。山に行って磁石を使うとか、それを見るようになり、全身で捕らえてきた感覚が衰えていった。弱まっていったと思う。

山に入ったときに思った。アイヌの人たちが山に入ってどうしていたか、そして必ず帰ってくる。 磁石なんて原生林にない。星も見えない中で生活していた能力は、どうやって進化していったのか。 そういう意味では人間の能力、知能は退化している。考えることがない。アイヌの人は自分で見て、触って、考える。そこを見つめていきたい。ずっ

と退化して、いずれは自ら作った文明によって人間も破滅するかも知れない。生命の地上で生きてきた先人たちの本当の誇りを共有したい。

ここでは敏さんが中心となって、底引きの漁法 によって起こる海の砂漠化を防ぐ活動もしてい る。今は神が作ってくれた元金に手を入れている。 鯨は増えすぎて利子が増えている。何だかんだと いって、獲らせない。

海の仕事はおもしろい。まず、見てみる、やってみる、食ってみるということを積み重ねていって広がっていけばと思っている。そういうところで力を貸してほしい。

小泉:原点の話になった。ESDという持続可能な 開発という言葉があるが、まさに原点として生態 的な感覚であり、具体的な体験を通して広げてい こうという話しもでてきた。今日考えたい事であ る持続可能な開発と、先住民族の権利は切り離 せない。地域に即して考えたい。

地元の方:海水浴場の方は小さい海鳥もたくさんいて、海が豊かだった。サルルの方も古い港で、うまくやっていると思う。底にコンクリートブロックに窪みがついたものをおいて置くと小さい生物がたくさんくっつく。まっ平らだと着かない。近海を豊かにしてあるというか、微生物がすみ易い環境をつくってやれば魚も住みやすくなるのではと思う。

結城:そもそも紋別という言葉の意味。北海道に有り勝ちだが、当て字で考える。畠山さんに会うまでは、紋別における海とアイヌ、鯨とアイヌなどについて分からなかった。アイヌはイメージを地名に与えていた。藻別川と紋別とどういった関わりがあるのか? 今は当て字だけで意識しているが、本来のもつ意味を住民の人は知っているのか? 地名が示すことを皆に知らしめる事で、大切なことにつながっていかないか。鯨とアイヌについても世に知らしめたい。

例として、ニュージーランドの先住民にマオリという人たちがいて、鯨との関係が深い。鯨とマオリというイメージをマオリたちは持っている。彼らはエコツアーを行っている。マオリのエコツアーは国からの補助が最初はあったと思うが、ツアーによって鯨とアイヌの関係を見せるのはどうか。知床でアイヌのエコツアーを主催しているが、

一人雇用もし、少しだけかも知れないがアイヌと 知床をイメージづけられたと思う。アイヌの人だ けでなく、紋別のイメージをよくするためなら他 の人もついてくるのでは。

小泉:北海道の地名はほとんどアイヌ語からできている。

秋辺:藻別川はサケが自然産卵をしていると聞いた。北海道でも稀有な自然が残っているのに、産廃施設を作るとは何事かと思った。サンクチュアリとしての表現は強力なのでは。ここにはすごく素敵な条件がある。COP10にも非常にマッチングするので、名古屋に向けて大きく取り上げてはどうか。

小泉:僕らは昨年の秋にまさにツアーで紋別にきた。藻別川をサケが上っている姿やコムケ湖など、 地元の人よりも紋別の魅力を感じたのではないか と思う。

音喜多:今、地域の本当の事を言うと、コムケ湖一つとっても、もともと貝を採るなど、小さいことでも生きてきた。海でも飽き足らず、内水面漁業という枠をつけた。アイヌに返してもらうという事でいいのか、一緒に共存するのか。コムケ湖の開発に漁協組合の従業員として携わったことがあり、その中で一生懸命やってきた。西網走でも湖で獲れた水産物をブランド化して、年間にしてかなり稼いでいる。コムケ湖でも十分できるはず。子供を近づけたりすることもできる。

今、アイヌの人だけで何人いる? どこからの 収入もない人もたくさんいる。国の補助を使って 造成したりする人もいるが、アイヌにはその権利 がない。あそこには活用する方法がたくさんある。 でも今は内水面漁業の権利があるため、そこにいると悪いことしていると思われる。密漁をしているのかと、近づけば拡声器で腕章つけた人が注意にくる。

子供でも年寄りでも降りて行けるような湖にし、アイヌも食って生活を向上していかなければ。 年寄りが毎日行って、育てて獲るようなことができないか。大した量はいらない。観光客の人に提供する場所をつくってもいい。学校で行けるようにしてもいい。アイヌのみならず、地域の人間は皆同じだと思う。そうすれば黙っていても、国から補助されるようなことになると思う。これから の時代、どうしたら子供たちや観光客に楽しく過 でしてもらえるか。どうにか考えてほしい。

秋辺:前向きな発言だったと思う。アイヌが求めているのは今おっしゃったような事。こういう人をまとめるのが支部長の役目だと思う。一昨年、アイヌはやっと認められた。今日がスタートだと思ってほしい。言いたいことは全部言う。紋別の要望をどんどん上げて行くことが非常に重要なこと。地元の人が上げないと分からない。国でも政策ができかけたとき、地方行政に組み替えていくが、その際に地元のイメージがないとどうにもならない。みんなの総合力で具体化でき、大きな力になる。

竹田:1月のESD担い手ミーティングで道庁の 人きたでしょ。そこへ提言しては?

小泉:自由学校「遊」で今年の1月、札幌で ESD 担い手ミーティングを開催した。その時、北 海道庁の人を呼んだ。

花崎:音喜多さんの思いを文章にして共有しては。

音喜多:自分で本当に思っていることは、沼でもまだまだ可能性があって、一般の労働者も何十人も何ヶ月間も暮らせるような資源がまだまだある。サケマスはこの辺に類を見ないほど上がる。稚魚を生かすためにすごくいい条件がある。コムケ湖のほんの一部を使うだけで、サケマスの回帰率が非常に上がる。せめて湾の中で獲るものくらいは、秩序ある程度にアイヌの人も得ることができるとか。現在、開発した人もいるし。できれば普通の人にでもわかる文章で伝えてほしい。

畠山:藻別はアイヌ語でモペッ (mo-pet) という。川でカムイチェップノミをはじめて2年になった。若い人も含めて、サケマスの管理・資源利用を考えた。深海底については、漁をしている中で、まだ手をつけられていない海底もあった。皆さんに差し支えのない、利用されていない資源。サケマスは海の定置漁業を指している。サケマスを獲っている人は、生き延びる策を講じながら営んでいる。

アイヌがコムケ湖にいたとは聞いている。今は 内水面の漁業権が発生しているが、この人たちの 考え方は効率重視。紋別はコムケ湖の利用も今 後、付け加えていかないといけないと思う。 それと支部長の役割だが、実は3年くらい前まで、14年間事務局を置いて、協会からも一銭ももらわないで自前で鯨の問題を扱っていた。しかし、ここ数年、金銭的に切なくなってきて縮小したのも事実。その中でも伝統捕鯨については一番力を入れてきた。東京に行って議員さんにも話に行った。声ばかりを上げていたら何も進まない。

秋辺:事務局、支部単位での活動は非常に難しい。 お付き合いして、道東の連合をつくることも可能。

結城:今までの体質も支部長に頼りすぎている。 泥もかぶるし、功績も得るという変な体質がある。 もっと透明性の高い組織にするには事務局がしっ かりしないといけない。いまから1年ぐらい前か らやっと普通の組織になろうとしている。これか らは自分たちが地域とつながっていく大事な担い 手ということを意識しながら活動しなければ。今 までは縦のラインに逆らったらはじかれるという イメージがあった。

小泉:組織のあり方は重要で、いかにきちんと声 を出し合うか非常に重要。

村上:資源は獲っていくとなくなっていく。発想を変えては。日本ではシロサケ以外はみんなマスとしている。今の和人が孵化させてシロサケを増やしているが、アイヌ特区としてベニサケやギンザケなど別のサケマスをアイヌがもらうと表明してみては。

また、鯨について。他の漁港で鯨を駆除してほ しいという場所がたくさんあり、アイヌが鯨バス ターとして鯨を獲る。漁業と伝統を生かす。両方 成り立たせることが大事。そういったことによっ て共存共栄できるのでは。北海道だけでなく、全 国に行けないのか。

畠山:今の意見に異論。自然の摂理の中で、魚は魚の回遊の仕方がある。紋別でギンザケ、ベニザケなど価値が高いというだけで放していいのか。自然の回遊を考えると、疑問がある。

鯨だが、沖合寄りと沿岸寄りの2種がある。ザトウなどは沿岸寄り。鯨は一番多い時で、肉眼で見える範囲に船の前後20前後ずつ、二人で40頭見えた。青森・陸奥湾は邪魔なくらい鯨がいる。だから、ある程度間引きしないと生態系が駄目になるのではと思っている。例えば各支部で供物、儀礼があれば鯨を持って参加したい。これが私の

夢。

野口:高知県でも鯨文化の強い地域があり、伝統 捕鯨の文化が残っている。いわゆる和人の伝統 文化とつながるということは考えてないか?

畠山:話をしたことがない。

結城: 伝統捕鯨サミットでもやってみたら。

生道:処理の仕方でもあると思う。処理の仕方を 皆で考えることによって、すべて使いこむことを 考えては。

菅野:鯨のことは世界的に槍玉に挙げられているが、調査捕鯨にも疑問符がついている。それを動かそうとしても、例え伝統捕鯨だとしても動かすのは非常に大変。紋別支部だけでは難しいのでは。アイヌ協会全体で考える事や、地元の漁業者との連携も大事なのでは。

畠山:鯨の処理の仕方については、文献には残っていないが、詳しい人もアイヌの中にはいる。そういった話も聞いていきたい。トンコリの弦も鯨のヒゲ、腱だという。エスキモーの人は、血も含めた全てを利用している。その中にどういった成分が入っているのかなど、研究もしてもらいながら、鯨のすべてをどのように利用するのか勉強はしている。

結城:まずは1匹、一つの例として、伝統漁をやらせてもらえないか? 実例として1つはつくらないと駄目だと思う。

花崎:紀伊半島には非常に古い伝統捕鯨の文化 がある。その辺も調べるとかなり共通点があるの では。

音喜多:「大和民族伝統捕鯨」をやっていると聞いた。日本は、世界に出ると「大和民族伝統捕鯨」というかたちでやっている事実はある。世界的に鯨の問題が取り立たされている中で、いくつ獲って調査捕鯨なのか。南氷洋の捕鯨は何千頭もやらないといけないのか?南氷洋だけでなく、北太平洋でもやっている。その調査の結果や予算、誰が働いていて、どんな許可があるのか誰も知らない。

自分たちも「大和民族伝統捕鯨」といっている のに、アイヌが何千も獲るわけではないのに、何 が問題なのか。天下りのようなものが蔓延ってい るのでは。どこに訴えればいいのか。年間 1,800 頭も獲らないといけない調査は何なのか? アイ ヌ民族に認めないのは何故なのか。

上村:国レベルの段階になると二枚舌になる。「大和民族生存捕鯨」といっているのは、世界には先住民族捕鯨があるため。国内に対しては、アイヌは先住民族という立場が曖昧だと言っている。

結城:ワシントンタイムズ紙で、「日本は国際的には大和民族と言いながら捕鯨の権利を主張し、国内ではアイヌのサケ採捕を許さないのは何故か」とバッシングされていた。文化を守るために、生活のための捕鯨が必要だと主張すべき。

野口:オーストラリアの先住民族であるアボリジ この人たちは、ジュゴンを伝統的な手法だけで獲 っているわけではない。

秋辺: サケマスなど、伝統的な考え方に沿って産業的な方法で獲ってもいいはず。伝統捕鯨が復活したとして、鯨をトリカブトで3日3晩苦しめて獲るのか。

ただ、調査捕鯨はあまり批判しないほうがいい。 調査捕鯨することによって調査を建前にして鯨を 獲っている。日本には伝統捕鯨を存続するという 意識もある。そこを批判するだけでなく、評価す ることも必要。

山下: 鯨問題に関わるものとして一言言わせてほ しい。海外では南氷洋の調査捕鯨を止めれば沿 岸捕鯨を許可すると言っている。それでも日本は 調査捕鯨を続けている。

秋辺: 文句のつけ方、批判の仕方には気を付けないといけないと言っている。もっと主張を通すには利口に振舞ったほうがいい。

畠山:調査捕鯨に対して、一度も批判も中傷もしたことはない。自分たちの経緯、歴史もあるし、遺跡からも鯨の骨が出ている。そういったことを再現したい。感情論ではなく、純粋に目指そうとしている。

竹田: 先住民族の枠を越えると主張することも大事。沿岸の小型捕鯨を認めてほしいと言っているわけで、先住民族を認めろといっているのではない。

村上:マスノスケやベニやギンの陸封型を利用す

るのはどうか。新しい技術を使うことも重要。繁殖能力のない交雑種を利用することなど、産業的なことを考える必要があるのでは。

有坂:元々そこにいる種を使うべき。それは生態 系のバランスを崩しかねず、危険。

小泉: いろいろな案があっていいと思う。それを 次に話し合いたい。グループに分けて話したい。

鷲頭:グループに分けなくてもいいのでは。

草鹿:観光と産業についても話したい。

鷲頭: たとえば結城さんが畠山さんの話を聞いて 感動したのは、漁師の人から出る実感の話を聞い たから。アイヌからこういった類の話が出たのは 初めてだからではないか。

紋別以外からもいろんなネットワークをもった 人が来ているのだから、それぞれに何ができて、 どんな協力をしたいのか。具体的な発信を倍にも 3倍にもできるネットワークができれば最高だと 思う。

結城: グループに分けるのではなく、個人的な欲からいうと全部の意見を聞きたい。

上村:問題は関連しているので、切りにくい。ただ、まだ発言していない人には午後一で発言してもらってはどうか。

草鹿:権利回復はなかなか取り扱いにくいもの。 それをどれでもいいから突破したい。コムケ湖で もいいし、伝統捕鯨でもいい。

原口:国連宣言を国内法にするのがまず先ではないか。入会権の発想と、この国連宣言はとても似ている。

花崎:以前、アイヌ民族共有財産訴訟をやった。 最終的には負けてしまった。その中で北大の歴史 の先生や開拓記念館の学芸員の人が熱心に調べ てくれた。日本の裁判では慣習法を認めるところ まではいっていない。

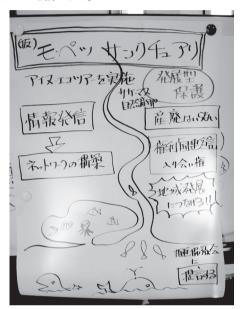
しかし、権利は何度も主張していくうちに、だんだんと認められてくる。いったんは負けても繰り返し主張していくことが重要。

小泉:今回、個々にいろんなところに関わっている人が来ている。午後は全体で課題を整理しながら、具体的な突破口や、どんな人に働きかけて

いけばいいか、どんな人を巻き込めがいいかを考えたい。

~昼休み~

秋辺:発展型の保護を、背景をきちんと持つ。イメージを絵にした。



この地域でサケを獲って生活をするために、川 を保護する。この地域は山も川も海もある。アイ ヌの権利取得をやっていくと、地域のためになる ということを地域の目標とする。最初からそれを 意識して目指す。

また、この保全のためにお金がいる、そのための制度も突破する必要がある。その突破のために国連宣言がある。そこに介入するために国際的なNGOと関わりを持つ。それを実行するためにネットワークをつくる。「モペッ・サンクチュアリ」を中心として、私や上村さんも絡んでいく。

産廃を批判だけすると、通常の環境保護運動と勘違いされてしまうので、子供を川に連れて行ってサケを突いてみるとか、川に親しむと観光につながる。観光=産業となる。観光という風に「モペッ・サンクチュアリ」を捉えられる。

紋別の住民を巻き込むためにはシンボリックなものが必要。ここで考えたこと、計画したことは常に提言していく。アイヌの政策を計画している推進会議に常に提案していく。これが突破していく1つの組織づくりになるのではないかと思う。

アイヌ協会紋別支部、産廃を反対している組織の人たちが考えていく。この組織を支援する組織として「遊」がある、紋別支部の後援会がある。こういったところの組織が支援すればいい。私も手伝う。

鯨については、水産庁などに対して、たくさんいる科学者に科学的にお手伝いしてもらう。我々は自然の一部だと感じるために「祭り」が実は重要。COP10で訴えることも方法の一つで、名古屋での会議は重要。人の力を束ねることは非常に重要。これを提案させてもらいたい。

小泉: これをヒントに考えたいが、どうか。これ を具体的に進めていくための方法などについて話 がしたい。

上村:すばらしいまとめだった。なるべく早い段階で、「遊」に頑張ってほしいと思っている。9月のツアーでは、東京からの参加者に対して勉強会をきちんとやった。ベースが必要。例えば鯨のシーズンに実際に鯨を見るツアーを開催にする。早い段階で広がっていくのではと感じている。地域発展では大事なことだが、例えば、こういった考え方がある事を学校の先生に知ってもらう。先生を入れた勉強会を開催する。社会人教育などのプラグラムとも一緒になると、とてもいいと思う。

小泉: 去年のツアーは鯨を見るには時期的に遅かった。また、働きかける対象として学校というのが1つある。

花崎:紋別支部の後援会をつくったことはすばらしいと思う。以前、本部に提案して実現していないのだが、アイヌ協会にも賛助会員もつくったらどうかと提案している。「遊」は正会員と賛助会員がいる。和人にもこの取り組みに対してお金を出す人は必ずたくさんいるはず。後援会もいいが、替助会員の方が入りやすいのでは。

小泉:アイヌ協会紋別支部もしくは、「モペッ・ サンクチュアリ」の会員制度も考えられる。イメ ージとして「モペッ・サンクチュアリ」が納得で きるのであれば、これをベースに考えていきたい。

結城:どこから手をつけるのか考えたい。僕らは 狩猟民族。形を変えたとしても、紋別のようにず っと狩猟し続けている地域はアイヌの中では稀。 鯨の問題に対して何らかの突破はできないか。サケマスの方が突破しやすいとは思うが。

小泉:サンクチュアリのような形での地域発展も 含んだイメージを共有できたと思うが、何か一歩 前進させられることはないか。鯨ウォッチングも 一つあると思うが。

草鹿:いろんな項目があるが、現実にやるとすると、いろんな部署とか、コーディネートなど、何から何までやることになる。それをどうしたらいいか。

小泉: 畠山さんが今まで頑張ってきたことを一つ は担うという事も、この会の趣旨にある。

畠山:事務局を置いてやってきたが、どこにどうしたらいいのか、具体的な方法が…。アイヌ協会に相談に行ったこともある。学者にも相談した。すると、学者の先生に「畠山さん、鯨を獲ってきなさい」と言われた。アイヌ民族の問題を日本政府で裁けるのか、裁けないのか。サケマスと鯨の問題は異なると思う。サケマスは定置業者が増養殖の負担金を払いながら獲っている。鯨にはそれがない。新聞社に訴えることもしている。地域発展につながる推進会議とはどこにあるのか?内閣官房室?そこには訴えているが、もっとうまい方法があるということなのか?

秋辺:推進会議には加藤さんが入っている。国で協議が始まったところなのに、鯨だけ先に協議してほしいということにはならない。急いでほしいというのは間違いではない。ただ、アイヌ協会の親分が推進会議に入っているので、直接内閣官房に要望を出したりすると、アイヌの歩調が合ってないと言われかねない。

畠山:アイヌ協会の人が捕鯨についてどれだけ知っているか分からない。鹿や熊と同じような感覚で鯨を見ている。協会は鯨を見ていないと思う。海でも同じことを言えると思う。鹿は獲ってよくて、なぜ、鯨は駄目なのか。

秋辺:鹿や熊はアイヌ以外のハンターも取れる。だから一般政策の中でできる。鹿の狩猟が認められているが、鯨は100年以上獲っていない。まずはそこの条件が違う。さらにアイヌの権利についても認められていない。一般の今ある法律に則っている。アイヌ本来の狩猟方法で鹿を取ってい

るかというと、また違う。さらに鯨となると難しい。 まずは整理整頓することが先。

畠山:去年一年間、土地資源の問題が有識者会議で出たのか?文化だけでは?報告書には載っていなかった。

秋辺:土地資源に関しては「利活用」という言葉 で出てきている。

竹田:親分子分という言葉は駄目。地域の言葉を聞いてくれないと。聞いてくれなければ直接言うべき。鯨の問題は IWC にもワシントン条約にも言わないといけない。

結城:対立構造がアイヌの中で少しでもあると、政府に分裂していると見られる。外圧が必要だと思う。COP10がチャンス。海外には鯨に関わる人がいるし、外からの圧力に対して日本政府は非常に弱い。国際的な会議が名古屋である。地元の紋別の人が何人か行って、「遊」やESDの人も含めて、敵を作りながらではない突破の仕方があると思う。

秋辺:捕鯨の根拠を示したものをまず作らなければいけない。国やアイヌ協会を説得する材料が必要。

小泉:いくら働きかけても納得する材料がなければいけない。すでに畠山さんや鷲頭さんが作り始めていて、それをみんなで協力してつくる。

結城: COP10 に持っていって、100 人がそれを 各地に持って帰れば広まる。

音喜多:サンクチュアリには納得できる。でも推進会議など待っていられない。親分子分など言われると排除された気持ちになる。紋別支部の事務局は自分たちで持ち出しでやっている。ねばり強くやっていけば、なんとかなる問題かもしれない。でも今現在の生活があり、待っていられない。今日明日中に何とかなしようとは思わないが、何年も費やすお金はどこから出るのか?やりやすい文化や伝統などから入るのは分かる。でも、浜に生きるアイヌはどうしたらいいのか。お金がどうこうじゃない。鯨の事もそうだが、自分でご飯を食べていく。サンクチュアリに反対なんてしない。でも、新法案などアイヌ協会で出している訳だから、もっとやってもいいはず。もっと底辺でも活

動してもいいはず。国際的に活動してもいいが、地元でも、もう少し何か運動する方法はないのか。

結城:僕らも同じ。内陸で人がたくさんいるところで暮らしているからと思われるかも知れないが、おっしゃる通り。暮らしがあってこそ、文化、祭りがあるという考えは当然。でも何をしてアイヌとつながっていくかというと、僕らの若い世代は文化しかなかった。音喜多さんの言葉は良くわかる。

音喜多:アイヌ協会を運営するために人はたくさんいるはず。アイヌ協会にも本部があるんだから、こういった地域の運動に対して資金を与えるような協会であってほしい。人材もそう。若い人もいるはず。そういう中から1人でも2人でも出してほしい。年寄りだけじゃなく、代わりの者もいるでしょ。紋別なんて話にならないほど道内にはたくさんいる。そういう要望も協会には考えてもらいたい。痛切に思う。

秋辺:「モペッ・サンクチュアリ」のアイデアは 捕鯨のことだけでは出なかったアイデア。産廃の 問題もあり、出てきた。親分子分の話は例えが悪 かった。要は、動いている人がいるのだから歩調 を合わせた方が良いということ。実現するための 有効な手段を探していきたい。

小泉:こういう絵を秋辺さんが書いてくれたが、こういったことは重要。具体的な地道な取り組みも必要。今までももちろんやってきているし、少しでも一緒にできることを探したい。

畠山:世界に向けて発信してほしいと協会にもお願いした。そういう運動は確かに必要で、今まで10数年かけて運動をしてきた。佐藤局長を前にして話もした。今まで、文章が悪いから、時間が



ないからと言われ、相手にされなかった。

秋辺:本当に通そうと思ったら別の組織を作り、その組織で国際的に訴えた方がいい。僕たちだけでやろう。分裂したい訳じゃなかったが、道東の連合を作りたいと言ったがそれも局長に阻まれた。でも、道東など地域ごとで状況が違う。紋別だけ頑張りなさいという立場はとらない。そのための組織化も考えている。もう少し待ってほしい。

音喜多:紋別以外にも、全道に漁業に携わるアイ ヌがいる。紋別だけの話ではない。

~小休憩~

小泉:具体的にそれぞれが何を担えるのか話したい。どんな協力ができそうか。これからに向けての関わり方、協力の仕方について。

結城:アイヌ協会ができないことをやろうと、先住民族サミットを開いた。世界に訴えていくことで世界から圧力をかけてもらう。アイヌのことをすごく賛同してくれる人の声は馬鹿にならない。今年はとくに COP10 という世界会議が名古屋である。この取り組みを外の世界に知らしめる。紋別以外の人たちを動かせる事がたくさん出てくると思う。僕らは外から来た。でも、昨日から感動している。自分として何ができるか。一番目に見えるのが COP10 への取り組み。外へ知らしめることの手助けがしたい。

鷲頭: 紋別のアイヌ復権に関する連携ネットワークに関する署名をまわすので、参加してほしい。

花崎:「遊」の共同代表をしていたが、今は一会員。 小泉さんに協力を求められたことについては、絶 対に協力しようと思っている。この関連で役に立 ちそうな大学の先生を畠山さんに紹介した。何か 勉強会でも開く場合は、人を紹介するなどの協力 もしたい。畠山さんにお会いして、昔から知って いたエカシを思い出した。音喜多さんの話にも感 動したので、ぜひ、協力したい。

結城:もう一つ。硬いイメージを柔らかくすることも必要なので、鯨のTシャツを作る事や、音楽をつくることはできる。若者たちに訴えることは非常に重要で、先住民族サミットでも力になった。硬いものを柔らかくすることでも協力できる。

上村:今回、皆同じベースで話をしているのだ が、すれ違って見えるところがあるので、歴史的 経緯を少し話したい。今のアイヌ政策推進会議 は去年の12月にできて、1月から始まったばかり。 以前はアイヌ民族がいないものとして扱われてい た。アイヌはいなくなったのだから、旧土人保護 法もいらないと言われた。しかし、それではアイ ヌに関するものが何もなくなってしまうという事 で、1984年にアイヌ新法案ができた。北海道に 文明をもってきたと自信を持っている東京の霞ヶ 関の人たちに対して、アイヌ民族について納得さ せるのは非常に大変なこと。そんな中、先住民族 と認めさせた事はすごい事。アイヌ政策推進会議 で話されたことについては、実現する可能性が高 い。そのため、秋辺さんが皆で策を練ろうと言っ たのだと思う。可能性のある時期に、一緒にやれ ることを話し合いたい。去年、紋別に2回来て、 捕鯨の問題を国連に持って言ってほしいと畠山さ んに言われた。あまりいい成果を今回は持って来 られなかったが、漁業権はおかしいシステムで成 り立っている。捕鯨をどう実現できるのかに関す る論理の部分は、私の仕事としてやりたいと思う。

小泉:「遊」でできることを言いたい。少なくとも2年はこの問題に関わりたい。昨年、エコツアーを1回やっているので、サンクチュアリ構想にからめて人を外から呼んでくることはできると思う。情報を外に発信することも協力できると思う。できれば、名古屋の COP10 に持っていく際は協力したい。

野口:今回、このプロセスを文章に書いている。 私達の組織は、市民の活動を文章にすることで地域の取り組みを支援している。他の日本の事例とは少し違うと思うが、全国にはいろいろな課題を解決していった人がたくさんいる。その人たちと結びつけて交流する場を考えていきたい。情報は持っているので、どのように意見をまとめていったかについて情報を提供できる。個人的だが、オーストラリアの研究機関の人たちとつながりがあるので、そこの人たちとつなげることも可能。

中島:水俣の問題に取り組んでいる。水俣では産 廃業者を撤退させた経緯がある。撤退させるた めに、地元の人が自ら勉強会を開くなど徹底的に 反対した。紋別の場合は、市が産廃施設の設置 を認めてしまったと認識していたが、今回、まだできることがあると知った。水俣の人からの話も聞いている。皆さんに3冊の本をお土産に持ってきた。水俣に関わってきた経緯が書かれた本、絵本など。参考にしていただければと思う。去年ツアーに参加させて頂いて、ご縁があって紋別に関わらせて頂いているので、皆さんにこれからも協力していきたい。

秋辺: 先住民族ネットワークで情報発信、問題点、 鯨に関することをどんどん会員に伝える役目を担っていきたいと思っている。また、本部の理事で もあるので、本部を動かすためのお手伝いをした い。

山下:10月の会議のことが出ていたが、生物多様性条約市民ネットワークでは、可能であればネットワークの活動に一緒に参加していただければ、皆さんと一緒に動きやすい。この組織の中には作業部会が11部会あるが、地域としては沖縄の作業部会がある。一緒に活動していただくことも検討してほしい。中央省庁や名古屋の会場のレイアウトを担当しているものもいる。いろんな団体が発表するスペースを活用していただくという方法もある。連絡をいただきたい。

有坂:アイヌ問題や環境問題というと難いイメージがあり取っ付き難い。結城さんがおっしゃったように、柔らかいイメージで一般の人に広めるためのお手伝いをしたい。例えば、アイヌの人の考え方や権利を守ると、紋別の環境を守ることにもつながり、紋別の発展にもなるという風に伝えたい。

また、環境省には政策提言募集事業という事業があり、一般の人から政策を募集している。そこに今日考えた「モペッサンクチュアリ」構想を出してもいい。

道庁にも総合政策部という部署があり、常時、 道民から政策に関するアイデアを募集している。 行政の窓口を知っているので、必要であればご紹 介可能。

小泉: 紋別がベースの課題なので、紋別の人が動くことが重要だと思う。皆さんにもそれぞれ協力できることを教えてほしい。

竹田: 生物多様性条約というのは先住民族にも深

く関わっているのだから、COP10 にも名前を出して出るということは考えているのか? 先住民族の権利について問題が扱われることなのだから、きちんとやってほしい。

鷲頭:具体的にどういう集まりになったらいいか考えていた。一番大事なことは人がつながるということ。秋辺さんから提案のあったサンクチュアリ構想は、世界的に提案しても十分な内容だと思う。この発信を自分のネットワークを通じて関わっていくことが大きい。

持続可能という言葉が流行りというか、道庁の中にも持続可能社会推進課というのがある。持続可能というのであれば、自然の中で生かされているということ基本として生きてきたアイヌの精神を尊重すべき。この精神に憧れてきた。この精神に学びつつ、復権しつつ、新たなものをつくっていくことを舞台として発信したいと思っている。

今、心強い言葉をたくさん頂き、感動している。 音喜多さんのこの語り口調のままで、世界に発信 していきたい。具体的な発信を紋別からしていき たいと思うし、そのときのネットワークの受け皿 をもっと広げていければと思う。

山下:サンクチュアリについて。市民ネットの中で生命流域作業部会というのがある。実際に取り組んでいく中で、是非、利用していただきたいと思う。生物多様性に関する国家戦略を国は作っており、その中で市町村レベルでも戦略を考えるように促している。

国の政策について詳しく知りたいのであれば、 EPO の有坂さんが環境省の担当の人を連れてき てくれると思う。

野口: ヘザーさんからの伝言。ワールドサーモンインターナショナルというアメリカの NGO があり、流域管理のモデル作りをしている。そのNGO は資金がたくさんあるので、そういった団体ともつながるといいのではと言っていた。

音喜多:何か1つでも自分にできることがあると 思う。そのときは活用してほしい。

菅野:今回は地域の大事なこと、アイヌ民族の権利に関することなど、たくさんのことを勉強させてもらった。自分のできることを少しずつでも行っていきたい。

アイヌ民族の方の中でも激論もあり、それぞれ の真摯な思いがあるためだと感じた。明治から の政府のやり方が間違っていたということだと思 う。一人の和人として大変申し訳なく思う。本当 にそういう思いを持っている人間がどれだけいる かというと、疑問がある。

アイヌ民族、先住民族問題を北海道内だけでも小さいときから聞かせてもらう体制づくりもやれればいいと思う。

吉川利史: 畠山さんが捕鯨の権利について話されているのは知っていた。アイヌの先住民族としての狩猟の権利を是非、発展させてほしい。

吉川美保子: 気軽な気持ちできたが、大変なことをしていると感じた。世間は狭いが、みんないろんなことをやっているのだと分かった。

畠山満子: これからも頑張っていくと思う。よろ しくお願いします。

原口:藻別川に行って、朝靄が晴れたらタンチョウがいたらいい。それが夢。最低限、これ以上環境を悪くしたくない。先住民族の権利を守れば環境は守られると気づいた。今、当面の問題として産廃を作らせないように活動しているが、この活動をより大きくしていきたい。

以前、環境省で働いていた。その当時、生物 多様性の時代になると話をしていた。まさにその 時代が来たと思う。

鷲頭知子:頭の中は産廃のことが大きい。結局、アイヌに救われるんだと思う。藻別川をこれ以上 汚さないでほしいということを世界中に向けても訴えてくれる。藻別川は、子供たちが遊ぶのには最適。命の大切さを教えたいといいながら、大人は子供を欺いてきた。私は堂々と生きていきたい。アイヌ協会の人にかろうじて生かされている。やり続けたい。

原口幸子:渚滑川に憧れて、上川から紋別に住 み始めた。畠山さんと知り合って1年しか経って いないが、畠山さんや音喜多さんの熱い思いも受 け止めたい。頭数でも揃えられればいいと言う事 にでも協力したい。

草鹿:農業は、生態系に人間が謀反を起こした一番最初のきっかけだと思っている。 酪農が循環型の農業であろうと思っていたが、それも怪しくな

ってきた。でも、循環型の酪農に張り付いてやっていきたい。牛を自由に遊ばせて、そこから少しミルクを頂く。100歳まではとにかく酪農を続けたい。そして「100歳万歳」に出たい! 現在75歳。100から年齢を引いた数25頭。その水準でやって、99歳で1頭。100歳で0頭を目指している。資本主義の社会の中で、利益を追求するだけでなく、皆さんに支えながらも牛を飼ってこられた。

五十嵐:具体的に何ができるか分からないが、孫、 子に紋別が良い形で残っていけばと思っている。

畠山俊光:秋辺さん提案のモペッ・サンクチュア リが実現できるように頑張っていきたい。

鷲頭知子:市は、産廃の本申請をまだ道に挙げていない。本申請を挙げられるともっとやりにくくなる。本申請を絶対に挙げたくない。お力をお借りしたい。

小泉:外部の人間ができる署名はあるのか? 鷲頭知子:アイヌ協会もその意見につながっても らえるような動きをしてほしい。

小泉:外の人間も何かできないかと思っている人 はたくさんいる。署名は集まると思う。

草鹿: 高橋はるみさんに手紙でも出してほしい。

野口:国連大学がESD (持続可能な開発のための教育)という活動の世界的な拠点となっている。各地でESD に取り組んでいる事例を登録する制度も、外に向けて発信する方法の1つとして使えると思う。

畠山:国連で民族宣言があって、1年かけて有識者懇談会ができた。それで何か進展したのか。構成メンバーにアイヌが少ない組織でまともなことが決まるのか。なぜもっとアイヌが入れないのか?アイヌことをアイヌで決められない。私には後がない。今まで歩んできた道は平坦ではなくて、そういうことも含めて権利を堂々と主張できるような方向付けのために、皆さんの知恵やらサポートをよろしくお願いしたい。

小泉:今日はこれで終了するが、昨日、今日で終えるつもりはない。今皆さんが言われたことを手がかりに、このサンクチュアリの絵を現実にするために1つずつやっていければいいと思っている。これからもよろしくお願いしたい。

「ESD×生物多様性」地域ワークショップ in 紋別 持続可能な紋別に向けて ~アイヌ民族の権利回復が今の社会に示すもの~ 報 告

小泉 雅弘

【開催概要】

(省略・28 pを参照)

【ワークショップの概要・参加者の反応】 <1日目>

初日は、まず畠山・鷲頭両氏よりこれまでの道や政府に対する提言活動の背景にある思いや活動の経過などを語っていただき、それに重ねて上村氏よりこれらの提言内容が国連の先住民族の権利宣言や生物多様性条約の条項にどう対応するのかなどを解説していただいた。一日目は時間が限られていることもあり、質疑応答にとどめるつもりであったが、当初から活発な意見のやりとりがみられた。とりわけ、地元で漁師を営むアイヌ民族の方から以下のような生活に即した率直な思いが語られ、参加者の心に響いた。

「これまでにもこうしたセミナーや何々の会というものがアイヌに関してたくさんあった。しかし、それで何が変わったのか?実際問題として、我々は困窮している。行政に対して要求をしても、何も動かない。何かひとつでよいから突破口がほしい。…文化、文化というが、踊ることが文化か?儀式だけが文化か?それだけでは、実際に飯を喰えない人間もいる。そういうことを優先してもらいたい。」

<2日目>

初日の段階で想定していた以上に課題の 共有がなされたこともあり、二日目には活動を広めていくための様々な意見やアイデアが出された。以下にその一部を紹介する。

・海と陸(おか)との関わりについて、畠山さんが山は海にとって大切といわれてい

るが、山のアイヌが海に対して同じような ことを言っている。そこと合わせて発信し てはどうか。

- ・伝統捕鯨、サケ・マスの管理を一括りに して考えた方がいい。
- ・アイヌの人たちは自分で見て、触って、考える。そこを見つめていきたい。人間の能力はずっと退化してきていて、いずれは自ら作った文明によって破滅するかもしれない。生命の地球の中で生きてきた先人たちの本当の誇りを共有したい。
- ・マオリのエコツアーには国からの補助が 最初はあったと思うが、ツアーによって鯨 とアイヌの関係を見せるのはどうか。
- ・藻別川には、サケが自然産卵するなどすごく素敵な条件がある。 COP 10 にも非常にマッチングするので、名古屋に向けて大きく取り上げてはどうか。
- ・(コムケ湖を)子どもでも年寄りでも下りていけるような湖にし、アイヌも自分たちで生活を向上していけるようにしていかなければ。
- ・権利は何度も主張していくうちに、だんだんと認められてくる。いったんは負けて も繰り返し主張していくことが重要。

これらのアイデアをまとめる形で、参加者の一人から今後に向けての包括的なビジョンとして、「モペツ・サンクチュアリ構想」が提案され、地域の生態系保全とアイヌ民族の権利回復、そして地域の生業や経済的側面も視野に入れた総合的な取組みのイメージが共有された。

外部からの発案による今回のワークショップが果たして地域の人々に受け入れられ、よい成果をあげることができるのか不安な面もあったが、結果的には非常に内容の濃

い、充実した話し合いが実現したように思 う。地元の参加者にとっても、地元以外の 参加者にとっても非常に刺激的な内容とな ったのではないだろうか。

【ワークショップの成果】

このワークショップ開催の第一の目的は、 畠山氏らの取組みの意義を理解し、共有する人の輪を広げることであった。そのためには、地元の参加者が集まってくれることが重要であったが、アイヌ民族や漁師の方々などの参加を得ることができ、またそうした参加者が生活に根ざした率直な意見を積極的に出してくれたことは大きな成果であった。また、地元以外からもアイヌ民族の有志や環境関連のNGO関係者など多様なメンバーが集まったことで話し合いの幅も広がった。この第一の目的は、十分に達成されたといってよいと思う。

ワークショップのもうひとつの目的は、 課題の共有を前提とした上で、今後の紋別 における取組みのビジョンを見出し、地域 へ働きかけるためのステップとすることで あったが、これについては畠山氏らが訴え ている課題(アイヌ民族捕鯨の復活/サケ・ マスの資源管理権/深海底未利用資源の活 用/森林・河川の開発計画への参加)を一 体のものとして捉え、アイヌ民族の権利回 復を地域の生態系や生物多様性の保全とい う文脈に位置づける「モペツ・サンクチュ アリ構想」というビジョンが提案され、共 有されたことで、今後の地域や周囲に向け ての働きかけの大きなヒントが得られたよ うに思う。

今後は、今回のワークショップの成果をいかに次のステップにつなげていくことができるかが大きな課題となってくる。そのためには、中長期的な視点に立って人々に働きかけ、活動を展開していく仕掛け人(オーガナイザー)の存在が重要だと感じている。



【ワークショップから導き出された社会づく り・人づくりへの視点】

この紋別における地域事例の特徴は、先住民族であるアイヌの人権回復という北海道という地域における根深い歴史的課題と、地域の生態系や生物多様性の保全という環境課題を別の事柄ではなく一体のものとして扱っている点にある。ワークショップでは、それに加えて地域において漁業などの一次産業従事者の生きる手立てが奪われている現状が浮き彫りになった。ESDにおいては、現在の経済・社会構造の中で周辺に追いやられている人々の声に耳を傾け、彼/彼女らのエンパワメントを促すと共に、その意見を真に反映させた縦割りではない地域の新たな総合的ビジョンを打ち出していくことが求められていると感じた。

また、今回のワークショップにおいて、 改めて地域において一人一人の生の声を出 し合えるような平場の話し合いの場をもつ ことの意義を感じることができた。そこに おいては、環境や人権に関わるNGOや市 民の立場に立った研究者の存在も重要となってくる。これらをうまくかみ合わせるこ とができれば、本来的な意味での民衆主体 の社会づくりを生み出していくことにつな がるのではないだろうか。

(「ESD×生物多様性」プロジェクト 2009 報 告書より)

4. 産業廃棄物最終処分場建設への異議申し立て

ツアーやワークショップを通じて、私たちが紋別への関わりを強めていた頃、畠山さんらの暮らす元紋別地区を流れるモベツ川の支流である豊岡川の水源域に計画されていた産業廃棄物最終処分場の建設問題が具体化してきました。環境に与える影響を懸念する周辺住民からは反対の声も上がりましたが、新たな産廃処分場の建設を歓迎していた紋別市はこうした声に耳を貸そうとしませんでした。

モベツ川の河口部で毎年、カムイチェップ・ノミというサケを迎える伝統 儀式を行なっている北海道アイヌ協会紋別支部では、「母なるモベツ川をこれ 以上汚さないで!」と産廃処分場の建設に反対の声をあげていきます。

これに呼応して、ワークショップで形成されたネットワークでは、広く国内外の先住民族団体や支援団体・個人に呼びかけ、北海道知事に向けて産廃建設の許可を出さないよう求める要請を行ないました。また、ネットワークのメンバーである国連NGO・市民外交センターの協力により、国連の先住民族常設フォーラムや人権理事会において、紋別の産廃建設がアイヌ民族の権利を侵害していることを訴える声明が出されました。畠山さん自身も、2010年11月に名古屋で開催された生物多様性条約COP10会議に赴き、その関連イベントなどを通じて国内外に紋別における産廃問題を訴えていきます。



カムイチェップノミの儀式風景

The rights of indigenous peoples denied in Japan due to the planned construction of an industrial waste dumping and processing site on Ainu Land**

- 1. In September 2007, the Japanese government voted for the adoption of the United Nations Declaration on the Rights of Indigenous Peoples (UNDRIP) in the General Assembly. In June 2008, the Japanese Diet unanimously passed the resolution, urging the government to recognize the Ainu people as an indigenous people in Japan, to which the Chief Cabinet Secretary immediately responded favorably in his official statement. In December 2009, the government followed this move by establishing the Council on Ainu Policy within the Cabinet Secretariat, of which five of the fifteen members are Ainu. We welcome these recent developments.
- 2. Yet, in spite of this apparent change of wind at the national level, the rights of the indigenous Ainu people are still denied significantly at the local level. A good example of this point is the situation involving the planned construction of the industrial waste dumping and processing site on the upper reaches of the Mobetsu River in Okhotsk area of eastern Hokkaido.
- 3. The Mobetsu River is sacred to the Mombetsu Ainu community that is located in Mombetsu City, Hokkaido, Japan. The community members have gained their livelihood dependent upon the river's surrounding environment for countless centuries. Today the Mombetsu Ainu practice welcome ceremony celebrating the return of salmon their sacred, staple food which spawn every year (Kamuy Chep-nomi Ceremony). In regard to the conduct of the ceremony, since 2002, the Hokkaido Prefectural Government has granted the Ainu community a special permit for salmon fishing in the Mobetsu river only for the purpose of ceremony. As this shows, in the Mobetsu basin we may find a rich ecosystem of animals, fish and birds, including bear, trout, and eagles. The forest there provides a variety of nutritious food to the living creatures in the downstream lakes and seacoast. The area is rich in flora and fauna.
- 4. "Do not pollute our sacred mother river." The Ainu people of the community have expressed their opposition to the planned construction of the industrial waste site in cooperation with other NGOs. They have been claiming their land rights, the right to the conservation and protection of the environment, and their cultural rights as provided under the UNDRIP against the Hokkaido Prefectural Government since 2009.
- 5. In February, 2010, the Mombetsu City Government approved the construction plan without any good faith consultation with the local Ainu, totally ignoring the Ainu community's demand for respecting their rights as well as the stipulated principles of the UNDRIP. Furthermore, the Hokkaido Prefectural Government unilaterally gave the final approval to the plan as proposed in the report released by an evaluating commission at the end of July, 2010. The commission had no Ainu representation, nor did its report even refer to the UNDRIP. In the opinion of the Hokkaido Prefectural Government, the UNDRIP has no validity in the Japanese legal or administrative system at all and their authorization for the plan is institutionally justified in the existing procedures. What this means is that the local governments played no responsible role to protect and promote the rights of the Ainu people.

^{**} We would like to express special thanks to Mo-pet Sanctuary Network for their cooperation.

- 6. In April 2010, the Committee on the Elimination of Racial Discrimination adopted its concluding observations (CERD/C/JPN/CO/3-6) after examining the periodic report made by the Japanese government. The Committee expressed its concern with the limited progress in the implementation of the UNDRIP in Japan and recommended to the government establish a working group on the implementation of the UNDRIP within the Council on Ainu Policy.
- 7. The Shimin Gaikou Centre is concerned with the complete disregard of the UNDRIP and inter alia the specific rights of the Ainu by the Japanese national and local governments after the recognition of the Ainu as an indigenous people. The Japanese government will host the tenth meeting of the Conference of the Parties to the Convention on Biological Diversity (CBD COP10) in Nagoya in October this year. The Mo-pet Sanctuary Programme, an alternative plan presented by the Mombetsu Ainu community and other supporting NGOs to the Hokkaido Prefectural Government, will be a model or a good practice of the proposed Indigenous and Local Community Conserved Areas (ICCAs) for the CBD COP10. In relation to the COP10, the Japanese government issued a pamphlet which explains the new National Strategy for Biological Diversity in May 2010. However, the pamphlet does not introduce or mention the rights of indigenous peoples, particularly those of the Ainu, while it refers the rich natural environment of Hokkaido, a main part of the Ainu traditional land.
- 8. We wish to stress that the respect of the rights of indigenous peoples has a close relationship with the protection and promotion of cultural and biological diversities. In other words, the UNDRIP provides all of us with a new social paradigm for the future of human beings. We also wish to stress the rights of indigenous peoples must be fulfilled not only in national and international communities' level but also in local level as the Mombetsu Ainu's claim case illustrates.

United Nations General Assembly A/NRC/15/NGO/24 Human Rights Council Fifteenth session

Written statement submitted by the Shimin Gaikou Center (Citizen's Diplomatic Center for the Rights of Indigenous Peoples), a non-governmental organization in special consultative status

アイヌ民族の土地における産業廃棄物処分場の建設計画によって、 先住民族の権利が日本で否定されている

- 1. 2007 年 9 月、日本政府は国際連合総会において、先住民族の権利に関する国際連合宣言 (UNDRIP) に賛成票を投じた。2008 年 6 月、日本の国会は、政府にアイヌ民族を日本の先住民族として認めることを求める決議を全会一致で採択し、内閣官房長官は即座にそれに賛同する公式声明で応じた。2009 年 12 月、政府は内閣官房室にアイヌ政策推進会議を設けた。そのメンバー 15 人のうち 5 名がアイヌ民族である。私たちはこうした最近の進展を歓迎している。
- 2. だが、国内レベルでの見かけ上の風向きの変化にもかかわらず、先住アイヌ民族の権利は、地方レベルでははっきりと否定されている。そのよい例が、道東のオホーツク地域におけるモベツ川水源域における産業廃棄物処分場建設計画の状況である。
- 3. 日本の北海道、紋別市にあるモベツ川は、紋別に暮らすアイヌ民族にとって聖なる存在である。コミュニティの人々は、数百年もの間、川の周辺の自然環境に依存して生計を立ててきた。今日、紋別のアイヌ民族は、「カムイチェップ・ノミ」という川に戻ってきたサケ(彼らにとって神聖かつ主要な食べもの)を歓迎する儀式を毎年実践している。儀式の遂行に配慮して、2002年から北海道政府は儀式の目的に限って、モベツ川におけるサケの特別採捕をアイヌ民族に許可している。このように、モベツ川流域においては、熊やサケ・マス、ワシなどを含む動物、魚、鳥などの豊な生態系を見出すことができる。その森は、下流の湖や海岸に生息する生物に豊富な栄養分を与える。この地域は動植物の宝庫である。
- 4. 「私たちの母なるモベツ川を汚さないで!」この地域に暮らすアイヌ民族は、他のNGOと共同で、産業廃棄物処分場の建設計画に反対を表明した。彼らは、2009年以来、北海道政府に対し、先住民族の権利に関する国連宣言(UNDRIP)のもとで与えられた自分たちの土地に対する権利、環境を保全・保護する権利、文化的権利を主張し続けている。
- 5. 2010年2月、紋別市は地域のアイヌ民族との誠実な協議も行わず、国連宣言に明記された原則や権利を尊重するよう求めたアイヌ民族の要求を完全に無視し、建設計画を承認した。そしてさらに、北海道政府は2010年7月末に専門委員会によって出された報告に沿った計画への最終許可を与えた。委員会にはアイヌの代表は一人も含まれておらず、その報告は国連権利宣言(UNDRIP)には何ひとつ言及していない。北海道政府の見解によれば、国連権利宣言(UNDRIP)は、国内法や日本の行政システムになんら効力はなく、計画に与えた許可は、制度上、既存の手続にしたがって正当化されるということである。このことは、地方政府がアイヌ民族の権利を守ったり、促進したりする上で何ら責任ある役割を果たさなかったということを意味する。

- 6.2010年4月、人種差別撤廃委員会は、日本政府によって提出された定期報告を審議した後、 最終所見(CERD/C/JPN/CO/3-6)を採択した。委員会は、日本における国連権利宣言(UNDRIP) の実行が十分になされていないことに対する懸念を表明し、政府にアイヌ政策推進会議の中 に国連権利宣言(UNDRIP)の実行に関する作業部会を設けるよう勧告している。
- 7. 市民外交センターは、アイヌ民族を先住民族として認めた日本の国および地方政府が、国連権利宣言(UNDRIP)やとりわけアイヌ民族の特別な権利を全く無視していることを憂慮している。日本政府は、今年10月には名古屋で開催される生物多様性条約第10回締結国会議(CBD COP10)を主催する。紋別のアイヌ民族や他の支援NGOによって北海道政府に提出されたモペッ・サンクチュアリ構想という代替案は、CBD COP10において提案される「先住民および地域共同体の保全地域(ICCAs)」のひとつのモデルであり、よい実践例である。COP10に関して、日本政府は2010年5月に生物多様性に関する新たな国家戦略について解説するパンフレットを発行した。しかし、パンフレットでは、その大部分がアイヌ民族の伝統的な土地である北海道の豊かな自然環境について紹介されていながら、先住民族の権利、とりわけアイヌ民族の権利については言及されていない。
- 8. 私たちは、先住民族の権利の尊重は文化の多様性および生物の多様性の保全や促進と密接な関係をもっていることを強調したい。言い換えれば、国連権利宣言(UNDRIP)は人類の未来に対する新たな社会的パラダイムをすべての人々に与えている。私たちはまた、先住民族の権利が国内および国際的なコミュニティのレベルのみならず、紋別のアイヌ民族が主張している事例に示されるような地方レベルにおいても実現されなければならないことを強調したい。

国連総会 A/HRC/15/NGO/24

人権理事会

第 15 会期

特別協議資格をもつ NGO である市民外交センターの文書声明

緊急:北海道知事への連名の要請文

北海道紋別市のモベツ川の上流部に、産業廃棄物最終処分場の建設が予定されており、北海道は、今月中に本計画の最終決定を出す予定です。モベツ川は、アイヌ民族がはるか大昔から集落を営み、豊かな自然とともに生きてきた聖なる川であり、現在もアイヌ民族の手で、鮭・鱒の特別採捕許可を得て、アイヌ民族にとって主食であり、聖なる魚である「鮭」を迎える儀式「カムイチェプノミ」を毎年行っています。本計画は、アイヌ民族の参画が全く無いまま策定されました。北海道紋別市のアイヌ民族が「母なるモベツ川をこれ以上汚さないで」と産業廃棄物最終処分場建設に反対をしています。

2007年9月に国連総会で採択された、「先住民族の権利に関する国連宣言」は、先住民族の自己決定、資源、文化、開発、環境等に関する権利全般を明記しています。特に、同宣言文の第29条は、次のように謳っています。「国家は、先住民族の土地および領域において彼/女らの自由で事前の情報に基づく合意なしに、有害物質のいかなる貯蔵および廃棄処分が行われないことを確保するための効果的措置をとる。」本条文そして、自由で事前の情報に基づく合意の原則という見地から、これまでの紋別の産業廃棄物最終処分場計画策定における行政的、法的プロセスは、国連宣言や国際社会の期待に反するものであります。

私達先住民族および先住民族への支援を目的とするNGOは、この反対表明に賛同し、建設への許可をしないよう、北海道知事に連名で強く要請いたします。

2010年6月29日(改訂)2010年7月11日

Urgent Request to the Hokkaido Governor

"Do not pollute our sacred mother river, the Mobetsu River, any more" – Indigenous Monbetsu Ainu people who live in Monbetsu City, Hokkaido, Japan, have been claiming their land rights against the Hokkaido Prefectural Government and expressing their opposition to the development plan of the industrial waste dumping and treatment site on their sacred area. The site will be located upstream on the Mobetsu River, and the Hokkaido Government will make a final decision on the construction based on the Report of a relevant Committee by the end of June. The plan was unilaterally developed without the consultation of the any Ainu.

The Mobetsu River is a sacred river to the Monbetsu Ainu community. They have settled their community nearby and based livelihood on gifts from surrounding nature for countless centuries. Today, the Monbetsu Ainu welcome the return of the salmon – their sacred, staple fish – for spawning every year with the Kamuy Chepunomi ceremony, and have also received special permission to catch salmon and trout from this river.

The UN Declaration on the Rights of Indigenous Peoples, adopted in September 2007 by the General Assembly, extensively stipulates their rights to self-determination, resources, culture, development and the environment as an international human rights standard. In particular, the Article 29 of the Declaration clearly specifies, "States shall take effective measures to ensure that no storage or disposal of hazardous materials shall take place in the lands or territories of indigenous peoples without their free, prior and informed consent". From this article and the principle of Free, Prior and Informed Consent (FPIC), it is clear that the administrative and legal process to approve the plan of Monbetsu will be in violation of the UN Declaration and the aspiration of international society.

We, the indigenous peoples and supporting NGOs for indigenous peoples undersigned, register our solidarity with the Monbetsu Ainu, in asserting claims to land right and showing opposition against the plan as well.

要請団体(先住民族および先住民族関連NGO) 56団体

モペッ・サンクチュアリ・ネットワーク/アシリチェップノミ実行委員会/チ カラ ニサ ッタ~われらつくる明日~/アイヌアートプロジェクト/ペウレウタリの会/旭川アイヌ 協議会/アイヌ民族協議会/ウコチャランケの会/北海道アイヌ協会札幌支部/ NPO 法人 ウハノッカの会/市民外交センター/日本キリスト教団北海教区アイヌ民族情報センター /先住民族の10年市民連絡会/道南・アイヌ民族との連帯を考える市民の会/イカラカラ の会/世界先住民族ネットワーク AINU (WIN-AINU) /アプカシカリプ (APKAS KARIP) / AINU & WHALE from Mo-pet(quiet River)in Okhotsk / Tebtebba Foundation (フィリピン) / Asia Indigenous Peoples Pact (タイ) / North East Peoples Alliance (インド) / Forum for Indigenous Perspectives and Action, Manipur (インド) / Cordillera Peoples Alliance (フィリピ ン) / Indigenous Portal, Asia Region and Tedim Chin Development Society (TCDS) (インド) / Asian Forum for Human Rights and Development (FORUM-ASIA) (タイ) / TARA-Ping Pu (台 湾) / Yachay Wasi, Cuzco (ペルー) / Nepal Kirat Kulung Language and Cultural Development (ネパール) / Greater Sylhet Indigenous Peoples Forum (バングラディッシュ) / Taiwan Indigenous Peoples (NGOs) Alliance (台湾) / KADIOAN (フィリピン) / Jaringan Orang Asal SeMalaysia (JOAS) (マレーシア) / Indigenous Peoples Network of Malaysia (マレーシア) / Bangladesh Adivasi Forum (バングラディッシュ) / Hawaii Institute for Human Rights (アメリカ) INDIG (アメリカ) / Indigenous Peoples Action Coalition of Taiwan (IPACT) (台湾) / Association of Taiwan Indigenous Peoples' College (ATIPC) (台湾) / Thao Culture Development Community Association of Taiwan (TCDA) (台湾) / Cineminga / ALMÁCIGA (スペイン) / The Russian association of the indigenous people of the North, Siberia and Far East – RAIPON (シア) / The Russian indigenous youth caucus (ロシア) / Tribal Welfare Association (バン グラディッシュ) / Legal Informational Center indigenous peoples of the North Tomsk region "Kogolika" (Swallow) (ロシア) / Association of indigenous peoples of the North Tomsk region "Kolta kup" (ロシア) / Etno-ecological information center in Kamchatka (ロシア) / Itelmen trible Community "Kavral" (ロシア) / Itelmen councel of Kamchatka "Tchsanom" (ロシア) / Vilage Earth (カンボジア) / Southeast Asia Development Program (SADP-Cam) (カンボジ ア) / PUSAT KOMAS (マレーシア) / PERMAS (Community Residents' Association Communications Programme) (マレーシア) / Wahana Lingkungan Hidup Indonesia, Bali Chapter (WALHI/ Friends of the Earth Indonesia) (インドネシア) / Wisnu Foundation (インドネシア)

賛同団体・賛同者

団体 25団体

度十の会/ピースシード/埼玉西部 土と水と空気を守る会/NPO法人エコ・コミュニケーションセンター/NPO法人アジア太平洋資料センター/北海道平和運動フォーラム/NPO法人さっぽろ自由学校「遊」/関西セミナーハウス開発教育研究会/全国大問題NETWORK @北海道/アトリエ karip/いぶり自然学校/廃棄物処分場問題全国ネットワーク/函館東山地域環境対策委員会/道南環境問題調査研究会/NPO法人開発教育協会/サッポロッカショ/LOVELINK/田んぽの楽校/水海山の緑と水を守る会/平和・人権・環境を守る岐阜県市民の声/徳山ダム建設中止を求める会/PEACE NOT WAR JAPAN/NPO法人藤前干潟を守る会/安房地人協会/日本基督教団 島松伝道所(Shimamatsu Church)

個人 373人(名前は省略)

(2010年8月3日現在、順不同)

「モベツ川を汚さないで!」 ~紋別における産廃処分場建設計画をめぐって~

小泉 雅弘

紋別への関わり

紋別で長年漁師をしてきたアイヌ民族の 畠山敏さん。その畠山さんとの出会いが、 私が紋別に関わりを持つきっかけであっ た。2009年1月に実施した第二回ESD 担い手ミーティング in 北海道に報告者の一 人として畠山さんを招き、その際の話し合 いから紋別訪問ツアーのアイデアが生まれ、 2009年9月にはオホーツク・紋別ESD ツアーをさっぽろ自由学校「遊」とEPO 北海道との共催で実施した。この取組みは ESD-J(「持続可能な開発のための教育 の10年 | 推進会議)が呼びかけた「ES D×生物多様性 | プロジェクトの地域事例 のひとつとして取り上げられることになり、 2010年2月には、ESD-Jと「遊」との 共催で、紋別市内において地域ワークショ ップ「持続可能な紋別に向けて~アイヌ民 族の権利回復が今の社会に示すもの~」を 行なうことになる。このワークショップに おける地元の人たちとの話し合いの中から、 紋別のアイヌ民族の権利回復を活用型の地 域環境保全と結びつけて展開していく「モ ペッ・サンクチュアリ」というイメージが うまれ、モペッ・サンクチュアリ・ネット ワークというつながりができた。

産業廃棄物最終処分場の建設計画

こうして私たちが紋別への関わりを深めていた頃、地元ではモベツ川に流れ込む豊丘川水源域に計画された産業廃棄物最終処分場の問題で揺れていた。この産廃処分場は、計画地の山林を所有する北東開発工業(株)の関連会社である(株)リテックが開発主体で、管理型最終処分場と呼ばれる遮水シートの上に廃棄物を堆積していく型の

処分場の計画である (敷地面積約 41ha)。 地元住民に十分な説明がないまま計画が進 行していたこともあり、事態が明らかにな るにつれ計画地周辺の住民から反対の声が 上がりだした。2009年12月には、紋別市 が公害防止協定を締結したことに対し、住 民有志の会が反対署名を紋別市長宛に提出。 また、2010年2月には公害対策審議会に 対して公開質問状を提出している。モベツ 川河口部で毎年「カムイチェップ・ノミ」(新 しいサケを迎え入れるアイヌの伝統儀式) を実施している畠山さんが支部長をつとめ る北海道アイヌ協会紋別支部も2010年3 月に、市の産廃施設建設を容認する姿勢は 「先住民族の権利に関する国連宣言」の条文 を無視するものとして紋別市長と公害対策 審議会宛に抗議文を提出している。しかし ながら、紋別市は、2007年より市の埋め立 て処分場への産業廃棄物の受け入れを中止 しており、市内に新しい産廃処分場ができ ることを歓迎していたため、これらの地元 住民やアイヌ民族の声は黙殺されている。

一方、2月に実施したワークショップに参加していた上村英明さんの働きかけによって、ニューヨークで4月末に開かれた国連先住民族問題常設フォーラムにおいて、市民外交センターは紋別市で進められている産廃処分場の建設計画がアイヌ民族の権利を侵害しているという声明を提出、共同声明に盛り込まれた。このニュースは、道内主要三紙(道新、朝日、読売)で伝えられ、紋別の産廃問題は広く知られるところとなった。

北海道への要請活動

その後、6月20日から21日にかけて、

モペッ・サンクチュアリの今後の取組みについて話し合うために数人で紋別を訪れた。その際、畠山さんの計らいで、産廃処分場の建設予定地を見学することができた。業者の敷地内にあたるため、職員の立会いのもとでの見学である。入り口のゲートを越えて、しばらく行った丘の上で車を降りると、そこから下に広がる広い沢が処分場の計画予定地である。脇には、モベツ川に流れ込む豊丘川の水源にあたる小川が流れている。この豊丘川に産廃の処理水が流れ込むことになっている。

その日の夕方、私たちは畠山さん宅横の 倉庫の小部屋で話し合いをもった。地元の 報道によれば、6月中にも北海道による処 分場の設置許可が下りてしまいそうとの こと。残された時間はわずかということで 諦めムードも漂ったが、最後には「とにか く、できることはやってみよう!」という 話になり、連名で道知事宛に要請文を送る こととなった。当初は、先住民族団体の連 名ということだったが、一般に知らせる意 味合いも込めて、一般団体・個人の賛同も 同時に集めることとした。許可が下りる前 に提出したかったため、実質2日ほどの間 でのメーリングリストのみによる賛同集め となったが、要請団体(先住民族および先 住民族支援団体) 26 団体、賛同団体 25 団 体、賛同個人319人の署名が集まり、6月 29日に道庁に要請文を提出した。また、こ の提出に間に合わなかった海外の先住民族 団体からの返答がその後届き出したため、7 月12日に第二次集計分として、要請団体 47 団体(賛同団体 26 団体、賛同個人 330 人)となった署名を添えた要請文を再度提 出した。この際の担当者との話し合いでは、 道から業者に対してきちんとアイヌ民族団 体と話し合いをするように働きかけたいと いう発言もあり、事態は好転するかもしれ ないという淡い期待もあった。だが、7月

22日付で道の循環型社会推進課廃棄物対策 担当課長名で送られてきた要請文への回答 では、廃棄物処理法に関わる一般的な手続 を述べたのち、「…法的手続きは上記の通り であり、国連宣言に基づき建設への許可を しないという対応は困難」という見解が書 かれていた。

私たちは、担当課の判断では埒が明かな いと考え、国連宣言に基づく先住民族の権 利の尊重について道知事の判断を仰ぐため に、知事との面談を依頼しようと準備をは じめた。しかし、そのさなか、7月27日付 で道の設置許可が下りたとのニュースが飛 び込んできた。要請活動を無視したこの決 定に私たちは落胆したが、それに対する抗 議の意味合いも含めて、8月2日に高橋は るみ知事との面談を道に要請した。この要 請に対して、8月4日付で再び廃棄物対策 担当課長名で文書が届き、面談については 担当課長の自分が対応する、道としては前 回の回答を繰り返し説明するだけであると 述べた上で、国連の権利宣言にある「先住 民族の事前の合意」に関しては、国内法の 整備がなされていないため許可の判断に影 響しないと書かれていた。北海道はアイヌ 民族の先住の土地であり、ここからアイヌ 民族の権利尊重の動きが出てこなければど こから出てくるというのだろうか。自治体 を名乗っている北海道は、いまも単なる国 の出先機関でしかないのであろうか。

知事との面談はならなかったが、8月6日に私たちは道庁で担当職員との話し合いを行なった。対応したのは、廃棄物対策担当課とアイヌ政策推進室の職員である。この2つの担当課は同じ環境生活部の中にあるにもかかわらず、今回の件に関してアイヌ政策推進室からの積極的な働きかけがあるようでもなかった。そして結局、職員からはひとつとして前向きな発言は出てこなかった。

処分場建設に待ったをかけよう

私は、正直に言って、産廃問題に詳しく はない。しかし、長年漁師をしてきた畠山 さんの「海を知るにはオカ(陸)を見れば よい」というお話や、ツアーでモベツ川で のサケ・マスの遡上の様子を間近でみたこ と、サケの伝統漁を体験させてもらったこ と、そして、このモベツ川流域が古くから アイヌコタンのあった場所であることなど から、この場所に産廃施設を建設すること に全くメリットを見出せない。よりましな 選択肢はいくらでもあるはずである。しか も、このモベツ川上流部には、かつて鴻之 舞鉱山という国内有数の金鉱山があって、 大正末期から昭和初期にかけてその精錬に 使う青酸カリの廃水による鉱毒事件を引き 起こし、モベツ川の魚が死滅したという苦 い経験をもっている。その川が、長い年月

を経て、いまサケ・マスの遡上の様子をご く間近で観察できる環境学習にも最適な貴 重な川に再生しているのである。「歴史の教 訓に学ぶ」ということが、私たちにはでき ないのであろうか。

処分場の建設は秋には着工の予定と報道されている。しかし、まだ今からでも遅くはない。建設されてしまう前に、ゴミが持ち込まれてしまう前に、できることはあるはずだ。これ以上、「開発の負の遺産」を増やさないためにも、多くの人にこの問題を知ってもらい、この産廃処分場建設に待ったをかける力となってもらいたい。

(2010年8月「先住民族の10年News」 167号より)

名古屋で紋別産廃問題をアピール

小泉 雅弘

10月17日から20日にかけて、紋別在 住のアイヌ漁師、畠山敏さんと共に名古屋 を訪れた。目的はСОР10関連イベントな どで紋別で進行している産廃処分場の建設 問題とそれに対する地元のアイヌ民族の動 きを伝えることである。2009年1月に実 施したESD担い手ミーティングで畠山さ んを報告者の一人として招いて以来、2009 年9月のオホーツク・ESDツアー、2010 年2月のESD地域ワークショップと「遊」 では紋別での取組みを継続している。そし て、その取組みの中からアイヌ民族の権利 回復を地域の生態系の保全・活用と結びつ けながらすすめていく「モペッ・サンクチ ュアリ」という構想とそれを実現していく ための小さなネットワークがうまれた。し かし、こうした取組みを進めているさなか、

モベツ川の支流、豊丘川の水源域に計画されていた産業廃棄物最終処分場の建設が具体化され、畠山さんらによる「母なるモベツ川を汚さないで」という訴えにも関わらず、2010年7月には道が建設を許可、9月には事業主体の(株)リテックが工事を開始してしまった。私たちの身近なところで起きている生物多様性の危機であり、先住



民族の権利の侵害でもあるこの問題を、「生物多様性」というテーマのもとに名古屋に 集まってきている人たちに伝えたいという ことで、今回の名古屋行きは決行された。

畠山さんが報告する機会を得たのは二つ の関連イベントで、一つは「先住民族サミ ット in あいち」での報告。当初は畠山さん の報告は予定されていなかったが、主催者 の配慮により最終日の報告者の一人として 組み込んでもらった。畠山さんの持ち時間 は15分。50歳を過ぎるまでアイヌ嫌いだ ったこと、亡くなったお兄さんの影響など でアイヌに徹して生きようと決意したこと、 漁師としてのアイヌ民族生存捕鯨への思い、 森の栄養分が川から海へと流れて豊かな海 をはぐくんでいることなどが語られていっ た。とてもよい話であったが、話はなかな か産廃問題まで辿りつかない。気をもんで いると、主催者の島崎さんが機転を利かせ て参加者に配っていた産廃問題のリーフを 畠山さんに手渡し、最後は産廃問題に言及 して報告は終了した。同じく報告者として 招かれていた宇梶静江さんは畠山さんの報 告に感激し、終了後も控え室で親交を深め 合っていた。

もうひとつは、本会議場の隣にある名古屋学院大学で行われたESD-J(「持続可能な開発のための教育の10年」推進会議)主催のサイドイベントでの報告。元々、紋別の取組みがESD-Jが実施した「ESD×生物多様性」プロジェクトの事例のひとつとして取り上げられたことが、名古屋に来る直接のきっかけであった。こちらのテーマは、日本のNGO発の提案である「国連・生物多様性の10年」において重要視されているCEPA(コミュニケーション、教育、普及啓発)をESDの経験からどのように進めていくのかというものであったが、その中で「ESD×生物多様性」プロジェクトから鹿児島の重富干潟の事例と共



に、紋別の事例が紹介されることになったのである。当初は私自身が報告をする予定であったが、畠山さんが参加できることになったため、私は最初に簡単に流れだけを紹介し、畠山さんにメインで話してもらった。教育活動の事例としては、あまりにも直接的な開発と人権に関わる問題であったが、それを事例として扱えるところがESDの従来の教育とは異なるところかもしれない。

この2つの報告については、ひとつは朝 日新聞、もうひとつは北海道新聞にいずれ も地域限定だが写真入りで取り上げられ、 名古屋まで行った甲斐もあったように思う。 また、CBD-COP10会場にて、JUCON(「美 ら海・沖縄に基地はいらない! | キャンペ ーン) が呼びかけていた「CBD-COP 10 開催国日本の開発行為に対するNGO宣 言」の20の賛同事例のひとつとしても取 り上げられた。紋別の産廃問題もそうであ るが、COP 10 主催の一方で、日本の各地 で地域住民の生活と生態系を脅かす開発行 為が現在進行形で行われている。 COP 10 には企業や自治体も様々な形で参加してい たが、本気で「生物多様性」を守っていこ うとするのであれば、こうした「開発」の あり方を根本から見直していく必要がある だろう。

(2010年11月「ゆうひろば」第126号より)

「サンパイ」でアイヌが問うのは、 自然界の私物化を当然視する近代日本人(ぼくたち)の生活感覚では?

鷲頭 幹夫

「私たちの先祖が大切に守って潰してくれ た母なるモベツ川をこれ以上汚さないでく ださい」ーモベツコタンの先住民族アイヌ の子孫を代表して、畠山敏さんは何度この 言葉を繰り返したことでしょう。川の支流 の豊丘川水源域に管理型産業廃棄物処分場 を計画中の業者に対して、同事業を強力に 推准する立場を貫いている紋別市長に対し て、同事業の最終許認可権を持つ北海道知 事に対して、畠山さんは二○○七年九月に 日本政府も賛成票を投じて国連総会で採択 された「先住民族の権利宣言」第二九条(環 境権)を根拠に産廃建設反対の意見を表明 し続けていますが、三者からは「国の基準 を守れば環境を汚しませんから理解して」 という意味の異口同音の回答がはね返って くるだけです。

二年前から畠山さんにアイヌ民族自立自 活のための文章作りのお手伝いを頼まれて 数え切れないほど意見書や要請書を書いて きたぼくは、アイヌの子孫ではありません。 モベツアイヌに寄り添いながらも訴えられ る和人のひとりとして、植民地化に強制同 化という歴史的な不正義からの回復なくし てアイヌとの和解と共生は始まらない、と の思いを日々かみしめています。そのぼく の目の前でアイヌとしての誇りと夢を堂々 と語り続ける畠山さんの姿は、百年ほど前 に初めてヨーロッパの文明社会を見て回っ て文明というものがどれほどとんでもない ものかという演説を仲間たちにしたサモア の島のツイアビ酋長にぼくの中で重なって きます。

『パパラギーはじめて文明を見た南海の酋 長ツイアビの演説集』の中にある次の警告 は、アイヌモシリを勝手に自分たちの所有 物にしてしまうことで可能だったぼくたち和人の大日本帝国の近代化とはどんなものであったかをも鋭く言い当てているのです。 <神はたくさんの手を持っておられる。どの木もどの花もどの草も、海も空も空の雲も、すべてこれらは神の手である。私たちはその手を握って喜ぶことは許される。だがしかし、こう言ってはならない。「神の手はおれの手だ」・しかしパパラギ(ヨーロッパの文明人)はそう言うのだ。>

畠山さんと直談判した産廃事業会社の社 長さんは「アイヌモシリって知ってますか」 と問われて「知りません」と答え、「これを 読んで勉強してください」と国連宣言の解 説書をプレゼントした畠山さんに向かって 「まあ、昔のことにはこだわらないで、ひと つよろしくお願いしますよ」と産廃への理 解を求めました。処分場を作る山はこの社 長さんの父親が買って所有していた私有林 です。アイヌが貸すとも売るとも言ってい ない北の大地を帝国政府が奪い取って財閥 などに払い下げたという歴史上の不正義に 何の痛みも感じないばかりか、山川草木あ らゆるものを神の国からの贈り物と感謝し て祈りを捧げたアイヌの精神の気高さにこ そ学ぶ必要があると心底思えない人はこの 社長さんだけではなく、市役所にも道庁に もたくさんいることを畠山さんは前身で感 じ取っています。

道がアイヌの訴えを無視して建設許可を出した、との知らせに畠山さんは「悔しいけど俺は国連宣言の四六ヶ条が日本人の常識になるまで訴え続けようと思うよ」と復権運動への変わらぬ決意を語ってくれました。

(2011年1月「ゆうひろば」第127号より)

地域で広がるアイヌ民族学習 ~ ESD地域セミナー「地域で学ぶ、未来を学ぶ」~

産廃処分場の建設問題で揺れる一方で、紋別において畠山さんらからアイヌ民族としての思いを聞いた教員の中から、畠山さんらを学校に招いてアイヌ民族教育をすすめていく取り組みが生まれてきました。こうした新たな取り組みを背景に、「遊」では2011年2月に北教組紋別市支会などの協力のもと、ESD地域セミナーin 紋別「地域で学ぶ、未来を学ぶ〜地域の歴史・文化・環境とアイヌ民族〜」を開催しました。

このセミナーには、学校教員を中心に2日間で延べ100人程度の参加者があり、地元のアイヌ民族の方々と教員や市民が机を囲んでアイヌ学習のプログラムを考えるという有意義な場となりました。北海道内の学校においてもアイヌ民族学習がなかなか進んでいかない中、こうした紋別におけるアイヌ学習の取り組みは全道的に注目を集め始めています。



2011 年 2 月 E S D 地域セミナー in 紋別



ESD地域セミナー in 紋別

地域で学ぶ、未来を学ぶ ~地域の歴史・文化・環境とアイヌ民族~

2008年9月、「先住民族の権利に関する国際連合宣言」が国連総会の場で採択されました。 こうした流れを受けて、日本においても、アイヌ民族に対する新たな施策の確立に向けた取組 みが始まっています。中でも、これまであまり取り上げられてこなかったアイヌ民族について の教育は、今後、北海道のみならず日本全国で取り組まれていくことが求められています。

海・川・森といった豊かな自然環境に恵まれた紋別では、その自然環境と結びついたアイヌ 民族の権利回復への動きがはじまっています。このセミナーでは、アイヌ民族の歴史や権利を 学んでいくことの意義やその手立てについてお話をうかがうと共に、地域の中で、地域に根ざしたアイヌ学習をすすめていくためにはどうしたらよいのかを皆で話し合いたいと思います。 お誘い合わせの上、ふるってご参加ください。

■日 時 2011年2月4日(金)18:30~21:00

5日(土) 9:30~16:00

- 会 場 紋別市オホーツク交流センター 多目的ホール
- ■プログラム

2月4日(金) 18:30~21:00

第一部 地域から学ぶ先住民族と生物多様性

- ・オリエンテーション
- 講演
 - 1.「副読本『アイヌ民族:歴史と現在』を活用するために」

講師:阿部ユポさん(北海道アイヌ協会副理事長・副読本編集委員長)

2. 「先住民族の権利宣言と生物多様性」

講師:上村英明さん(市民外交センター代表・恵泉女学園大学教授)

質疑応答・意見交換

2月5日(土) 9:30~16:00

第二部 実践・課題の共有とプログラムづくり

- 1. 地域でアイヌ民族について学ぶ 9:30~12:00
 - ・「共生の未来へ~アイヌとして、漁師として」

報告: 畠山敏さん(北海道アイヌ協会紋別支部長)

「アイヌの授業を行なってみて」

増地行雄さん (紋別潮見小学校教員) 藤田洋平さん (紋別市立潮見中学校教員)

- 2. 未来への学びをつくりだそう 13:00~16:00
 - ・課題の共有~地域と学校との連携に向けて
 - ・プログラムづくり

進行:小泉雅弘(NPO法人さっぽろ自由学校「遊」)

野口扶美子 (認定NPO法人「持続可能な開発のための教育の10年」推進会議)

- ■主 催 NPO法人さっぽろ自由学校「遊」
- ■共 催 北海道平和運動フォーラム網走ブロック協議会紋別連絡会

北海道教職員組合紋別市支会

北海道アイヌ協会紋別支部

アイヌの人権と歴史 ~紋別市立潮見中学校の授業実践から~

藤田 洋平

<実践報告>

1. 取り組みにあたって

私は現在、教員3年目であり、これまで中学一年生の地理と中学二年生の歴史、中学三年生の公民を担当してきた。これで中学校の社会科をすべて担当したことになる。それぞれの教科書にはアイヌの人々についての記載がある。地理ではアイヌ語の地名や文化、アイヌの人たちは明治時代に本州からきた人々に土地を奪われたこと、歴史では元軍との戦いや松前藩との交易、アイヌの人々の生活の様子、公民では北海道旧土人保護法の制定、同化策の実施、アイヌ文化振興法の制定などが主な記載内容である。

しかし、これらの内容だけではアイヌの 人々が受けている様々な苦悩は生徒には抽 象的にしか伝わっていないと感じていた。 また、恥ずかしながら私自身もアイヌの人々 が受けてきた苦悩を生徒に具体的に説明し て伝えることができなかった。近隣の博物 館ではアイヌの刺繍や暮らしの様子など、 文化を学ぶことはできたが、アイヌの人々 の心の部分についてアイヌの人から直接学 ぶ機会は、北海道に生まれ棲んでいる私自 身の学生生活を振り返っても全くなかった のである。

そんな中、潮見小学校の増地先生から授業実践のお話を伺い、もしよければということで、畠山氏・鷲頭氏をご紹介頂いた。お二人にお会いし実践の打合わせをした際、畠山氏から様々なお話を伺った。私が最も衝撃的だったのは、畠山氏が50歳になるまで自分自身がアイヌであることを嫌っていたことである。アイヌであることを嫌い、自分自身のことを50年間も否定しつづけることの苦しさは、想像することもできない、

計り知れない苦悩である。明治政府の行った同化政策が現在もアイヌの人々を苦しめ続けているこの恐ろしさを我々は知る必要があるし、伝える必要があると痛烈に感じた。

このような思いから今回の実践を行うことになった。課題も多々あったが、貴重な成果もみられた。支会教研の繋がりがなければ実現しなかった実践であることを考えると、人との出会いの大切さを改めて感じさせられた実践ともなった。

Ⅱ.「アイヌの人権について」の実践

1. 日時

2011年1月25日(火)10:35~12:35(途中10分間の休憩あり)

2. 生徒

紋別市立潮見中学校3年生 70名

3. 講師

社団法人北海道アイヌ協会紋別支部 支部長 畠山敏氏 社団法人北海道アイヌ協会紋別支部 後援会代表 鷲頭幹夫氏

4. 目的

ア. 生徒の身近に暮しているアイヌの人々 が受けてきた苦難を知ることができる

イ. アイヌとの共生のために必要なこと を考えることができる

5. 展開

まず鷲頭氏からアイヌ民族に関する歴史 と現状を説明してもらい、それに関する体 験談を畠山氏に話して頂いた。以下に講話 内容を項目別に記す。 (編者注:各項目の内容は省略)

ア. 生い立ち

イ. いじめについて

ウ. 転機

エ. 国や世界の動向

6. 生徒の感想 (一部抜粋)

- ・アイヌの人々が受けてきた人種差別は、話で聞く限りとてもひどかったし、アイヌ人だからといって差別する日本人達がいるということを今回の話を聞いてあらためて実感したし、そういう日本人はとてもみにくくて心のせまい人間だなと思った。アイヌの人々は今も自分達の文化をとりもどすためにたくさんの活動をしていたことが今回の話ではじめて知って頑張っているなと思った。
- ・変な名前をつけられたりなどアイヌの人に対する差別はひどいと思った。アイヌ文 化振興法ができてもアイヌをとりまく差別がまだあることを知った。
- ・「あ、犬」や「アイスクリーム」が差別用 語とは知りませんでした。あと、アイヌ民 族が差別されていることも初めて知りまし た。ぼくはアイヌ民族について、もっとく わしく知る必要があると思いました。
- ・今日の話を聞いてみて、アイヌ民族のことがよくわかりました。ぼくが今日の話を聞いてみて特に印象に残った話は、クジラの話です。アイヌ民族はクジラを取りたいのに政府が狩猟を禁止したせいでアイヌ民族の文化の狩猟がなくなってしまってアイヌ民族がかわいそうだと思いました。あと和人がアイヌ人に大変なことをしたことがわかりました。
- ・アイヌの人々がどれだけ苦しい思いをしてきたかを、ごく一部を知ることができました。アイヌというだけで差別や世界からの疎外感で自分や世界そのものを否定した

くなる気持ちが伝わりました。今回の話はあくまでもアイヌのほんの一部です。苦しい人や悲しい人は、まだ数え切れないほどいます。その一部の話を聞けただけでもよかったです。

- ・アイヌの人々は想像以上に苦労している事がわかった。自分の事が嫌と思うほど、部族の事で嫌な目にあってきてるんだなと思った。アイヌには「魂送り」という今でいう葬式みたいなものがあったと言われていますが、僕は結構いいと思いました。亡くなった人を敬う気持ちがあっていいと思います。あと、畠山さんが着ていた服や帽子が、今でいう制服だということには驚きました。
- ・差別にあって苦しい思いをしたのはわかった。それと当時の人に非があることも分かった。今も差別を受けている人がいることも分かった。だけど、これはアイヌの人々の意見なのでアイヌよりな気がした。(同情だが)アイヌが苦しい思いをしてかわいそうだとも思ったが、逆にアイヌの人々や文化を特別扱いしたら、こちらからすれば差別だと思う。でも昔、アイヌの人々が苦しい思いをしたのはよくわかりました。とても貴重な話でした。
- ・今まで授業ではほんの少ししかアイヌの人たちの文化やアイヌの人たちが具体的にどんな差別をうけてきたのかについて知ることができなかったので、知れて良かったです。自分達が普通に行ってきた伝統や漁などを見ず知らずの人に禁止するように言われ、同化政策として名前や言葉などもおれ、同化政策としておければいけなかったというのが本当につらかっただろうなと思いました。早くアイヌの人たちへのさまざまな偏見や差別がなくなってほしいなと心から思います。今回本当に貴重なお話を聞けてよかったです。

<成果と課題>

1. 成果

生徒の感想は上記のとおりであり、整理 すると以下のようになる。

- ・アイヌ文化の理解
- ・ 差別の現状の理解
- アイヌとの共生につながる考え

このことから考えると今回の実践では、 以下の点が成果だった。

- ①アイヌの優れた文化や生活・考え方を 理解することで、アイヌへの尊敬の念 が高まった。
- ②差別の現状を理解することで、正しい 歴史認識と差別のない社会をつくるた めに必要な事が何なのかを考えること ができた。
- ③ヨコの繋がりができた。
- ①・②の成果から、アイヌの文化・生活、差別の現状を理解することは、アイヌとの 共生社会を創り上げていく基礎になってい ることがうかがえる。このことは、今後ア イヌの実践を行っていく上での心強いメッ セージとして自分自身に伝わっているとこ ろである。

③では、畠山さん・鷲頭さんという人生の先輩方との繋がりを作ることができたことは、自分にとって何ものにも代えがたい成果であった。この繋がりが更に広がりを見せたのは、2011年2月4日(土)・5日(日)に紋別市で開かれた『ESD(持続可能な開発のための教育)地域セミナーin紋別』である。今回の実践でのつながりから、潮見小学校で実践された増地先生と私が実践発表を依頼された。

そこでは、道外からの参加者も居たため 私はその方に「小中学生の頃、アイヌにつ いて何を学びましたか?」と質問した。す ると返ってきた答えは「アイヌについて学 生時代に学んだ記憶は、教科書に1行程度 記載されていた程度である。」というもので あった。このことから、アイヌとの共生社 会を創り上げていく上で道内の我々の実践 がいかに重要か、という思いを改めて抱か された。

また、さまざまなご意見も頂いた。平取 町内の元小学校教員である郷内氏からは、 アイヌの人権教育に携わってきた先輩から のアドバイスを頂いた。それは、「アイヌ については社会科などの決まった教科でし か扱えないものではなく、読書など様々な 時間の中で扱えることである。取り扱う上 では教員側に様々な悩みが発生するが、悩 みつつも教え続けていくことが大切である。 そして、家庭の中で教えることが重要であ り、そのためには学校の教育が地域から独 立しているものではなく、地域の認識の上 に成り立つことが重要ではないか」という 非常に貴重なアドバイスを頂いた。

更に、2011年8月30日には鷲頭氏が企画し、元京都大学原子炉実験所講師の小林圭二氏による原発トークライブを紋別市で開催した。その際、トークライブの実行委員会に携わり、司会も務めさせてもらうことで、原発に関する問題意識を更に深めることができた。このような機会へと繋がっていることが私自身、驚いているところでもある。

今年度はまだ計画はしていないが、今後 も畠山さんにお越しいただき、更に深めた 実践をしていきたいと考えている。

2. 課題

今回の実践を行う前、生徒にアンケートを行った。内容は、アイヌについてどれくらい知っているのか、ごく簡単に問うものである。その中で「あなたの身近にアイヌはいるか?」との問いに対して、3年生全員が「いいえ」と答えていた。しかし実際、紋別市にはアイヌが500名程暮している(畠山氏談)。きっと生徒の親戚や知り合いの中

にもいるだろう。もしかしたら生徒の中に もいるかもしれない。そう考えた時に、ア イヌに対する尊敬の念を自然と抱き、深め ていくような事前・事後学習が必要だった のではないだろうか、と反省している。生 徒の中から「知り合いや親せきにアイヌが いる」「自分はアイヌである」ということを、 胸を張って言い出せる雰囲気や環境を創り 出すことが、アイヌの実践に際して強く意 識していかなければならない点だと考える。 その視点からすると、事前学習時にすぐれ た文化であるアイヌ文化について深くとら え直すことは非常に重要な事であると考え る。

また、小学校からの繋がりを意識した学習計画も必要である。その際、小学校で取り扱った内容を画一的にとらえるのではなく、直接生徒に小学校で学んだことを確認することで、忘れてしまっていること、心に残っていることを把握し、生徒の状況にあった学習を進めることができる。小学校との系統性、中学校学年間での系統性をさらに意識をして体系的な学習を進めたいと考える。

<おわりに>

私は、教育は世代を超えて受け継がれていくものであると思っている。先述のように郷内氏からアドバイスを頂いたことでその想いがより強いものとなった。子どもたちが学ぶ機会は、学校だけではなく家庭にもある。子どもへの影響の大きさではないだろうか。家庭では親が知っていることを孫へと伝えいく。こうして伝えられていくことが、知社会の礎を築いていると思う。アイヌの方々との共生社会を作る礎につながると考え、今後もこのような活動を続けていきたいと考えている。

また実践を通して、人権が政府の対応で 破壊され、負の連鎖が長年に渡って続いて いくことを実感した。人権が破壊される社 会を簡単にはつくってはならない。今まさ に、戦後の日本が本当の民主国家になるこ とができたのか、が問われている。そのた めには、今こそ戦争へ向かっていった時代 の反省を生かす時であり、今こそ平和への 声を上げ続ける時であり、今こそ我々の実 践を力強く続ける時であると考える。

『教え子をふたたび戦場に送らない』ため にも、今後も人権教育への取り組みを続け ていきたい。

(第61次合同教育研究全道集会・分科会資料「人権をどうとらえるか~子ども達と共に考える身近な人権~」より抜粋)

◆藤田洋平(ふじたようへい) 紋別市立潮見中学校教員。



セミナーで報告をする増地さんと藤田さん(手前)

ESD(持続可能な開発のための教育)地域セミナー in 紋別に参加して

山田 恵

去年の秋「紋別に産廃が出来るのを止めたいの、一緒にやらない?」と声をかけて頂き、反対運動の重めな響きに少し戸惑いながらも、自分自身の勉強の為に参加することにしました。

紋別行きの金曜日はスカン!と気持ちよく晴れた冬空で、池田さん小泉さんと共に私と娘の4人での快適ドライブ、4時間弱で到着。紋別は空気がとても澄んでいました。

始めにアイヌ民族の歴史のお話しを伺い ました。本来尊い存在であるはずの先住民 族アイヌが受けてきた様々な差別。差別に あった、という話を聞く事、それは「怒り のシェア」になるのかもしれません。話す 方も聞く方も体力の要ることです。それで も風化させてはいけないし、過去の話でも ない。阿部ユポさんのお話には、語り部と しての強い使命感のようなものを感じまし たし、立派なお人柄にも胸が打たれました。 今はもうアイヌ民族に対する差別はなく なったと言う人もいるようですが、制度の 中に組み込まれた差別などは依然として存 在しています。

アイヌの精神文化には、他を思いやり感謝する心があふれています。それは教育現場で1番大切な事ではないでしょうか。環境破壊が進む中、生物の多様性を尊重し、一人一人がその保全について考える必要性が高まってきました。食事を国産中心のものに変えてゆくことでも、生物の多様性は守れます。全ての命の大切さや、大規模開発の危険性を考えると、先住民族の偉大さが分るような気がします。

実際のプログラム作りは大いに活気がありました。学校の先生が何人も参加されて

おり、授業に組み込みやすいようにと、皆で具体的な案を出してゆきます。和解教育。アイヌの儀式への参加。地域への愛着を育む為に、アイヌの精神性の目線で自然と親しむ。公開授業を行う事で大人の理解も得られたらいい…

セミナーの前に、産廃建設地の近くの川まで行き、水質調査の様子を見学させて頂きました。この川には、野生種の可能性が高い希少な鮮が遡上してくるそうです。

工事現場は、川のすぐ近くでした。3キロ先にはもう海です。それは誰が見ても、不安になる程の近い距離でした。産廃が今の安全レベルのまま動き出せば、海や川だけではなく土も空気も汚染され、何よりそこに住む人たちの健康が損なわれてしまうかもしれません。

わたしたち日本の誇りとも言えるアイヌ 民族。その先住民族にとって、神である鮭 が産廃近くの川に姿を現す。それはどうい う意味なのでしょうか。そこから本当に大 切な生き方が見えてくのかもしれない。

川は昔と同じように美しく流れ、人間の 行いをありのまま見ている。そう感じまし た。

(2011年3月「ゆうひろば」第128号より)

◆山田恵(やまだめぐみ)

20 代を牧羊業と農業と心の探求に費やす環境活動を楽しむヒーラー。タネポタアニ http://blog.goo.ne.jp/tanepotaani

ESD in local community development context

Informal Education Good Practice from Monbetsu City, Hokkaido, Japan

Fumiko Noguchi fumiko@esd-j.org

ESD-J and Community-based Approach

The Japan Council on the UN Decade of Education for Sustainable Development (ESD-J for short) is a networking NGO based in Tokyo established in 2003, by the civil group which proposed DESD at the Johanessburg Summit. ESD-J aims to promote ESD and DESD at the regional, national and local levels. It is a consortium of organizations and individuals working in diverse areas relevant to sustainable development and education. Since its establishment, ESD-J has listened from the members that local community should be the significant foundation of ESD promotion in Japan and Asia. NGOs have been conducting a lot of efforts to lead sustainable development, and there is an informal educational process in such sustainable development activities.

Informal education aspect in the local community sustainable development process has neither been carefully analysed nor discussed theoretically in the field of ESD. Therefore, ESD-J carried out two projects the "Asia Good ESD Practice Project (AGEPP)" (2006-08) and the "ESD×Biodiversity Project" (2009-11) in order to document local sustainable development practices in civil society from educational perspectives. AGEPP covers 34 cases from seven Asian countries¹, and the "ESD× Biodiversity Project" covers 9 Japanese cases². The local sustainable community development efforts was highlighted and documented by the educational and learning perspectives.

This paper presents one case from Okhotsk Monbetsu, Japan, that was selected under the ESD× Biodiversity Project.

Ainu, the Indigenous People, in Japan

Indigenous peoples exist in Japan; Ainu in Hokkaido and Rykyuan in Okinawa. Ainu were the traditional owners of Hokkaido until 1850s when the Japanese Government started the colonisation of Hokkaido. Ainu used to live through hunting and gathering, and traded such as the marine products with the Japanese. The Japanese government concluded Treaty of Commerce and Navigation between Japan and Russia (日露通商条約) in 1855, and claimed Ainu as the Japanese national and obtained the territorial right on Hokkaido. In 1899, the Hokkaido Ex-Aborigines Protection People Act (北海 道旧土人保護法), which was the assimilation policy of Ainu, was formulated and this law was valid until 1995. Since then, the Ainu was displaced and discriminated. They were also forced labour under the bad condition and got the disease such as small pox from the Japanese, that they had not developed immunity against. They were forced to change their custom and languages into Japanese ones, and land was expropriated and given to the Japanese migrants. In 1931, the Ainu Association of Hokkaido was established, aiming to "improve the social status of Ainu people and to develop, transmit and preserve Ainu culture in order to establish the dignity of the Ainu people"3. The Japanese Government recognised the Ainu as the minority people of Japan, and formulated the Ainu Culture Promotion Act in 1997. Following the adoption of UN Declaration on Rights of Indigenous Peoples in 2007 by UN General Assembly, the Japanese government recognised the Ainu as the indigenous people based on the parliamentary resolution, and the Advisory Committee on Ainu Policy was established in 2008. Based on the report by the Advisory Panel, the Council for Ainu Policy was established in 2009. The Japanese government has not conducted the official population census but about 50,000-100,000 Ainu population are estimated in Hokkaido now4.

Monbetsu and Local Ainu

Monbetsu is located in the northernmost area of Japan, facing the Okhotsk Sea, Russian Boarder. Monbetsu is named after the Ainu word, "Mo-pet" (quiet river). Fishery and agriculture are the two main industries in Monbetsu. Having an international port, over 11,100t of crabs were imported from Russia in 2010. Aquaculture for scallop is also active, and 34,000t are produced in 2010⁵. In Monbetsu, out of 24,500 population, the Ainu population is estimated approximately 200-300⁶. Many of them are hiding their identity or even do not know their ethnic background. The oldest record of Monbetsu Ainu was found in the governmental document in 1600s. "There are about 200 Ainu in Monbetsu and the elder is called "Kuhechain". The local Ainu people were engaged in fishing for their daily life and trading traditionally in Monbetsu. In the process of colonisation, the wealthy Japanese migrants occupied the fishing business. The local Ainu were pushed out from the economic opportunity that they should have enjoyed⁸.

Monbetsu Sustainable Development Movement

Monbetsu sustainable development movement was initiated by a Monbetsu Ainu elder, Satoshi Hatakeyama, in 1980s. He is the descendant of the local Ainu leader, "Kikeninpa" (changed his name to Kurataro Oishi later-on), who governed 361 people of 10 villages in 1875°. Hatakeyama is a fisherman and hided his identity due to the severe discrimination from his childhood. At the age of 50, however, he awakened his indignity influenced by his late brother who was the Ainu elder. Hatakeyama started the Ainu right recovery movement in Monbetsu in 1980s. Being a fisherman, he had also developed his concern on the marine environmental issues and impact of the current fishing industry. His concern on the marine environment made his appeal unique.

The followings are his appeals:

- 1. Setting up the policy, administrative offices and funds to support the livelihoods of the Ainu peoples, such as fishing, agricultural and commerce activities;
- 2. Recovering the Ainu fishing rights, for their staple and sacred food, Salmons, and whales,
- 3. Participating in the decision making process of the local development plan, in particular, the governmental plan for the final waste damping site construction at the upper stream of their sacred river; and,
- 4. Setting up the scholarship for the Ainu youth.

The appeal is unique because it aims to "substantive right recovery". Firstly, the right recovery closely links the environmental and economic sustainability in the appeal. Traditional and existing Ainu promotion policy tends to support only craft and art activities such as dance, and Hatakeyama thinks this policy does not result in the economic independence and empowerment. He appeals that the governmental support is needed for Ainu in order to establish the livelihoods that they can live such as fishermen or farmer based on the Ainu cultural values. Secondly, the appeal aims to achieve cultural and biological diversity in Monbetsu. Hatakeyama has questioned the current society based on the nature depletion, and seeks the society in which diverse people understand that Ainu's value of humannature harmony. For him, "real" right recovery means the realisation of the society based on the value of humannature harmony.

ESD perspectives in Monbetsu Process

People and NGOs who sympathised his appeal have joined to the movement. Sapporo Free School "You" (SFSY), NGO based in Sapporo City, Hokkaido, was one of them. SFSY and I have been working closely with Hatakeyama and facilitated the community development process for achieving sustainability based on the Ainu right recovery. We have emphasised the local community and Ainu people's empowerment as the key to success of Hatakeyama's appeal and made new efforts on the top of the existing efforts for the right recovery.

• Traditional efforts based on the existing approaches for sustainability

- ✓ Petition to the local, municipal and national government claiming the right on salmon and whale fishing right as well as the participation in the local development planning.
- ✓ Appeal through media such as newspaper, radio and TV.
- ✓ Written statement submission to the Human Rights Council of UN General Assembly on the waste dumping and processing site construction on Ainu land.
- Efforts to widen the community understanding and empower the non-activist Ainu community
 - ✓ Providing the space for the dialogue involving the muliti-stakeholders in/outside of the community.
 - ✓ Teaching about Ainu history and social issues at primary and middle school in Monbetsu.
 - Conducting and researching the local natural environment and history, through the tour, interviews and surveys.

In particular, these new efforts above can be described from the following two ESD perspectives:

<Bridging a gap: networking multistakeholders> We have been coordinating local workshops since 2010. Through the discussion of the workshop in 2010, the Ainu and non-Ainu people in/outside of Monbetsu agreed that value of Ainu's human-nature harmony as Hatakeyama's appeal will indicate the new path towards sustainable future in Monbetsu, and Mo-pet (Monbetsu in Ainu) Sanctuary Network (MSN) was established. The organisation of MSN is very effective to involve Ainu and non-Ainu people in/outside of the local community into the movement. The organisation also can clarify the responsibility, and protect Hatakeyama from being attacked personally from the local conflicting parties such as local developers and fishing industry.

<Revealing what is missed out and creating a new knowledge for sustainability> ESD tour in 2009 revealed that there is a huge gap between the people's understandings on the local history. For the Monbetsu majority, the local history is Japanese people's migration history after the colonisation. Ainu history has been hidden and is not even passed down through the generations amongst Ainu people due to the assimilation. Ainu history is not also taught at school or written in the school text book. To obtain the local people's understating on the Ainu right recovery, it is necessary to reveal the hidden local Ainu history and share it within the local community. Hatakeyama and MSN member has been teaching at three schools in Monbetsu on the demand basis in a few years. So far, school children and the teachers have been very excited to know the local history from the alternative perspectives and the teachers have been sharing their experiences with the teachers in the other schools and members of the Teachers Union in Hokkaido Prefecture. Interviews to the Monbetsu Ainu and researchers have just started recently. The interview result will improve further the contents and quality of the lecture and activities by MSN members.

Environmental survey has also been conducted by MSN member since 2010 at the river where the waste dumping site has been constructed. Water quality and the hydorobiodiversity have been checked on a regular basis. So far, we have found the wild salmon that the local government and the developer have not recognised. This area of the study has not been covered in the environmental impact assessment by the local government. The survey result will provide the new perspectives on the local environment.

Significance of ESD in local community context

Looking at the reality of the local community in Asia and even in Japan, in particular in rural villages, there are numerous and profound day-to-day needs for activities to solve unsustainable issues, such as depopulation of rural communities caused by urbanisation and youth outmigration, rural poverty and loss of biodiversity and indigenous knowledge. NGOs play a key role for finding culturally, economically and socially appropriate solutions by integrating local, indigenous knowledge and

modern, scientific expertise. Internationally, however, there is a token presence of civil society actors who are working closely with local communities, while voices of the UN agencies, government officials and academics are louder than those of the NGOs. Although civil society is clearly recognized as an important sector in promoting ESD in the International Implementation Scheme for DESD¹⁰ and the Bonn Declaration¹¹, the lack of financial resources to attend international conferences and the limited opportunity to access international ESD discourses on the part of civil society actors have marginalized the voices from the grass-roots level in international ESD debates. As a consequence of the insufficient participation from the civil sector in international ESD discussions, one particular view has become dominant, namely that "ESD" refers to learning activities in the limited educational settings of formal and non-formal education.

Educational responses to sustainable development should not be restricted to inserting thematic sustainability contents into curricula or addressing technological and scientific questions. ESD has a broader sense; it is about our lives, living and livelihood. ESD needs to go beyond the existing educational framework, which is based on transmission of knowledge; it is important to focus on informal learning processes as well. A more "complete" ESD should be promoted leading to social and political action by empowering those who do not relate themselves to educational institutions or "ESD" as a global education movement. For doing so, a loose network, in particular with NGOs, is needed in order to promote the informal education process in the local sustainable development context.

Fumiko Noguchi is the International Programme Coordinator for the Japan Council on the UN Decade of Education for Sustainable Development (ESD-J) and PhD Student at Royal Melbourne Institute of Technology (RMIT) University in Australia. She has been working on and studying Education for Sustainability (EfS) in local community development context, in particular with indigenous perspectives. She has been committed in planning and coordination of educational programmes and local community development activities with Australian indigenous peoples and the Ainu people of Japan. For ESD-J, she also committed to the documentation and analysis of the local community-based ESD activities in particular by NGOs in Asia and Japan, and networking with NGOs in Asia on ESD.

(Endnotes)

- ¹ See AGEPP web site for the detail: www.agepp.net/
- ² See ESD-J web site for the detail of ESD × Biodiversity Project (Japanese only): http://www.esd-j.org/j/activity/activity.php?catid=320
- ³ The Ainu Association of Hokkaido web site http://www.ainu-assn.or.jp/english/eabout04. http://www.ainu-assn.or.jp/english/eabout04. http://www.ainu-assn.or.jp/english/eabout04.
- ⁴ Hideaki Uemura (2008) "Shitteimasuka Ainu Minzoku Ichimon Ittou (Do you know Ainu people? Q &A)", Tokyo.
- ⁵ Monbetsu City (2010), "Marin Industry in Monbetsu". http://mombetsu.jp/syoukai/files/2010-0826-1307.pdf
- ⁶ Interviewed with Mr. Satoshi Hatakeyama on 13 Nov. 2011.
- ⁷ Supporting paper for Hatakeyama case documented by Mikio Washzu in 2011.
- $^{\rm 8}$ Interviewed with Mr Kazutoshi Sato, Director of Monbetsu City Museum on 12 Nov. 2011.
- ⁹ Supporting paper for Hatakeyama case documented by Mikio Washzu in 2011.
- ¹⁰ UNESCO (2005), UN Decade of Education for Sustainable Development International Implementation Scheme", Paris.
- ¹¹ UNESCO (2009), "Bonn Declaration" http://www.esd-world-conference-2009.org/fileadmin/download/ESD2009_BonnDeclaration080409.pdf

(2010年12月韓国・統営市におけるESD国際フォーラムでの発表原稿より)

6. 公害審査会での調停 ~公害防止協定の締結~

「母なるモベツ川を汚さないで!」という畠山さんやそれを応援するネットワークの訴えにも関わらず、2010年7月には北海道が産廃処分場の建設を許可、2010年9月には処分場の建設がはじまってしまいます。こうした中で、畠山さんは産廃業者のリテック社を相手に北海道公害審査会の調停を申し立てる決意をします。

市川守弘弁護士を代理人に立てたこの審査会の調停は、2011 年 3 月から一年間に渡って行なわれました。調停では、建設工事を中断をさせることはできませんでしたが、アイヌ民族と産廃業者との間で立ち入り検査の権利を含む公害防止協定が締結されることとなりました。

モベツ川に生息するサケ・マスの潜在的な資源管理者としてのアイヌ民族 の立場を根拠とした要求を業者側も一定程度呑んだ形となり、事実上、アイ ヌ民族の先住権を前提として結ばれた協定といえます。これは、今後のアイ ヌ民族の先住権獲得に向けての重要なステップとなると思われます。



2012年3月 公害防止協定締結後の記者会見

調停申請書

申請人 畠 山 敏

〒 060-0042 札幌市中央区大通西 11 丁目 北海ケミカル札幌ビル 7 階

弁護士法人 市川・今橋法律事務所 TEL(281)3343・FAX(281)3383

申請人代理人

弁護士 市 川 守 弘

北海道公害審査会 御中 2011年3月4日

申請人代理人

弁護士 市 川 守 弘

申請人は、公害紛争処理法26条1項の規定に基づき、次のとおり、調停の申請をいたします。

第1 当事者の住所

申請人 上記のとおり

被申請人 〒 099-5171

紋別郡紋別市渚滑町9丁目18番

株式会社 リテック

代表取締役 佐藤伸也

第2 公害にかかる事業活動の場所

紋別市元紋別 421番 敷地面積 41.0 ヘクタール

第3 被害発生のおそれのある場所

上記事業活動の場所から流出する豊丘川及びその下流、並びに豊丘川が合流するモベツ川の合流地点より下流

第4 調停を求める事項

- 1 次の事項の調査結果が判明するまで、本件産業廃棄物施設の建設を中断する。
 - ① 豊丘川に遡上し、産卵し、降下するサケの実態を調査する
 - ② 本件産業廃棄物施設から流出、浸出するあらゆる物質(環境基準に言う有害物質に限らない)を明らかにする
 - ③ 前項のすべての物質がサケの生息に与える影響について調査する
- 2 本件産業廃棄物施設が完成し、稼動した際は、前項②、③の結果を踏まえてサケの生息 に影響する可能性のある物質の排出状況について、随時申請人に報告するとともに、申請人 の要求する物質については、被申請人の費用によって随時水質調査を実施し、その結果を申 請人に報告する

第5 調停を求める理由

- 1 申請人のアイヌとしての権利が侵害される
- (1) 申請人の利害関係(サケ漁獲権)

申請人は、アイヌであり、その先祖は古来より(記録のある限り)元紋別に居住していた。 元紋別にはアイヌコタンがあって、申請人の先祖はコタンの構成員であった。アイヌコタンの構成員は、モベツ川、その支流である豊丘川、紋別沿岸を主たる漁場として、サケ、クジラ等の水産物を漁獲し、生活、交易、儀式等に利用していた。このようなアイヌコタンの慣習上の漁獲は、いわゆる先住権と称されているものである。

申請人は、アイヌコタンの子孫として、アイヌコタンが有していた先住権としてのサケ 漁獲権を有するものである。現在は、北海道内水面漁業規則によって、北海道知事の許可 を得て一定量のサケを毎年漁獲しているが、本来は、かかる許可なくアイヌ先住権に基づ く行為として自由に漁獲できるものである(甲第1号証)。

(2) 産業廃棄物施設の建設とサケ漁獲権の侵害

本件は、被申請人が設置し、経営する産業廃棄物施設が豊丘川の最上流部である、上記事業場所に建設されることによって、この産業廃棄物施設から流出、滲出するおそれのある自然水に含まれない物質によって、従来、豊丘川及びモベツ川に遡上していたサケに悪影響を与えることを危惧するものである。

仮に、サケの遡上に悪影響があるとした場合は、現在行っている漁獲すらも困難になり、 アイヌ先住権としてのサケ漁獲権が侵害されることになる。

すなわち、本件は被申請人が設置を予定し、現在建設中の産業廃棄物施設によって、豊丘川及びその下流部に位置するモベツ川の水質が汚濁され、その結果、申請人の生活環境に係る被害が発生する(環境基本法2条3項)ことによる民事上の紛争が生じている(公害紛争処理法26条1項)ものである。

- 2 野生サケの可能性とその生息地の消失
- (1) 豊丘川のサケの遡上とその重要性

北海道では古くからサケの放流事業が行われていたところ、モベツ川においても平成6年前後まではサケの放流が行われていた。しかし豊丘川では過去一回も放流事業は実施されていなかった。このようにサケの放流が行われていなかった豊丘川でも、毎年のようにサケが遡上し産卵をしている。この事実は、豊丘川は、他のサケが放流されている河川と比較すると、昔からのサケの遺伝子が残された貴重な野生サケの生息地である可能性を否定できない。つまり、豊丘川のサケは、他のどの河川よりも野生サケの遺伝子が残存された極めて貴重なサケである可能性があるということである。

北海道は、最近、野生サケのエコラベル(認証制度)導入によって、北海道産のサケの付加価値を付ける政策をとり、もし「エコラベル(認証制度)を取得しなければ価格競争力が低下し、最大 200 億円規模の生産額減少となる危惧がでてきた」とするほど、野生サケの保護、保全に取り組んでいる。野生サケであることの認証が北海道の水産業に重大な影響を与えることを北海道自身が認めているのである(甲第 2 号証)。

北海道の提唱する「野生サケ」の定義は、2世代にわたり自然産卵したサケとして、サ

ケの先祖が放流サケであったとしても、その後2世代が自然遡上、自然産卵して回帰した場合には、野生サケとする、としている。したがって、仮に豊丘川に遡上しているサケがモベツ川に放流されたサケであったとしても、2世代以上にわたりモベツ川、豊丘川に遡上し、自然産卵したサケであれば野生サケということになる。

(2) 産業廃棄物施設によるサケ牛息地の破壊

もし仮に、豊丘川に遡上するサケが野生サケとした場合には、上記したように、産業廃棄物施設から流出、滲出するおそれのある自然水に含まれない物質によって、これら野生サケに悪影響を与える可能性がある。申請人のサケ漁獲権の侵害に併せて、北海道自身も重大な損失を蒙ることになる。そもそも野生サケの保全は、日本政府及び地方自治体に対し、生物多様性条約によって課せられた義務である。

第6 紛争の経緯

従来から、申請人は本件の産業廃棄物施設には反対であったが、申請人の納得の得られるような事業者からの説明はなかった。特に、申請人が、豊丘川とモベツ川の合流地点の直下で、毎年カムイチェップノミ(神なるサケを迎える儀式)をアイヌ協会紋別支部支部長として、同支部が開催していた事実を知っていながら、真摯な説明をしてこなかった。特に、事業者は「建設ありき」であって、建設しないという選択肢をももって、申請人と話し合いをしなかったことが両者のすれ違いを大きくしたものである。

また、事業者は、豊丘川の自然環境についての調査を十分にはしておらず、特にサケの遡上については全く把握していない。したがってまた本件産業廃棄物施設から流出、浸出する物質(有害物質に限らない)のサケに与える影響の有無については一切検討していない。環境調査もなく広大な谷部を埋め立て場とすることは、サケ以外の動植物への影響も看過できないところではあるが、本申請ではサケに限定するものである。

よって、第4記載の調停を求めるものである。

公害審査申立ての理由説明

(第3回公害審杳会提出)

私畠山敏が「母なるモベツ川をこれ以上汚さないでください」とモベツ川支流(豊丘川)水源域に計画された産廃処分場に反対の声を上げた理由を説明します。

私は和人の記録した最も古い文献「津軽一統志」(1670年)に「まふへつ村アイヌ人百人ほど。 大将クヘチャイン」と記述されたモペツコタンアイヌの中で、明治8年末(1875年)の紋別場所の 戸籍簿に「幌内から湧別までの海岸筋、川筋、山奥までの10ヶ村92戸361人を統率した」と記述 されているモベツ村の酋長キケニンパ(のちに大石蔵太郎と改名)の血を引く先住民族のアイヌ漁師 です。私の先祖たちが、和人に鮭漁を禁じられるまで代々受け継いで鮭の資源を守り、感謝の祈りを 捧げ続けたモベツ川流域の豊かな自然を豊かなままで孫子の代に手渡す責任があると思っています。

私がこのリテック社社長の佐藤伸也氏との公害調停審査を申し立てたのは、紋別市民の一人としてでも、紋別漁業協同組合の一組合員としてでもなく、モベツ川流域の自然を守り続けてくれた先祖達の尊い願いを受け継ぐ先住民族アイヌとしてです。

第3回調停審査に向けて審査会から発せられた質問の1番目に対して「申請人は紋別市民かつ漁協組合員であるため、個人との間に公害防止協定を締結する必要性はない、と考えます」とリテック社代理人が回答(11月11日付)したことを知らされた時、私がこの調停を申し立てた当初に提出した申し立て理由の主旨を完全に無視されていることに全身が震えるほど驚き、かつ衝撃を受けました。今までの話し合いは一体何だったのでしょう。協定を結ぶ気もない相手と協定内容について話し合うことにどんな意味があるのでしょう。

私が提出した公害防止協定書案には、紋別市や紋別漁協との協定には全く記述されていない重要な項目が含まれています。「展開検査には放射性物質の検査も含むこと。ここで放射性物質が検出された産業廃棄物は受け入れを行わないこと。この展開検査には立ち合わせること」です。

この項目は私達アイヌだけでなく、紋別市民全体にとっても紋別の農林漁業者にとっても、放射能 汚染の危険と、風評被害を事前に防げるかどうかを左右する重大な項目です。

東日本大震災の発生後に環境省が急遽設定した「8,000 ベクレル以下の震災がれきは、一般がれきとして処理できる」「8,000 ベクレルから 10 万ベクレルまでの放射性がれき類は管理型処分場に持ち込んでもよい」という基準は、日本中の人々の健康と環境を無視した驚くべき国民被曝政策だと思います。

だからこそ私は、国の基準で認められる放射能レベルかどうかを問わず、放射能を紋別の産廃処分場に持ち込まないでください、と協定書に明記したのです。この私の願いも一顧だにされず、「協定を結ぶ必要はない」と一蹴された訳ですから、私の心配と恐怖はますます大きくなるばかりです。

この協定が結ばれないのであれば、これ以上話し合いを続ける意味がありません。私はリテック社の説明会場においても、紋別市長に対しても、紋別市公害対策審議会に対しても、北海道庁に対してもずっと「母なるモベツ川をこれ以上汚さないでください」と声を届け続けてきました。これからも、放射性物質を持ち込まないことも含めて、あらゆる機会に訴え続ける決意であることを申し添えて、私の主張を終わります。豊丘川にはその昔、「ニタトロマナイ(湿地の間にある川)」というアイヌ語地名がつけられていたことを忘れないでください。

2011年11月18日

北海道アイヌ協会紋別支部長 畠山 敏

管理型産業廃棄物処分場に係る公害防止協定書

社団法人北海道アイヌ協会紋別支部支部長畠山敏(以下「甲」という。)と株式会社リテック(以下「乙」という・)は、乙が紋別市元紋別421番に建設する産業廃棄物最終処分場(管理型・安定型)(以下「最終処分場」という。)の事業に関し、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、乙が行う最終処分場の運営、管理により甲が現在藻別川で行っている アイヌ文化の保存・伝承に関するさけ・ます特別採捕に対し生ずる悪影響を未然に防止し、 良好な環境を保全することを目的とする。

(関係法令等の遵守)

第2条 乙は、最終処分場の設置に当たっては、環境に悪影響を与えることのないよう、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」(以下「法」という。)等、関係法令並びに本協定に定める事項を遵守するとともに、河川環境保全に万全の措置を講ずるものとする。

(最終処分場)

第3条 この最終処分場の概要は、次のとおりとする。

- (1)施設の名称 産業廃棄物最終処分場(管理型:法施行令第7条14号ハ)(安定型:法施行令第7条14号ロ)
- (2) 埋立対象物 燃え殻、汚泥、廃プラスチック類(石綿含有産業廃棄物を含む。)、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず(石綿含有廃棄物を含む。)、動物のふん尿、動物の死体、ばいじん、産業廃棄物を処分するために処理したもの、廃石綿等
- (3) 埋立方式サンドイッチ方式埋立(4) 設置場所紋別市元紋別421番
- (5) 敷地面積
 410,000㎡ (41.0ha)

 (6) 埋立面積
 16,435㎡ (1.64ha)
- (7) 埋立容量 125,500㎡
- (8) 建設期間 平成21年度~平成22年度
- (9) 埋立開始 平成23年度
- (10) 埋立終了予定 平成32年度(10年間)
- (11)浸出水処理方法 接触曝気法+脱窒素法+疑集沈殿+砂濾過+活性炭吸着を組み合わせた処理方法
- (12)浸出水調整池 4,900㎡
- (13) 浸出水処理能力 60 ㎡/日
- (14) 地下水モニタリング設備 1式

(環境保全対策)

第4条 乙は、環境保全対策として、次の事項に万全な措置を講ずるものとする。

(1) 埋立地で発生するガスの早期拡散を図るためにガス抜き設備を設けるとともに、発生するガス抑止対策として即日覆土を行い、悪臭対策等に万全を期するものとする。

(水質調查)

第5条 乙は、河川環境保全及び水産資源維持のため水質調査を調査機関に依頼し実施する ものとする。

2 調査場所及び調査回数等は次のとおり定めるものとする。

水質調査		調査回数	調査箇所
放流水 ①生活環境項目等		月1回	1箇所
	②有害物質項目	年1回	1箇所
地下浸出水	①電気伝導率	月1回	2箇所
	②アルキル水銀外 23 項目	年1回	2箇所

3 この水質調査に係る費用は乙の負担とする。

4 水質調査項目は、次のとおり定めるものとする。(○印)

(1) 生活環境項目

種類	放流水
水素イオン濃度(pH)	0
生物化学的酸素要求量(BOD)	0
浮遊物質(SS)	0
窒素含有量	0
燐含有量	0

(2) 有害物質項目

ア 放流水にあっては、排出基準を定める「一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令」(環境省の基準省令、平成13年3月30日環境省令第10号、以下「基準省令」という。)別表第1に掲げた39種類及びダイオキシン。

イ 地下浸出水にあっては、基準省令別表第2に基づく23項目。

(その他の項目)

種類	放流水	地下浸出水
透視度	\circ	\circ

5 乙は、本協定書の有効期間内においては、水質調査の結果について書面にて甲に報告するものとする。

(排水基準)

第6条 浸出水の浄化処理水(放流水)及び地下浸出水の放流水の基準値及び基準省令の基準を次のとおり定めるものとする。

項目	基準値	基準省令の基準
水素イオン濃度(pH)	6.0~8.5	5.8~8.6
生物化学的酸素要求量(BOD)	20mg/L以下	60mg/L以下
浮遊物質(SS)	10mg/L以下	60mg/L以下
窒素含有量	30mg/L以下	120mg/L以下
燐含有量	4 mg/L以下	16mg/L以下
透視度	30cm以上	_
ノルマルヘキサン抽出物質(鉱油)	5 mg/L以下	5 mg/L以下

- 2 有害物質項目(39種類)の水質基準は、基準省令別表第1に規定する水質基準以下とするものとする。
- 3 有害物質項目のダイオキシンの水質基準は、「ダイオキシン類対策特別措置法に基づく廃棄物の最終処分場の維持管理の基準を定める命令」(平成12年総理府令・厚生省令第2号) に規定する水質基準以下とするものとする。
- 4 全残留塩素については、処理水量の時間変動等によって高濃度とならないように維持管理に留意するものとする。

(排水の放流先)

第7条 排水の放流先は、豊岡川の支流として定めるものとする。

(殺虫剤、農薬等の使用規制)

第8条 乙は、最終処分場敷地内で殺虫剤、殺そ剤等を原則として使用しないものとする。 2 乙がやむを得ず使用する場合は、甲と協議するものとする。

(維持管理)

第9条 乙は、環境に影響を発生させないよう、常に浄化施設の適正な維持管理にあたり、管理技術者を配置し、運転管理及び各排水等の監視をするとともに、甲との連絡を密にする ものとする。

(汚泥等の処分)

第10条 乙は、最終処分場の浄化処理に伴って生ずる汚泥等を公害発生の恐れのない方法で処理するものとする。

(埋立終了後の対応)

第11条 乙は、最終処分場の埋立終了後、基準省令第2条第3項第3号に定める廃止基準等に基づき、最終処分場を廃止するものとする。

(立入調查等)

第12条 乙は、本協定書の有効期間内において、甲が調査・測定のため施設等への立ち入りについて申し入れた場合、アイヌ文化の保存・伝承に関するさけ・ます特別採捕に従事する者については乙はこれに同意し調査・測定に協力するものとする。ただし、その他の者の立ち入りについては、乙に事前に申請し、乙が許可した場合に限り認められるものとする。2 前項の調査・測定の結果、更に必要な事項について甲からの照会があった時は、乙は調査・測定を行った範囲内で速やかに回答するものとする。

(異常事態発生時の措置)

第13条 乙は、最終処分場の機能を失うような施設の故障、破損その他の異常事態が発生 し、第6条に定めた排水基準を維持することが困難になった場合、速やかに、必要な措置(運 帝停止等を含む)を講じて復旧にあたるものとする。

(事業譲渡による措置)

第14条 乙が、事業を第三者に譲渡する場合は、事業を譲り受ける第三者にこの協定に定めたすべての事項を承継させ、その責任を負うよう措置するものとする。

(協定の有効期限)

第15条 この協定はアイヌ文化の保存・伝承に関するさけ・ます特別採捕の許可が継続され、かつ施設が存在する限り有効とする。

(協議)

第16条 この協定に定めのない事項について定めをする必要が生じたとき、又はこの協定 に定めた事項に疑義が生じたとき及びこの協定に定める事項を変更しようとするときは、そ の都度甲、乙協議して定めるものとする。

この協定の証として、本書3通を作成し、甲、乙、立会人それぞれ捺印の上、各自1通を保有するものとする。

平成24年3月9日

甲 北海道紋別市元紋別6番地3

社団法人北海道アイヌ協会紋別支部

支部長 畠山 敏

甲代理人 札幌市中央区大通西11丁目4番地27

株式会社北海ケミカル札幌ビル7階 弁護士法人市川・今橋法律事務所

弁護士 市川 守弘

乙 北海道紋別市渚滑町9丁目18番

株式会社リテック

代表取締役 佐藤 伸也

乙代理人 札幌市中央区大通西10丁目南大通ビル6階

弁護士法人小寺・松田法律事務所

弁護士 松田 竜 弁護士 熊谷 建吾

ごあいさつ

2012年3月9日 畠山 敏 (アイヌ協会紋別支部長)

この度、私達アイヌ協会紋別支部とリテック社との公害防止協定が結ばれたことに関しま して、ひとこと、ごあいさつさせていただきます。

モベツ川河口でアイヌの生活文化伝承活動として鮭を迎え感謝の祈りを捧げるカムイチェプノミを続けるための特別際捕許可を受けている私達を、紋別市や紋別漁協と並んだ公害防止協定を結ぶ当事者として認めてくださったリテック社、及び長期間にわたって熱心に調停和解の労をとってくださった公害調停審査会委員の皆さま、そしてご多忙の中ねばり強い調停交渉の努力を続けてくださった代理人の弁護士さんに対して心から感謝を申し上げます。ありがとうございました。

しかしながら、私達の課題はこれで終わった訳ではありません。2007年9月に国連総会で日本政府代表も含めた141ヶ国の賛成で採択された『先住民族の権利に関する宣言』を日本国内で実現させていくためのさまざまな活動を続けていくことを支部総会で申し合わせている私達にとって、今回の協定締結はほんの一歩前進にすぎません。

また、協定書の文面に明記していただくことが残念ながらできなかったいくつかの課題が 私達の前に残されています。その中で最も私達が心配しているのは、「母なるモベツ川を放射 能で汚さないでください。国の基準値を超える超えないに関わらず、原発事故によって環境 中に放出された人工放射性物質を含むがれき類を水源地帯の産廃処分場に持ち込まないでく ださい」という願いが協定書の文面に書かれなかったことが、山・川・海の放射能汚染につ ながるのではないか、ということです。

このことについては今後も、産廃処分場を指導監視する行政機関などに対して、「アイヌモシリを放射能で汚さないでください」という活動を続けていかなければならないと思っております。

それが、モベツ川を大切に守り、自然と共に生きてきた私達の先祖に感謝し、子孫に豊かな自然を受け継ぐ義務と責任のある私達の仕事なのです。先の「国連宣言」の第29条で明言されている「環境に関する権利」などが日本の、そして世界中の人々の常識になる日を夢見ながら、私達のアイヌ復権運動に深く共感、連帯してくださる全国各地の方々と相談し、知恵と力をお借りしながら続けていきます。明治2年8月15日、アイヌモシリが明治政府によって一方的に北海道という名の植民地とされ、生活と言葉とを奪われた歴史的不正義からいかに回復し、和解と共生の大地にしていくかという大きな課題をアイヌも和人も共に抱えている、と申し上げて私のごあいさつを終わります。

7. 自分たちで調べる

~モベツ川水系河川環境調査~

公害審査会の調停がすすんでいく傍らで、ネットワークでは市民自ら河川環境の調査を行なっていきました。調査の発端となったのは、2010年11月に産廃処分場の処理排水が直接流れ込む豊岡川でサケの遡上が確認されたことです。

モベツ川では現在、サケの放流事業は行なわれておらず、豊岡川では過去にも放流が行なわれた記録はないため、このサケは野生サケの可能性が高いと考えられています。現在日本で捕獲しているサケは増殖事業による放流サケですが、生物多様性の保全という見地から国際的には野生サケの資源管理が重要視されており、海のエコラベルといわれるMSC認証の認定の際の条件にもなっています。野生サケの遡上・産卵環境を保全していくことは、これまで増殖事業に頼ってきた日本においては今後ますます重要になってきます。

その後すすめてきた水質調査や水生生物調査は、実際の水質の変化や水生生物の棲息状況を確認するという意義とともに、地元の住民を含めた市民が直接河川環境に触れ、その保全の大切さを学ぶ上でも重要であり、今後も取り組みの輪を広げていきたいと思います。



モベツ川河川調査の様子



藻別川支流、豊岡川にて

池田 和正

2010年11月の満月の日に私は、水槽にビデオカメラをセットして、豊岡川の中に足を踏み入れた。

最初の撮影ポイント、「にごり橋」付近では、10尾もいただろうか、鮭が遡上している。

目の前の光景は確かに異常であった。三面ばり(河川改修で川の岸、底をコンクリートで覆われた川)の川幅が3メートルに満たない場所で、ほんの少しだけ残された水草にひっそりと身を隠す鮭達がいた。カメラを無造作にその水草の中に入れてみる。

隠れていた鮭は一斉に逃げ出す元気があった。こうなったら中々鮭達をカメラに収めることができない。鮭達が落ち着くのを待つしかないのだ。 しかし、何故に鮭達はこの川を選んだのだろうか。川底の砂利は僅か10センチぐらいだ。しかも川底のコンクリートの凹凸が鮭の腹を傷つけて行く。鮭の産卵床は川の中に湧き水があり、川砂利も十分に満たされた所で形成されると聞く。何故、この川を選んだのだろうか。

鮭達が落ち着きを取り戻した。今度はゆっくりと心の中で「さっきは、いきなり挨拶もしないで、カメラを突っ込んで悪かった、どうか姿を撮らせてくれないか」と繰り返す。いつしかそれは、言葉になっていた。すると、1尾の雌鮭がカメラに近づいてくれた。もう、産卵を終えたのだろうか、その鮭に問いかけてみる。雌鮭はそれに答えるはに、カメラを入れた水槽の周りをゆっくりとその姿を見せてくれた。よく見ると、片目が白濁している。背びれ、尾びれも痛んでいる。産卵を終えた鮭だ。その鮭の目とカメラのファインダー越しに目が合う。それは何かを訴えている様に見

えた。突然のことで、私も胸に詰まる思いが走る。その時はまるで時間という観念を超えた時間だった。何分か水槽に纏わり付いていた鮭が離れると、他の鮭も姿を見せてくれた。そして、最後に卵1粒がこの地点で確認できた。間違いない、鮭は豊岡川で産卵している。そう確信し、上流に移動した。

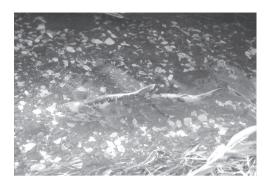
最初の地点より3キロ程の第2ポイント に到着。周りは収穫を終えたのどかな畑が 広がっている。

畑の間を繋ぐ小さな橋がある。名は無い。 早速、その橋の川下から川に入った。最初 に目に飛び込んで来たのは橋の下で横たわ る鮭が3尾。一匹は、半分以上も水から出 た鮭だ。私が近づくと、身を捩らせて私の 気配を察知している。もう2匹は、所々が 鳥?に突かれたのか身が欠損している死ん だホッチャレだ。産卵という使命を果たし たのかは解らない。この場所での産卵床は 確認できなかった。更に上流に向かう。第 3ポイントは、先程のポイントより 2.3 キ 口上流かと思われる。ここも、橋が架かっ ている。橋の上から様子をうかがう。鮭は 遡上していた。そして何よりの収穫は産卵 床を確認できた事だ。S古老が川の中を手探 りで探していたら10個程の卵を見つけた。



私には到底、川の中に湧き水があり、産卵 床がどの辺にあるのかわからない。S古老 はいとも容易く、「この辺りにあると思うん だけどなぁ」といって産卵床を探し当てて くれた。とても薄い白い膜に覆われた卵は 受精卵かどうかはわからないが、春には稚 魚の姿で現れる事を祈る。それから、アイ ヌの 0 氏が、声を上げる。 0 氏の手には、 沢ガニの足一本。それを大事そうに持って 来た。話によるとその昔には沢ガニがどの 川にも沢山いたとの事である。足の長さか ら察して子供の手のひら位の大きさであろ う。多様な生物がこの川に生息している証 になる。鮭を追いながら水中での撮影をし ていると、カエルを一匹見つけた。エゾア カガエルだ。水中でじっとこちらの様子を 伺っている。私にはこのカエルも何かを訴 えているように感じた。この川は、生きて いる。上を見上げれば鳶が輪を描きながら 飛んでいる。死絶えた鮭を狙っているのだ ろう。この川は未だ生きている。

この日、予定していた最終ポイントのK 宅前で K 氏に豊岡川の様子を聞く事ができ た。何でもこの川を改修した時にK氏宅近 くの川に段差が付いて、これ以上の上流に は鮭は遡上できないとの事であった。これ 以上の上流には鮭はいない。だが、鮭以外 の生物がいる可能性はある。そして何より この目でこの川の最上流部を確認したかっ た。産業廃棄物最終処分場。この川の源流 には建築途中のそれが見えるはずだ。谷地 を歩き、川幅が1メートルにも満たない川 に分け入った。上流に向かって川の中を歩 く。目の前を小さな魚が川上に逃げたり, 川下に逃げたりしている。カメラではその 姿を捉える事がかなわなかった。なんと言 う種類の魚かも確認できない程の素早い動 きである。この辺り迄来ると川には三面張 り改修が施されていない。川石に藻が付い ている。人の手が入っていないからだと思



う。そして慎重に歩み続けると次第に目の 前が明るくなって来る。そしてじょじょに 施設の現場が見えて来る。沢あいの丘は無 惨にも木々が切られ、土がむき出しになっ ている。それから目の前は急に開けた。産 廃の工事現場である。調整池からか細く流 れる源流。その奥にはコンクリート製の構 造物がある。高さは10メートル位か。削 り取られた丘の上には工事車両が息をひそ めていた。日曜のこの日、現場は人気が無 かった。それが返って目の前に広がる光景 を異様なものにしている。最初のポイント でファインダーを通して鮭と目が合った様 に時間が止まっているような錯覚を感じた。 この日、目にした(撮影した)生物は今年、 来年とその先も見る事ができるのであろう か。結果はこの川に関係する生物の一部分 でも絶えればわかるこなのだから。

(2011年1月「ゆうひろば」第127号より)

◆池田和正(いけだかずまさ)

1964年生まれ。札幌在住。モペッ・サンクチャリ・ネットワーク所属。

※この現地調査の際の映像は、You Yube で公開されています。

「君はワイルドサーモンを知っているか I」 http://www.youtube.com/watch?v=F5WJRdAI-Xo

「君はワイルドサーモンを知っているかⅡ」 http://www.youtube.com/watch?v=SXDPRaqhvss

豊岡川底生動物調査結果報告書

1 目的

本調査は、産業廃棄物処理施設に伴う豊岡川の底生動物相に与える影響を把握するため、施設建設前の豊岡川の底生動物相を把握することを目的とした。

2 調査概要

① 調査日:2011年9月19日

②調査地:モベツ川支流豊岡川(紋別市)堂地橋付近



調査地の状況

③ 調査方法

- ・定量的採集: 堂地橋付近において河道内に存在する2種類の河床環境(礫質、落葉溜り) それぞれに30cm×30 cmの方形区を3箇所設定し、各3箇所の方形区内に生息する底生動物を河床材料とともにネットで採集し、それぞれひとつのサンプルとし、その中に含まれる水生昆虫を無水エチルアルコールで固定した後室内で同定し、種類、個体数を記録し、全体の湿重量を測定した。
- ・定性的採集:堂地橋下流 30m 区間を口径 30cm のタモ網を使用し、2 人で5 分間採集し、 採集された底生動物を無水エチルアルコールで固定した後室内で同定し、種類、個体数を記録し、全体の湿重量を測定した。

3 調査結果

豊岡川堂地橋付近において定量的採集と定性的採集を実施した結果、少なくとも 23 科 23 種の底生動物が確認された (表 1)。この中にはガガンボ科の数種とユスリカ科の数種が含まれているため、実際の底生動物は 23 種以上となる。

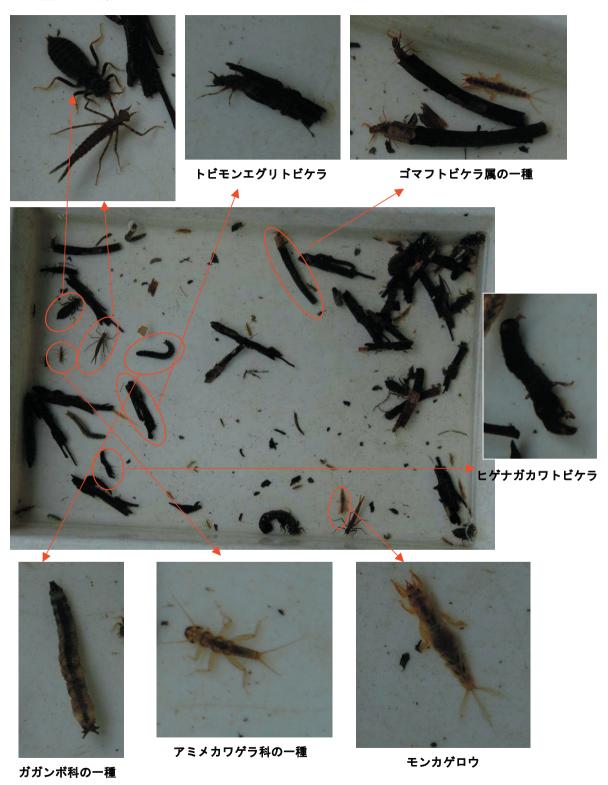
採集された種類の内ゴマフトビケラ属の一種は、カラフトゴマフトビケラとゴマフトビケラのいずれかであり、このどちらも北海道レッドデータブック(2001)希少種に指定されている。この2種は幼虫段階では同定できないため、種類の特定は6月~8月に出現する成虫を確認することが必要である。なお、カラフトゴマフトビケラは渓流河川に生息し、ゴマフトビケラは湿原河川に生息すると考えられているため、豊岡川で確認されたゴマフトビケラ属の一種はカラフトゴマフトビケラである可能性が高い。

表 1 豊岡川底生動物採集結果(採集日:2011年9月19日)

			定量採集(30×	30cm×3箇所)	定性採集
	科名	種名	礫質	落葉溜り	30m 区間(2 人× 5 分間)
1		貧毛類の仲間	6		
2	キタヨコエビ科	オオエゾヨコエビ			5
3	コカゲロウ科	コカゲロウ属の一種		1	
4	トビイロカゲロウ科	トビイイロカゲロウ属の一種		1	
5	モンカゲロウ科	モンカゲロウ	5	10	10
6	カワトンボ科	ニホンカワトンボ		1	2
7	サナエトンボ科	モイワサナエ		13	7
8	オナシカワゲラ科	オナシカワゲラ属		4	
9	アミメカワゲラ科	アミメカワゲラ科の一種	1	7	11
10	センブリ科	センブリ属の一種		1	
11	ヒロバカゲロウ科	ヒロバカゲロウ科の一種		1	
12	シマトビケラ科	コガタシマトビケラ属の一種	1		
13	ヒゲナガカワトビケラ科	ヒゲナガカワトビケラ	1		6
14	ナガレトビケラ科	ナガレトビケラ属の一種	1		
15	コエグリトビケラ科	コエグリトビケラ属の一種	1		
16	ニンギョウトビケラ科	ニンギョウトビケラ	4		
17	トビケラ科	ゴマフトビケラ属の一種		8	17
18	エグリトビケラ科	トビモンエグリトビケラ		15	6
19	ガガンボ科	ガガンボ科の数種	3	1	12
20	ユスリカ科	ユスリカ科の数種	1	5	
21	ガムシ科	スジヒメガムシ			2
22	ゲンゴロウ科	モンキマメゲンゴロウ			1
	ミズスマシ科	ミズスマシ科の一種			1
		個体数	24	68	80
		湿重量 (g)	0.32	8.01	

________ モニタリング候補種

豊岡川で採集された主な底生動物



豊岡川で採集された主な底生動物

豊岡川で採集された主な底生動物					
種名 生態等	幼虫写真	成虫			
ゴマフトビケラ属の一種 幼虫は植物片で作った筒 型の携巣を造り携巣ごと 移動しながら生活している。 カラフトゴマフトビケラ は渓流河川に生息に河川 に生息すると考えられている。		写真はゴマフトビケラ(「日本産水生昆虫:東海大学出版会」より転載)			
モイワサナエ 幼虫は河川中流から上流 域に生息し、5月下旬か ら8月にかけて羽化する。 北海道内のほぼ全域に生 息している。					
ニホンカワトンボ 幼虫は河川中流から上流 域に生息し、6月上旬か ら8月にかけて羽化する。 北海道内のほぼ全域に生 息している。					

豊岡川で採集された主な底生動物

豊岡川で採集された主な底生	_ 	
種名 生態等	幼虫写真	成虫
ガガンボ科の一種 幼虫は河川の下流から 上流にかけて広い範囲 に生息している。		
ヒゲナガカワトビケラ 幼虫は河川中流から上 流域に生息し、石の裏 などに砂利を集めた巣 を造り、水中に含まれ る有機物を餌として生 活している。		
モンカゲロウ 幼虫は河川の下流から 上流にかけて広い範囲 に生息している。 (成虫写真はフタスジ モンカゲロウ)		

4 考察

今回の調査で確認された底生動物から、水質を判定する方法のひとつである「ベック - 津田 β 法」を適用して、豊岡川の水質の状況を判定してみた。

<ベック - 津田β法>

設定地点の瀬で標準面積を限らず、4人で30分間採取するなど、人数と時間を決め、できるだけ広範囲から採取する方法。豊岡川では2人で5分間の定性的採集と30×30cmを3箇所の定量的採集を行なったため、ベック-津田 α 法ではなく、ベック-津田 β 法を採用した。採取した対象種を以下の2グループに分け、汚濁指数を求める方法である。

なお、ベック - 津田 α 法は 50×50 cm のコドラートで 2 回採集して種類数から判定する方法であり、今回の調査ではコドラートの大きさが異なるため、採用しなかった。

グループ A: 汚濁に耐えられない種類(Intolerant Species) グループ B: 汚濁に耐えうる種類(Tolerant Species) 汚濁生物指数(Biotic Index)=2A + B

汚水生物系列	汚濁生物指数(Biotic Index)		
きれいな水	30~		
少し汚れた水	15~29		
汚れた水	6~14		
大変汚れた水	0~5		

このベック - 津田 β 法で豊岡川の汚濁生物指数 (Biotic Index) を求めた。

グループ A 該当種:10種 グループ B 該当種:2種

グループ不明種:11種→グループB該当種として計算

汚濁生物指数 (Biotic Index) = $2A + B = 2 \times 10 + 13 = 33$

汚濁耐性種の区分は一覧表があるが、全ての底生動物について区分されておらず、グループ A と判断できる種はグループ A 該当種に、不明な種類はグループ B 該当種とした(表 2)。 この結果、汚濁生物指数(Biotic Index)は 33 となり、豊岡川はきれいな水と判定されることになる。

表 2 豊岡川で採集された底生動物の汚濁耐忍性

	任力	汚	汚濁耐忍性		
	種名	Α	В	不明	
1	貧毛類の仲間				
2	オオエゾヨコエビ	•			
3	コカゲロウ属の一種	•			
4	トビイイロカゲロウ属の一種	•			
5	モンカゲロウ				
6	ニホンカワトンボ	•			
7	モイワサナエ				
8	オナシカワゲラ属				
9	アミメカワゲラ科の一種	•			
10	センブリ属の一種				
11	ヒロバカゲロウ科の一種				
12	コガタシマトビケラ属の一種				
13	ヒゲナガカワトビケラ				
14	ナガレトビケラ属の一種				
15	コエグリトビケラ属の一種				
16	ニンギョウトビケラ				
17	ゴマフトビケラ属の一種				
18	トビモンエグリトビケラ				
19	ガガンボ科の数種				
20	ユスリカ科の数種				
21	スジヒメガムシ				
22	モンキマメゲンゴロウ				
23	ミズスマシ科の一種				
	種数	10	2	11	
			1	3	

Biotic Index = $2A + B = 2 \times 10 + 13 = 33$

5 今後のモニタリング

廃棄物処理場の建設に伴って、豊岡川の底生動物相に変化の有無について継続的にモニタリングする必要があるが、その際のモニタリング方法について複数案を示す。

- ① 今回の調査方法をそのまま同時期に実施し、比較する。
- ② 今回の調査方法から、堂地橋下流 30m 区間を口径 30cm のタモ網を使用し、2人で5分間採集する定性的採集を行い、比較する。調査時期は今回と同様の時期とする。
- ③ ②の定性的採集を実施し、モニタリング指標種を数種決めて、その指標種のみの個体数を比較する。

以上の3種類のモニタリング方法が考えられるが、底生動物を採集せずに行なうモニタリング方法として、モイワサナエが羽化する5月末から6月にかけて、期間と日数、採集範囲を定めて羽化殻を採集する方法もある。ただし、発生量に年変動があるものと考えられるため、この方法を実施する場合は数年間に亘る継続的な調査を行い、豊岡川のモイワサナエ発生量(羽化殻数)を把握しておく必要がある。

紋別市豊岡川水生昆虫目録(2011年9月19日採集)

	目名	科名	種名	学名	備考
1			貧毛類の仲間	Tubificidae spp.	
2	ヨコエビ目	キタヨコエビ科	オオエゾヨコエビ	Jesogammarus jesoensis	
3		コカゲロウ科	コカゲロウ属の一 種	Baetis sp.	
4	カゲロウ目	トビイロカゲロウ科	トビイイロカゲロ ウ属の一種	Paraleptophlebia sp.	
5		モンカゲロウ科	モンカゲロウ	Ephemera strigata	
6	トンボ目	カワトンボ科	ニホンカワトンボ	Mnais costalis	
7	トンか日	サナエトンボ科	モイワサナエ	Davidius moiwanus moiwanus	
8	カワゲラ目	オナシカワゲラ科	オナシカワゲラ属	Nemoura sp.	
9	カラケラ目	アミメカワゲラ科	アミメカワゲラ科 の一種	Perlodidae sp.	
10	ヘビトンボ目	センブリ科	センブリ属の一種	Sialis sp.	
11	ヘビドンが日	ヒロバカゲロウ科	ヒロバカゲロウ科 の一種		
12		シマトビケラ科	コガタシマトビケ ラ属の一種	sp.	
13		ヒゲナガカワトビケ ラ科	ヒゲナガカワトビ ケラ	marmorata	
14		ナガレトビケラ科	ナガレトビケラ属 の一種		
15	トビケラ目	コエグリトビケラ科	コエグリトビケラ 属の一種		
16		ニンギョウトビケラ 科	ニンギョウトビケ ラ	3 1	
17		トビケラ科	ゴマフトビケラ属 の一種 *	·	北海道レッドデー タブック希少種
18		エグリトビケラ科	トビモンエグリト ビケラ	Hydatophylax festivus	
19	ハエ目	ガガンボ科	ガガンボ科の数種	Tipulidae spp.	
20	/) 上日	ユスリカ科	ユスリカ科の数種	Chironomidae spp.	
21		ガムシ科	スジヒメガムシ	Hydrocassis lacustris	
22	コウチュウ目	ゲンゴロウ科	モンキマメゲンゴ ロウ	Platambus pictipennis	
23		ミズスマシ科	ミズスマシ科の一 種	Gyrinidae sp.	

ゴマフトビケラ属の一種*:カラフトゴマフトビケラ又はゴマフトビケラのいずれかで、どちらも北海道レッドデータブック(2001)希少種

8. 3.11 震災後の海と漁業

~ESDセミナー「海と大地の声を聞く」~

2012年2月、流氷がやってくる時期に私たちはまた紋別に集いました。今回のセミナーのテーマは「海と大地の声を聞く~3.11震災後を生きる私たちに問われるもの~」。

漁師として海とともに生きてきた畠山さんの「海を守るには陸(おか)を 守らなければならない」という思いをより普遍的な文脈に位置づけて考えて いくことを目的としました。

同時に、3.11 の震災による福島原発事故によって海に拡散した放射能汚染の問題や、実際に被災された漁師の方からの漁業の復興に向けた動きなどを取り上げ、これからの海と漁業のあり方や私たちの進むべき道筋を考えました。



2012年2月 オホーツク・紋別ESDセミナー

オホーツク・紋別 ESD (持続可能な開発のための教育) セミナー 海と大地の声をきく

~3.11震災後を生きる私たちに問われるもの~

北海道と呼ばれる前のこの島は、人が自然に抱かれて生きる「人間の大地(アイヌモシリ)」でした。無限の恵みを人に与え続けた森・川・海は、いま、人間たちの知恵と勇気を持って守らなければならないほど傷ついています。森から海へ生き物たちに命の糧を運び続けた水が、降り積もった放射能や有毒人工化学合成物質まで運び込む時代を迎えてしまった私たちは、これからどこに向かって希望の手がかりをつかんだらよいのでしょうか? 一度立ち止まってご一緒に考え、語り合ってみませんか?

- ■日 時 2012年2月18日(土) 10:00~18:30
- ■会場 紋別市オホーツク交流センター・多目的ホール
- ■入場無料
- ■プログラム

第一部 海と魚と放射能汚染 10:00~12:00

セミナー開催趣旨の説明

DVD上映会 水口憲哉東京海洋大学名誉教授「海の汚染、魚の汚染」 話し合い~DVDを観て~

(12:00~13:30 昼食タイム)

第二部 森・川・海のつながりと漁業 13:30~15:20

講演1「森林・河川改変が海洋生態系と漁業に与える影響」

お話:佐々木克之さん(北海道自然保護協会副会長)

講演2「被災漁師の"森は海の恋人"運動」

お話:畠山信さん(気仙沼在住・NPO法人森は海の恋人副理事長)

(15:20~40 休憩タイム)

第三部 アイヌ漁師畠山敏と海 15:40~18:30

講演3「国連宣言が日本人の常識になるまで」

お話:畠山敏さん(北海道アイヌ協会紋別支部長)

全体での話し合い

コメンテーター:上村英明さん(市民外交センター代表)

- ■主催 NPO法人さっぽろ自由学校「遊」
- ■協力 紋別平和運動フォーラム/北教組紋別市支会/北海道アイヌ協会紋別支部/ モペッ・サンクチュアリ・ネットワーク

<セミナー報告>

オホーツク・紋別ESDセミナー

「海と大地の声を聞く~3.11震災後を生きる私たちに問われるもの~」

野口 扶美子

「遊」では、2009年よりアイヌの長老・漁師の畠山敏さんや、地域内外の支援者、東京のNGOと共に、アイヌの権利回復を重ねた持続可能な地域づくりを目指す取り組みを行ってきました。この中で、畠山さんを支える多様な人びとを緩やかにネットワークし、森川海のつながりを大事にした持続可能な紋別の地域づくりを進める「モペッ・サンクチュアリ・ネットワーク」が、2010年に立ち上がりました。モペッの活動をさらに進めるため、「遊」は、2月18日、紋別市オホーツクセンターで「海と大地の声を聞く~3.11震災後を生きるわたしたちに問われるもの~」を開催しました。

セミナーの背景には、畠山さんら地元の アイヌ民族が、鮭を迎えるアイヌの儀式を 行う藻別川上流に建設されている産廃施設 の問題がありました。これまで、畠山さんは、 開発企業側に地元のアイヌ民族を、地域の 開発におけるステークホルダーとして認め させる協定に向けた調停を進め、モペッは、 それを支援してきました。特に、産廃に持 ち込まれる可能性が高い、放射能に汚染さ れた震災がれきを調停の中でどう扱うかに ついて検討を重ねました。持ち込まれれば、 海・森・川の全ての自然生態系や、地域の 漁業などの人びとの生業にも大きな影響を 与えかねません。セミナーは、こうした課 題を共有し、今後の活動の方向性を探るた めの議論の場とすることも目的としていま した。

セミナーは全3部の構成で、二人のゲストをお招きしました。札幌からは、北海道自然保護協会副会長の佐々木克之さん、気仙沼から、牡蠣漁師でNPO法人森は海の恋人副理事長をつとめる畠山信さんです。セ

ミナーには、紋別の教員や住民のほか、札幌、東京からも、約50名の参加がありました。

◆第一部

「海と魚と放射能汚染」をテーマに、東京 海洋大学の水口憲哉名誉教授へのインタビ ューDVD「海の汚染、魚の汚染」*を上 映。このインタビュー DVD の中で印象に残 ったのは、「福島近海の魚を食べなければ良 いというのではなく、海の中の放射能にど ういった魚がどう遭遇するのかが大事であ り、回遊魚の生態や海の汚染の状況、海流 などをすべて合わせて判断をする必要があ る」という言葉でした。DVD 上映の後は、 モペッのメンバーで、原発の問題提起のた めの映画上映や情報提供活動も行っている 鷲頭幹夫さんの司会で、参加者間で意見交 換や感想を共有しました。「広島・長崎から 始まり日本には放射能のことを考える機会 が多々あったのに全く考えてこられなかっ た」、「次世代のことを考えて政策をつくる べき」、「自分と社会全員の責任を問うこと で、責任を明確にしていくことが大事」、「多 種多様な情報があるが、これらをうのみに せず、自分で調査や研究をし、自分の真実 をつくっていくことが重要」、といった意見 が出ました。

*本 DVD は、畠山敏さんの先住民族生存捕鯨を目指す取り組みを記録している「森の映画社」により制作されました。

◆第二部

「森・川・海のつながりと漁業」をテーマに、 二人のゲストからお話を伺いました。

「森林・河川改変が海洋生態系と漁業に与える影響」

北海道自然保護協会副会長 佐々木克之さん

オホーツク海に流れ込むアムール川には、 鉄が多く含まれており、生産力の高い海に している。森林の荒廃だけでなく、魚はふ ちが無いと休めないため、河川の直線化や 三面張りによる河川の改変は大きな影響を 与える。放流にお金をかけなくても、川さ えちゃんとしていれば、漁獲量を確保でき る。日本では、利水の必要性も減っており、 ダムの必要性は落ちている。アメリカワシ ントン州では、先住民族の鮭の復活要求を 重視して、ダムを撤去した。これからは、 川を官僚のものではなく、国民に取り戻す 運動が必要になる。国交省が治水について 国民の目の前で議論できるようになるべき です。

「被災漁師の"森は海の恋人"運動」

NPO 法人森は海の恋人副理事長 畠山信さん

森は海の恋人の背景には、ダム問題への 反対運動があった。反対運動を今の社会で すると小さなテロのようにとられる。正面 切ってダム運動反対としていると、時代は 付いてこないので、やんわりと回りを巻き 込む運動として、森に木を植える運動をし てきた。昭和30年代までは、木造船しかな く、漁師は木造船をつくる技術も持ってい た。そのため、子孫のために木を植えるこ とが文化としてあった。

1トンの植物プランクトンが無いと1キロの魚にならない。アムール川の水は、三陸沖にも流れ、海を豊かにしている。植物プランクトンには、光・水・栄養素(窒素、リン酸、カリウム)、鉄(フルボ酸鉄)が必要。川に流れる腐葉土(フルボ酸)と土(鉄分)があわさって、フルボ酸鉄になる。

地震の時は、船を守るために沖出ししようとした。途中まで津波の引き潮に乗ってすごいスピードで進んでいった。津波のピークに乗った後、波の後ろに落とされ、船が壊れなかったが、エンジンがだめになってしまった。海を見たら細い潮の流れがあ

るのが見え、船を捨て、泳いで大島に泳ぎ着いた。4日後、自衛隊のヘリで集落に帰った。それ以降、地域の自然やもともとの伝統的なつながりを大事にした地域復興を目指す取り組みを進めている。生産をしていいのかどうかを判断するため、4月より、研究者と共に、海底に何が沈んでいるのか等海の状況についての調査を始めた。9月までには、だいぶ海の中が回復してきた。放射能値の測定もしており、地域の海域からは検出されていない。

◆第三部

アイヌ民族であることを否定していた畠山さんが、アイヌとしての権利回復運動に取組むようになった経緯や問題意識を共有したことを皮切りに、参加者からも関連情報を共有し、意見交換を行いました。

<関連情報>

紋別アイヌの歴史について(鷲頭幹夫さん)

アイヌは、文字を持たないため、残って いる歴史は限られたものしかない。一番古 い資料は、1670年の津軽藩から密偵を使わ して北海道を調べた「津軽一統志」の中に、 「マウベツのコタンに 100 名ほど、大将ク ヘチャイン」という表記がある。オランダ 人のフリース号の艦隊がジパング探検航海 をした際の記録に、アイヌはクジラを獲っ て分け合っていたと書かれている。江戸時 代の初め、アイヌの人たちは、槍の先にト リカブトの毒を塗り、おひょうという木の 根っこで編んだロープを木に結び付けて、 クジラを獲っていた。場所請負人の記録(天 保9年)によると、紋別は、265戸1191 人のアイヌがいた。他の漁場への労働力を 提供していった結果、明治38年ごろまでに、 35 戸 157 人まで激減している。これは自 然現象ではない。長期で大量に魚場稼ぎに 雇われ、再び故郷に戻ることはないという ことが明治の初めにあった。

1875年、紋別場所(場所請負制度)の戸

籍簿ができた。この戸籍簿の中に、キケニンパというモベツコタンの長老の名前が出て来る。キケニンパは、後、大石蔵太郎に改姓した。大石さんは、湧別から雄武までの10カ村を統率。大石蔵太郎さんの子孫が、畠山さんのお爺さんの大石さん。母なるモベツ川をこれ以上汚さないでくださいという主張をしているが、これが畠山さんの祖先にとっても大事な川であったという主張につながっている。

捕鯨のメカニズムについて(寺地五一さん)

捕鯨に関しては、国際捕鯨取締条約(IWC) がある。科学的に鯨の資源を算定する根拠 がないなかで、反捕鯨の運動が高まってい る。算定の根拠がないのなら、とりあえず 商業捕鯨を停止するというモラトリアムが 設置されている。日本は1987年から、調 **査捕鯨を実施。これは、商業捕鯨の隠れ蓑** と言われている。日本鯨類研究所が調査捕 鯨をおこない、捕鯨の操業をしているのは、 共同船舶。広報を日本捕鯨協会行い、全体 を水産庁が取りまとめている。調査捕鯨の 鯨肉の利益の50億や、助成金、補助金、無 利子の貸付金等で賄われている。250名の 天下りの人がそこにぶら下がっている。大 きな利権ではないが、行政を含めた利権を 維持するために、捕鯨文化は日本の文化と いうことを主張している。政府は、日本が 主張する小型沿岸捕鯨に一緒に入って主張 すれば、アイヌ民族の捕鯨が何とかなるか もしれないと言っている。IWC の先住民族 生存捕鯨枠にあるのが、アメリカ・ロシア・ カリブ、フランス。世界で IWC に加盟して いないで伝統捕鯨をしている国は、10数カ 国ある。ここに日本が、大和民族伝統捕鯨 という形で入っている。

主な意見

生産者が東北からいなくなってきている。 これほど崩壊近くまで打撃を受けた漁村が、 これからどうなるのか。東北の社会全体が 日本の政府を巻き込んで考えていかなければならず、利益で漁業を考えてはならない。 何とか地域を守って地域で暮らしていくことを考えていかなければならない。

アイヌ民族の権利が常識にならないいろんなシステムが日本の中にある。2007年9月に国連の先住民族宣言が採択された。この中で漁業権等がどう実現するのかを具体的に考えなければならない。

セミナーの終わりに、市民外交センター 代表の上村英明さんが、一日のセミナーを 以下の4点に取りまとめました。

- ① 近代的な発想を常識として考えることが 長い間社会の支配的な考え方で、これまで 先住民族の問題を先住民族の視点から考え る必要はなかった。**紋別で物を考えるとい う固有の視点が重要**。
- ② 森と海と里がつながっているという考え 方がアイヌの中にもあった。どういうつな がりをとり戻したいのか、人と人、人と自 然をつなぐあり方を、伝統的な知識をもと に、新しい時代に即して考えていく必要が ある。
- ③ 日本の漁業権は、漁村を中心に与えられており、北海道は、完全に例外。コタンは、強制移住や和人の移住があったため、アイヌの漁村は完全に解体されてしまった。アイヌ民族の漁業権は、基本的に無い。もともとあるはずの漁業権は、北海道にはなく、これは植民地。行政には限界があり、多様な運動を組み合わせていかないと、一般の市民の人たちを動かしていけない。
- ④ 紋別を持続可能にしていくには、アイヌ 民族の権利回復を考えながら、人づくり・ 地域づくりをすすめていくことが重要。

(2012年3月「ゆうひろば」第134号より)

◆野口扶美子(のぐちふみこ)

ESD-J、大学に勤務。2011 年より、ロイヤルメルボルン工科大学博士課程在学。

自由 佐

★さっぽろ自由学校「遊」とは?

市民がつくる市民に開かれたオルタナティブな学びの場です。人権、平和、開発、環境、ジェンダー、多文化共生など私たち市民が未来に向けて取り組むべき課題について、共に語り合い、楽しみながら共に学びあいます。そして、私たち一人ひとりが出会いと共同作業の中で、新しい社会の担い手としての力をつけていく、そんな場を目指しています。

★さっぽろ自由学校「遊」の活動

1. 講座・ワークショップの開催

人権、平和、環境、開発、多文化共生、市民文化などをテーマとした講座等を年間を 通して開講しています。

2. 調査・提言活動

市民による学習・調査活動を実施し、成果を地域に発信・提言しています。

3. 情報発信

会報誌「ゆうひろば」(年6回発行)、ホームページ、メーリングリスト、学習用小冊 子等を通じて、市民活動や市民学習に関する情報を発信しています。

4. 教材・プログラム開発/人材育成

市民が活用できる教材・プログラムの開発や、参加型学習を推進していく人材の育成を行います。

5. オルタナティブツアーの実施

環境や開発を考えるツアーなど、オルタナティブでオリジナルなツアーを実施します。

6. 市民による学習ネットワークの形成

市民、市民活動団体、教育関係者、行政や企業を結び、市民による学習活動を促進するネットワークを形成します。

アイヌ民族の権利回復と持続可能な地域づくり オホーツク・紋別におけるESDの取組み 2009 - 2011

2012年3月27日発行

編集・発行 NPO法人さっぽろ自由学校「遊」 〒 060-0061 札幌市中央区南1条西5丁目愛生舘ビル2F TEL.011-252-6752 FAX.011-252-6752 syu@sapporoyu.org http://sapporoyu.org/

